

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

令和3年4月1日木曜日 第193号外2

♦ 目 次 ♦ 規 則 愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則......(人事課).....1 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則......(")13 組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則......(")14 愛媛県会計規則の一部を改正する規則......(会計課).....15 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書きに規定する主要な職員を定 める規則の一部を改正する規則.......(公営企業管理局総務課)......17 告 示 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲 覧に供する方法の一部改正......(行革分権課行政管理室).....18 愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正............(林業政策課).....19 愛媛県土木丁事共通仕様書の一部改正......(土木管理課技術企画室).....19 港湾施設の概要 (港湾海岸課)……20 県営住宅の家賃の収納事務の委託......(建築住宅課).....20 道路の区域変更(県道松山港内宮線)......(中予地方局管理課)......20 愛媛県処務細則の一部を改正する訓令......(人事課).....20 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令......(")......21 愛媛県地方局処務担程の一部を改正する訓令 (") 73 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令......(組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.......(")...104 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令......(人事課職員厚生室)...117 愛媛県デジタル総合戦略本部規程......(デジタルシフト推進課)...120 教育委員会規則 愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則 (教育総務課) 124 教育委員会訓令 人事委員会規則 職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員派遣等に関する規則の一部を改正する規則......(人事委員会事務局)...129 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....() ... 130 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則......() ... 135 公営企業管理規程 **公世企業訓令**

規

則

○愛媛県規則第56号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則(昭和55年愛媛県規則第15号)の一部を次のように改正する。

(局及び課)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正

(局及び課)

及び当該右欄に掲げる課を置く。

省略		
企画振	政策企	総合政策課、 <u>地域政策課、企画統計課</u> 、
興部	画 局	秘書課、広報広聴課
	<u>デ ジ タ</u>	スマート行政推進課、デジタルシフト推
	ル戦略	進課
	邑	
観光ス	省 略	
<u>ポーツ</u>	文 化 局	省略
文化部	観光交	観光国際課、自転車新文化推進課
	<u>流 局</u>	
県民環	省 略	
境部	防災局	防災危機管理課、消防防災安全課、原子力
		安全対策課
	省 略	
省略		
経済労	省 略	
働部	産業支	産業創出課 <u>、産業人材課</u> 、経営支援課
	援 局	
省略		

第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる **第4条の2** 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる 室を置く。

省略	
スマート行政推進課	総務事務改革室
地域スポーツ課	オリパラ推進室
観光国際課	航空政策室
省略	
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

- 2 省略
- 3 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)・(2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略

改 正

第4条 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局 **|第4条** 次の表の左欄に掲げる部に、それぞれ当該中欄に掲げる局 及び当該右欄に掲げる課を置く。

省略		
企画振	政策企	総合政策課、 <u>自転車新文化推進課</u> 、
興部	画局	秘書課、広報広聴課 <u>、統計課、情報シス</u>
		<u>テム課</u>
	地 域 振	地域政策課、交通対策課
	興 局	
スポー	省略	
<u>ツ・文</u>	文 化 局	省略
化部		
県民環	省 略	
境部	防災局	消防防災安全課、防災危機管理課、原子力
		安全対策課
	省 略	
省略		
経済労	省 略	
働部	産業支	産業創出課、経営支援課
	援 局	
	観光交	観光物産課、国際交流課
	<u>流 局</u>	
省略		

(室)

室を置く。

省略	
総合政策課	デジタル戦略室
地域スポーツ課	オリパラ・マスターズ推進
	室
省略	
<u> </u>	<u>産業人材室</u>
省略	

(総務部各課の所掌事務)

第7条 省略

- 2 省略
- 3 市町振興課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)・(2) 省略
- ③ 行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関す ること(他の主管に属するものを除く。)。
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- 4・5 省略
- 6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び<u>第10号から第12号</u>までの事務は、 行政管理室が所掌する。
- (1)~(5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- 7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

- 第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、 次のとおりとする。
- (1)~(9) 省略
- 2 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域振興に関すること。
 - (2) 規制緩和に関する事務の総括に関すること。
 - ③ 国立大学及び国立高等専門学校に関すること(他の主管に属 するものを除く。)。
 - (4) 南予地域活性化の総括に関すること。
 - (5) 離島、過疎地域及び半島の振興に関すること。
 - (6) 地方拠点都市地域の整備促進に関すること。
 - (7) 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること (他の主管に属するものを除く。)。
 - (8) 太平洋新国土軸構想の推進に関すること。
 - (9) 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関すること(他の主管 に属するものを除く。)。
- 3 企画統計課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 国勢調査に関すること。
- (2) 統計に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
- (3) 統計資料の刊行及び整備に関すること。
- 4 省略
- 5 省略

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- 10 省略
- (11) 省略
- 4・5 省略
- 6 行革分権課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第2号から第5号まで及び<u>第12号から第14号</u>までの事務は、 行政管理室が所掌する。
 - (1)~(5) 省略
 - (6) 庁内働き方改革の推進に関すること (他の主管に属するものを除く。)。
 - (7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - ⑩ 総務系事務の集約処理に関すること。
 - (11) 省略
 - (12) 省略
 - (13) 省略
 - (14) 省略
- 7 省略

(企画振興部各課の所掌事務)

- 第8条 総合政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。この場合において、第10号から第12号までの事務は、デジタル戦略室が所掌する。
 - (1)~(9) 省略
 - (ii) デジタル化施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
 - △□○ 小規模施設特定有線一般放送に関すること。
 - (12) デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- 2 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - ① 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
 - ② 自転車新文化の普及及び拡大に関すること。

- 3 省略
- 4 省略
- 5 統計課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 国勢調査に関すること。
 - ② 統計に関すること(他の主管に属するものを除く。)。

- 6 $\underline{\mathsf{Z}} = \mathsf{Z} = \mathsf{Z} + \mathsf{Z} = \mathsf{Z} =$ 合において、第8号の事務は、総務事務改革室が所掌する。
- (1) 庁内働き方改革の推進に関すること(他の主管に属するもの <u>を除く。)。</u>
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 総務系事務改革の推進に関すること。
- 7 デジタルシフト推進課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) デジタル化施策の総合企画、総合調整及び推進に関するこ
- (2) 小規模施設特定有線一般放送に関すること。
- (3) デジタルマーケティングの総合企画、総合調整及び推進に関
- (4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号等に関す ること(他の主管に属するものを除く。)。

(観光スポーツ文化部各課の所掌事務)

- のほか、次のとおりとする。この場合において、第5号 の事務は、オリパラ推進室 が所掌する。
- (1)~(10) 省略
- 2~4 省略
- 5 観光国際課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合におい て、第13号から第15号までの事務は、航空政策室が所掌する。
 - (1) 観光振興の基本計画に関すること。
 - (2) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。
 - (3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。
 - (4) 観光団体等に関すること。
 - (5) 旅行業に関すること。
 - (6) 住宅宿泊事業に関すること。
 - (7) 観光まちづくりに関すること。
 - (8) 国際交流に関すること。
 - (9) 国際協力に関すること。
 - (10) 国際観光の振興に関すること。
 - (11) 海外移住に関すること。
 - (12) 海外渡航に関すること。
 - ⑴ 航空に関すること。
 - △4 空港及び空港周辺地域の整備促進に関すること。

- (3) 統計資料の刊行及び整備に関すること。
- - (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- 7 地域政策課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 地域振興に関すること。
 - (2) 規制緩和に関する事務の総括に関すること。
 - (3) 国立大学及び国立高等専門学校に関すること(他の主管に属 するものを除く。)。
 - (4) 南予地域活性化の総括に関すること。
 - (5) 離島、過疎地域及び半島の振興に関すること。
 - (6) 地方拠点都市地域の整備促進に関すること。
- 8 交通対策課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 総合交通対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること (他の主管に属するものを除く。)。
 - ② 太平洋新国土軸構想の推進に関すること。
 - (3) 航空に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
 - (4) 空港及び空港周辺地域の整備促進に関すること。
 - (5) 松山空港地域活性化構想の推進に関すること。
 - (6) 鉄道、海上交通運輸その他交通運輸に関すること(他の主管 <u>に属するものを除く。)。</u>

(スポーツ・文化部 各課の所掌事務)

- **第8条の2** 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもの **|第8条の2** 地域スポーツ課の所掌事務は、第6条に規定するもの のほか、次のとおりとする。この場合において、第5号、第6号 及び第11号の事務は、オリパラ・マスターズ推進室が所掌する。
 - (1)~(10) 省略
 - (11) 日本スポーツマスターズ2020愛媛大会の開催準備に関するこ ٤.
 - 2~4 省略

- (15) 松山空港地域活性化構想の推進に関すること。
- (16) その他観光及び国際協調に関すること (他の主管に属するものを除く。)。
- 6 自転車新文化推進課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 自転車施策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。
- (2) 自転車新文化の普及及び拡大に関すること。
- (3) サイクルツーリズムの推進に関すること。

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

- 2 · 3 省略
- 4 防災危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 災害対策の総合調整及び推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
- (2) 防災行政無線に関すること。
- (3) 危機管理対策の総合調整及び推進に関すること(他の主管に 属するものを除く。)。
- (4) 国民の保護のための措置に関すること。
- 5 省略

6~9 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

- 2~4 省略
- 5 薬務衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(16) 省略
- (17) 第58回献血運動推進全国大会の開催準備に関すること。
- 18 省略
- 6~8 省略

(経済労働部各課の所掌事務)

- 第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、 次のとおりとする。
 - (1)~(12) 省略
 - (3) 物産の販路拡大に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
 - (14) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
 - (15) 省略
 - (<u>i</u>6) その他商工業<u>及び物産</u>に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
- 2 省略
- 3 労政雇用課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(6) 省略

(県民環境部各課の所掌事務)

第9条 省略

2・3 省略

- 4 省略
- 5 防災危機管理課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 災害対策の総合調整及び推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
- (2) 防災行政無線に関すること。
- (3) 危機管理対策の総合調整及び推進に関すること(他の主管に 属するものを除く。)。
- (4) 国民の保護のための措置に関すること。
- 6~9 省略

(保健福祉部各課の所掌事務)

第10条 省略

- 2~4 省略
- 5 薬務衛生課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1)~(16) 省略
- <u>(17)</u> 省略
- 6~8 省略

(経済労働部各課の所掌事務)

- 第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。
- (1)~(12) 省略
- (13) 省略
- (14) その他商工業_____に関すること(他の主管に属するものを除く。)。
- 2 省圏
- 3 労政雇用課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第7号から第11号までの事務は、産業人材室が所掌する。
- (1)~(6) 省略
- (7) 総合的雇用対策に関すること。
- (8) 中高年齢者等の雇用対策に関すること。
- (9) 障害者の雇用対策に関すること。

4	省	略

- 5 産業人材課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 総合的雇用対策に関すること。
 - (2) 中高年齢者等の雇用対策に関すること。
 - ③ 障害者の雇用対策に関すること。
 - (4) 若年者の雇用対策に関すること。
 - (5) 外国人材に関すること。
- 6 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 中小企業からの経営に係る相談に関すること。
- (4) 中小企業に係る経営革新及び事業承継の支援に関すること。
- (6) 中小企業に係る高度化資金の貸付け _____に関す ること。
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略

(知事に首属して置く職員)

第15条の2 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長<u>、特命</u> **第15条の2** 知事に直属して営業本部長、防災安全統括部長_ 担当部長、営業副本部長、秘書広報統括監、営業本部マネージャ -、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

(部に置く職員)

第16条 省略

- 2 省略
- 3 保健福祉部に医療政策監及び感染症対策調整監を置く。

- (10) 若年者の雇用対策に関すること。
- ⑴ 外国人材に関すること。
- 4 省略

- 5 経営支援課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 省略
 - (2) 小規模企業者等に係る設備資金の貸付け及び設備貸与に関す <u>ること。</u>
 - (3) 省略
 - (4) 中小企業の経営診断及び助言に関すること。
 - (5) 中小企業に係る経営革新 の支援に関すること。

 - (7) 中小企業に係る高度化資金の貸付け及び構造改善事業に関す ること。
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
- 6 観光物産課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 観光振興の基本計画に関すること。
 - ② 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に関すること。
 - (3) 観光施設の整備及び観光客誘致の推進に関すること。
 - (4) 観光団体等に関すること。
 - (5) 旅行業に関すること。
 - (6) 住宅宿泊事業に関すること。
 - (7) 観光まちづくりに関すること。
 - (8) 物産の販路拡大に関すること(他の主管に属するものを除 <u><.).</u>
 - (9) 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
 - (10) その他観光及び物産に関すること(他の主管に属するものを 除く。)。
- 7 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 国際交流に関すること。
 - (2) 国際協力に関すること。
 - (3) 国際観光の振興に関すること。
 - (4) 国際航空路線に係る航空振興の企画及び調整に関すること。
 - (5) 松山空港の国際航空路線の利用促進に関すること。
 - (6) 海外移住に関すること。
 - (7) 海外渡航に関すること。
- (8) その他国際協調に関すること。

(知事に首属して置く職員)

___、営業副本部長、秘書広報統括監、営業本部マネージャ -、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。 (部に置く職員)

第16条 省略

- 2 省略
- 3 保健福祉部に医療政策監_

(局に置く職員)

第16条の2 省略

- 2 観光交流局にサイクリング普及調整監を置く。
- 3 4 省略
- 5 産業支援局、農業振興局及び土木管理局に技術監を置く。
- 6・7 省略

(特別の課に置く職員)

第19条 地域スポーツ課にえひめ愛・野球博推進監を置く。

- 2___ 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略

(部制)

第22条 地方局に次の部を置く。

- (1) 地域産業振興部
- (2) 省略
- (3) 農林水産振興部
- (4) 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

る。)の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(16) 省略
- (17) 中小企業の振興に関すること。
- (18) 観光及び物産に関すること。
- □ 国際交流及び国際協力に関すること。
- ② 労政及び雇用対策に関すること。
- ② 広域文化交流に関すること。
- (22) 省略
- 23) 省略
- 2 省略
- 3 農林水産振興部の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略
- (5) 省略 (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- 4 省略

(農林水産研究所)

(局に置く職員)

第16条の2 省略

- 2 政策企画局にサイクリング普及調整監を置く。
- 3・4 省略
- ___農業振興局<u>、土木管理局</u> に技術監を置く。
- 6・7 省略

(特別の課に置く職員)

第19条 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略

(部制)

第22条 地方局に次の部を置く。

- (1) 総務企画部
- (2) 省略
- (3) 産業経済部
- (4) 省略

(地方局各部及び支局の所掌事務)

第23条 地域産業振興部及び支局(総務県民室及び税務室に限 │第23条 総務企画部 及び支局(総務県民室及び税務室に限 る。)の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)~(16) 省略
- (17) 省略
- (18) 省略
- 2 省略
- 3 産業経済部 の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 中小企業の振興に関すること。
 - (2) 観光及び物産に関すること。
 - ③ 国際交流及び国際協力に関すること。
 - (4) 労政及び雇用対策に関すること。
 - (5) 広域文化交流に関すること。
 - (6) 省略
 - (7) 省略
 - (8) 省略
 - (9) 省略
 - (10) 省略
 - (11) 省略
 - (12) 省略

 - (13) 省略
 - <u>[14]</u> 省略
 - (15) 省略
- (16) 省略
- <u>(17)</u> 省略 4 省略

(農林水産研究所)

第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」とい │第64条 愛媛県農林水産研究所(以下「農林水産研究所」とい

- う。)の業務は、次のとおりとする。
- (1)~(5) 省略
- (6) 農林水産研究所と<u>地方局農林水産振興部農業振興課</u>との調整 に関すること。
- (7)~(38) 省略
- 2~4 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
省略	
総合政策課	省略
企画統計課	人口統計係、統計分析係、経済統計係、生活統
	計係、統計普及係
省略	
省略	
まなび推進	省略
課	
観光国際課	観光戦略係
省略	
防災危機管	防災訓練係、防災情報係
理課	
<u>消防防災安</u>	消防係、保安係、交通安全推進係
<u>全課</u>	
省略	
経営支援課	金融係、地域産業係、商工団体係、商業振り
	係
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部	地方局の部及び支局		係
東予地方	地域産業	省略	
局	振興部	地域政策	省略
		課	
		商工観光	
		<u>課</u>	
		省略	
		課 税 課	省略
	<u>今治支</u>	商工観光	
	<u></u>	室	
	省略		
	農林水産	農業振興	省略
	振興部	課	
		省略	

- う。)の業務は、次のとおりとする。
- (1)~(5) 省略
- (6) 農林水産研究所と<u>地方局産業経済部産業振興課</u>との調整 に関すること。
- (7)~(38) 省略
- 2~4 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
省略	
総合政策課	省略
省略	
統計課	人口統計係、統計分析係、経済統計係、生活統
	計係、統計普及係
省略	
まなび推進	省略
課	
省略	
消防防災安	消防係、保安係、交通安全推進係
全課	
<u>防災危機管</u>	防災訓練係、防災情報係
<u>理課</u>	
省略	
経営支援課	金融係、地域産業係、商工団体係、商業振興
	係 <u>、産業復興推進係</u>
観光物産課	観光企画係、物産振興係
国際交流課	国際観光係、国際交流係、国際線振興係
省略	

別表第3 (第23条の2関係)

地方局の部	鄒及び支局	課	係
東予地方	総務企画	省略	
局	<u>部</u>	地域政策	省略
		課	
		省略	
		課税課	省略
	省略		
	産業経済	産業振興	省略
	<u>部</u>	課	
		商工観	
		光室	
		省略	

•	令木	13年4	<u>月1日</u>		坂							第193号外 2
			省略							省	略	
	Ī	今治支			-				今治支			
		局							局	室	<u> </u>	
			省略							省日	——— 略	
	省	略			+			省	略			
中予地方			省略		+		中予地方			尘	収	
		興部	地域政策	少 吸	-			部			域政策	少败
			課							課	以以从	
				商工観光・労政係	-					H-11		
			課	15 I En 75 75 15.								
			省略							省日	——— 略	
	省	略						省	略			
			農業振興	省略	-				業経済	産	業 振 興	省略
		興部	課					部		課	* 111. 75	
										Г	商工観	商工観光・労政係
											光室	
			省略								省略	
			省略							省日	——— 略	
	建	 設 部	省 略					建	設 部	省日	——— 略	
			鉄道高架							鉄:	道高架	鉄道高架係、車両基地係
			課							課		
			省略							省日	略	
南予地方	地	域 産 業	省略				南予地方	総	務企画	省日	略	
局	振	興部	地域政策	省略			局	部		地:	域政策	省略
			課									
			商工観光									
			課									
			税務課	省略						税	務 課	省略
		八幡浜	商工観光									
		<u>支局</u>	室									
	省	略						省	略			
		林水産	農業振興	省略					業経済		業振興	省略
	振_	興部	課		$\parallel \parallel$			部		<u>課</u> 「		
											商工観	
			طس سار		-					l ⊦	光室	
			省略		-					\perp	省略	
	ſ	11 Am	省略		$- \mid \cdot \mid$				11 100 100	省!		
		八幡浜 支局						八幡浜	<u>商</u>	工観光		
		又囘	省略		$- \ $				又问	当 省 日	呕	
			森林林業	少 败	-						^哈 ——— 林 林 業	省略
				I I I III						課	小仆耒	目 昭
			肱川流域		$- \cdot $							
			林業振興									
			<u>課</u>									
			省略							省日	略	

別表第3の2 (第23条の2関係)

名称	位置	所管区域
中予地方局農林水産振興部久	省略	
万高原森林林業課		
南予地方局農林水産振興部八	大洲市	大洲市及び喜多
幡浜支局肱川流域林業振興課		<u>郡</u>
南予地方局農林水産振興部愛	省略	
南水産課		

別表第3の2 (第23条の2関係)

名称	位置	所管区域
<u>中予地方局産業経済部久万高</u> 原森林林業課	省略	
南予地方局産業経済部愛南水 <u>産課</u>	省略	

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

企画振興部地域振興局地域政策課活力創出グループ担当係長	企画振興部政策企画局地域政策課活力創出グループ担当係長
企画振興部地域振興局地域政策課地域づくり支援グループ担当係 長	企画振興部政策企画局地域政策課地域づくり支援グループ担当係 長
企画振興部地域振興局地域政策課担当係長	企画振興部政策企画局地域政策課担当係長
企画振興部地域振興局地域政策課	企画振興部政策企画局地域政策課
企画振興部政策企画局統計課統計普及係長	企画振興部政策企画局企画統計課統計普及係長
企画振興部政策企画局統計課	企画振興部政策企画局企画統計課
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課調整管理係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課調整管理係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課政策推進グループ担 当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課政策推進グループ 担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課スポーツ振興グルー プ担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課スポーツ振興グル ープ担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課オリパラ・マスター ズ推進室オリパラ・大会誘致グループ担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課オリパラ推進室ス リパラグループ担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課	観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課
スポーツ・文化部スポーツ局競技スポーツ課競技力向上グループ 担当係長	観光スポーツ文化部スポーツ局競技スポーツ課競技力向上グル- プ担当係長
スポーツ・文化部スポーツ局競技スポーツ課	観光スポーツ文化部スポーツ局競技スポーツ課
スポーツ・文化部文化局文化振興課文化振興グループ担当係長	観光スポーツ文化部文化局文化振興課文化振興グループ担当係も
スポーツ・文化部文化局文化振興課	観光スポーツ文化部文化局文化振興課
スポーツ・文化部文化局まなび推進課生涯学習係長	観光スポーツ文化部文化局まなび推進課生涯学習係長
スポーツ・文化部文化局まなび推進課研究科長	観光スポーツ文化部文化局まなび推進課研究科長
スポーツ・文化部文化局まなび推進課	観光スポーツ文化部文化局まなび推進課
企画振興部政策企画局自転車新文化推進課	観光スポーツ文化部観光交流局自転車新文化推進課
東予地方局総務企画部総務県民課担当係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課担当係長
東予地方局総務企画部総務県民課総務係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課総務係長
東予地方局総務企画部総務県民課県民生活係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課県民生活係長
東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室防災対策係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室防災対策係長
東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室交通保安係長	東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室交通保安係長
東予地方局総務企画部地域政策課企画調整係長	東予地方局地域産業振興部地域政策課企画調整係長
東予地方局総務企画部地域政策課地域振興係長	東予地方局地域産業振興部地域政策課地域振興係長

東予地方局総務企画部税務管理課納税室納税グループ担当係長	東予地方局地域産業振興部税務管理課納税室納税グループ担当係
東予地方局総務企画部課税課不動産取得税グループ担当係長	長
東予地方局総務企画部課税課自動車税係長	東予地方局地域産業振興部課税課自動車税係長
東予地方局総務企画部課税課軽油引取税係長	東予地方局地域産業振興部課税課軽油引取税係長
東予地方局産業経済部産業振興課農産物安全係長	東予地方局農林水産振興部農業振興課農産物安全係長
東予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室地域農業育成グ	東予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室地域農業育
ループ担当係長	成グループ担当係長
東予地方局産業経済部産業振興課産地戦略推進室産地戦略推進グ ループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農業振興課産地戦略推進室産地戦略推 進グループ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課用地事業グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農村整備課用地事業グループ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課農村整備グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農村整備課農村整備グループ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課企画調整室計画指導グループ担 当係長	東予地方局農林水産振興部農村整備課企画調整室計画指導グルー プ担当係長
東予地方局産業経済部農村整備課企画調整室国営推進グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部農村整備課企画調整室国営推進グルー プ担当係長
東予地方局産業経済部森林林業課森づくりグループ担当係長	東予地方局農林水産振興部森林林業課森づくりグルーブ担当係長
東予地方局産業経済部森林林業課治山林道係長	東予地方局農林水産振興部森林林業課治山林道係長
東予地方局産業経済部森林林業課治山林道グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部森林林業課治山林道グループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室地域農業育成グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室地域農業育成 グループ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室技術普及グループ 担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成室技術普及グル ープ担当係長
東予地方局産業経済部今治支局農村整備課用地事業グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局農村整備課用地事業グループ 担当係長
東予地方局産業経済部今治支局農村整備課農村整備グループ担当係長	東予地方局農林水産振興部今治支局農村整備課農村整備グループ 担当係長
東予地方局産業経済部今治支局農村整備課団体指導グループ担当 係長	東予地方局農林水産振興部今治支局農村整備課団体指導グループ 担当係長
東予地方局産業経済部今治支局森林林業課森づくりグループ担当 係長	東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課森づくりグループ 担当係長
東予地方局産業経済部今治支局森林林業課治山林道係長	東予地方局農林水産振興部今治支局森林林業課治山林道係長
東予地方局産業経済部今治支局水産課水産係長	東予地方局農林水産振興部今治支局水産課水産係長
中予地方局総務企画部総務県民課防災対策室防災対策係長	中予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室防災対策係長
中予地方局総務企画部総務県民課担当係長	中予地方局地域産業振興部総務県民課担当係長
中予地方局総務企画部地域政策課企画調整係長	中予地方局地域産業振興部地域政策課企画調整係長
中予地方局総務企画部地域政策課市町支援係長	中予地方局地域産業振興部地域政策課市町支援係長
中予地方局総務企画部税務管理課収納管理グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課収納管理グループ担当係長
中予地方局総務企画部税務管理課納税室調査グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室調査グループ担当係 長
中予地方局総務企画部税務管理課納税室特別滞納整理グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室特別滞納整理グルー プ担当係長
中予地方局総務企画部税務管理課納税室納税グループ担当係長	中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室納税グループ担当係 長
中予地方局総務企画部税務管理課納税室自動車税グループ担当係 長	中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室自動車税グループ担 当係長
中予地方局総務企画部課税課事業税係長	中予地方局地域産業振興部課税課事業税係長

長 業 略 担 担 導 担 担 が 当
戦略推 プ担担当
戦略推 プ担担当
戦略推 プ担担当
プ担当プ担当
プ担当プ担当
プ担当指導グ
プ担当指導グ
指導グ
プ担当
当係長
ループ

担当係
当係長
農業育
農業育
農業育戦略推
農業育戦略推
農業育戦略推当係長
農業腎・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
農業育とは、当長が、当長が、のは、

南予地方局産業経済部水産課漁港係長	南予地方局農林水産振興部水産課漁港係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局地域農業育成室地域農業育成グ	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局地域農業育成室地域農業育
ループ担当係長	成グループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局産地戦略推進室産地戦略推進グ	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局産地戦略推進室産地戦略推
ループ担当係長	進グループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課用地事業グルー	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第一課用地事業グ
プ担当係長	ループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第一課農村整備グルー	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第一課農村整備グ
プ担当係長	ループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課総合整備グルー	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第二課総合整備グ
プ担当係長	ループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第二課南予用水グルー	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整備第二課南予用水グ
プ担当係長	ループ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課森づくりグループ担	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課森づくりグルー
当係長	プ担当係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課治山林道係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課治山林道係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課治山林道係担当係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課治山林道係担当
	係長
南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課水産係長	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課水産係長

○愛媛県規則第57号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則(昭和48年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

			改	正	後							改	正	前
(職の設置)								(職の設置)					
第2条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、					. 1	第	2 条 知事	の事務部	局及び第	労働委員	会事務局に置く職員の職は、			
	次の表のとおりとする。)	次の表のと	おりとす	る。					
	区分	ਨੇ ਹ			職					区分	ने			職
	知事の事	本庁	部長、	営業本語	祁長、防	災安全統括	舌部長、			知事の事	本庁	部長、	営業本語	部長、防災安全統括部長
	務部局		特命担	当部長、	局長、	部付、営業	美副本部			務部局			\	局長、部付、営業副本部
			長、秘	書広報絲	充括監、	環境技術專	厚門監、					長、秘	書広報網	統括監、環境技術専門監、
			医療政	策監、	技術監、	参事、誤	果長、室					医療政	策監、	技術監、参事、課長、室
			長、営	業本部	マネージ	ヤー、副参	多事、技					長、営	業本部	マネージャー、副参事、技

知事の事	本庁	部長、営業本部長、防災安全統括部長 <u>、</u>		知事の事	本庁	部長、営業本部長、防災安全統括部長
務部局		特命担当部長、局長、部付、営業副本部		務部局		、局長、部付、営業副本部
		長、秘書広報統括監、環境技術専門監、				長、秘書広報統括監、環境技術専門監、
		医療政策監、技術監、参事、課長、室				医療政策監、技術監、参事、課長、室
		長、営業本部マネージャー、副参事、技				長、営業本部マネージャー、副参事、技
		幹、医監 <u>、えひめ愛・野球博推進監</u> 、サ				幹、医監、サ
		イクリング普及調整監、危機管理監、原				イクリング普及調整監、危機管理監、原
		子力安全対策推進監 <u>、感染症対策調整</u>				子力安全対策推進監
		<u>監</u> 、水資源・ダム政策監、高速道路推進				、水資源・ダム政策監、高速道路推進
		監、主席工事検査専門員、課長補佐、所				監、主席工事検査専門員、課長補佐、所
		長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄				長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄
		物監視指導官、検査班長、工事検査専門				物監視指導官、検査班長、工事検査専門
		員、換地指導専門員、用地補償審査専門				員、換地指導専門員、用地補償審査専門
		員、課付、室付、専門員、専門学芸員、				員、課付、室付、専門員、専門学芸員、
		隊長、船長、機関長、係長、担当係長、				隊長、船長、機関長、係長、担当係長、
		すご味係長、すごモノ係長、主計係長、				すご味係長、すごモノ係長、主計係長、
		1		1	I	

科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員 省略 科長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任学芸員、主任主事、主任技師、主事、技師、学芸員、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第58号

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(愛媛県執務時間規則の一部改正)

第1条 愛媛県執務時間規則(平成元年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 後 改 正 前 別表(第3条関係) 別表(第3条関係) 省略 省略 観光スポーツ文化部文化局まなび推進課 スポーツ・文化部文化局まなび推進課 省略 経済労働部産業支援局産業人材課 経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室 省略 省略

(通訳案内士法施行細則の一部改正)

第2条 通訳案内士法施行細則(平成12年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前
(全国通訳案内士登録簿の閲覧)	(全国通訳案内士登録簿の閲覧)
第4条 法第27条の規定により全国通訳案内士登録簿(以下「登録	第4条 法第27条の規定により全国通訳案内士登録簿(以下「登録
簿」という。)を閲覧に供するため、 <u>愛媛県観光スポーツ文化部</u>	簿」という。)を閲覧に供するため、 <u>愛媛県経済労働部観光交流</u>
観光交流局観光国際課に全国通訳案内士登録簿閲覧所(以下「閲	
覧所」という。)を置く。	覧所」という。)を置く。
2 ~ 7 省略	2~7 省略

(愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則の一部改正)

第3条 愛媛県遊漁船業者登録簿閲覧規則(平成15年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)
1 西条市丹原町池田1611番地 愛媛県東予地方局農林水産振興部水産課内	1 西条市丹原町池田1161番地 愛媛県東予地方局産業経済部水産課 内
发放水水17677时从中心上加入中心上加入 [1	

- 2 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局農林水産振興部今治支局水産課内
- 3 松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局農林水産振興部水産課内
- 4 八幡浜市北浜一丁目 3 番 37号 愛媛県南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課内
- 5 宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局農林水産振興部水産課内
- 6 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛媛県南予地方局農林水産振興部愛南水産課内

- 2 今治市旭町一丁目4番地9 愛媛県東予地方局産業経済部今治支局水産課
- 3 松山市北持田町132番地 愛媛県中予地方局産業経済部水産課
- 4 八幡浜市北浜一丁目3番37号 愛媛県南予地方局産業経済部八幡浜支局水産課
- 5 宇和島市天神町7番1号 愛媛県南予地方局産業経済部水産課 内
- 6 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地 愛媛県南予地方局産業経済部愛南水産課

(愛媛県スポーツ推進審議会規則の一部改正)

第4条 愛媛県スポーツ推進審議会規則(平成23年愛媛県規則第21号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(庶務)	(庶務)
第5条 審議会の庶務は、観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポ	第5条 審議会の庶務は、 <u>スポーツ・文化部スポーツ局地域スポー</u>
<u>ーツ課</u> において処理する。	<u>ツ課</u> において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第59号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

今和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 īF 前 (出納員以外の会計職員) (出納員以外の会計職員)

第5条 省略

- 2 省略
- れらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にあ る間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間 同表右欄の職に充てる。

省略 省略

- 一 地方局地域産業振興部総務県民課の総務係長、東 予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策 グループ担当係長、南予地方局八幡浜支局総務県民 室の総務県民グループ担当係長及び東予地方局農林 水産振興部農業振興課の企画調整係長
- 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並び に東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業育成 室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業 育成室及び南予地方局農林水産振興部農業振興課地 域農業育成室の技術普及グループ担当係長

第5条 省略

- 2 省略
- 3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、こ │ 3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、こ れらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にあ る間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間 同表右欄の職に充てる

省略

省略

- 一 地方局総務企画部総務県民課 の総務係長、東 予地方局今治支局総務県民室の総務県民・防災対策 グループ担当係長、南予地方局八幡浜支局総務県民 室の総務県民グループ担当係長及び東予地方局産業 経済部産業振興課 の企画調整係長
- ニ 中予地方局建設部管理課貿易港管理係の職員並び に東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成室、 中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及 び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室

の技術普及グループ担当係長

三~六 省略 省略

(入札)

- 札金額、入札件名、提出年月日及び入札者の住所氏名を記載して 押印をした入札書を、封書にして入札書であることを表記させ、 指定の日時までに提出させなければならない。ただし、当該入札 事務の担当者及び当該事務の責任者の職及び氏名並びにこれらの 者の連絡先を当該入札書に記載させており、当該担当者又は当該 責任者の本人確認を行つた場合は、押印を省略させることができ る。
- 2~4 省略

(入札の無効)

- 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、その者がした入札 を無効としなければならない。
- (1)~(6) 省略
- (7) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項(前条第1項 ただし書の場合にあつては入札書の金額、記名その他必要記載 事項とし、電子入札の場合にあつては入札書に記載すべき事項 を記録した電磁的記録、電子署名又は電子証明書とする。)を 確認できないとき。
- (8) (9) 省略

(証拠書類の作成)

第188条 省略

- 2 支出の原因となる契約その他の行為の相手方から徴する証拠書 類(契約書及び委任状を除く。)については、次に掲げる要件の 全てを満たすときは、前項(印鑑の使用及び押印等に係る部分に 限る。)の規定にかかわらず、当該証拠書類への押印を省略する ことができる。
 - (1) 当該証拠書類を作成する事務を担当する者(以下この項にお いて「担当者」という。)及び当該事務の責任者の職及び氏名 並びにこれらの者の連絡先を当該証拠書類に記載しているこ
 - (2) 担当者が当該証拠書類を電子メールにより県の複数の職員及 び担当者の上司に送付する方法等により提出していること。
- 条、第211条、第216条、第217条、第219条、第220条の2関係) 送金诵知書

様式第36号(その1)

(表) 省略

(裏)

省略

代理人がお受け取りになる場合は、債権者が 次の委任状に代理人の氏名を記入の上、署名又 は記名押印をしてください。なお、その際、領 収書欄には、代理人が署名又は記名押印をして ください。

三~六 省略

省略 (入札)

第138条 契約担当者は、一般競争入札の入札者に、1件ごとに入 | 第138条 契約担当者は、一般競争入札の入札者に、1件ごとに入 札金額、入札件名、提出年月日及び入札者の住所氏名を記載して 押印をした入札書を、封書にして入札書であることを表記させ、 指定の日時までに提出させなければならない。

2~4 省略

(入札の無効)

- **第139条** 契約担当者は、一般競争入札において入札者が行なつた **│第139条** 契約担当者は、一般競争入札において入札者が行なつた 入札が次の各号のいずれかに該当するときは、その者がした入札 を無効としなければならない。
 - (1)~(6) 省略
 - (7) 入札書の金額、記名、押印その他必要記載事項(電子入札に あつては、

入札書に記載すべき事項

を記録した電磁的記録、電子署名又は電子証明書 確認できないとき、

(8) • (9) 省略

(証拠書類の作成)

第188条 省略

樣式第36号(第68条、第69条、第81条、第101条、第198条、第208 │ **樣式第36号**(第68条、第69条、第81条、第101条、第198条、第208 条、第211条、第216条、第217条、第219条、第220条の2関係) 送金诵知書

様式第36号(その1)

(表) 省略

(裏)

.13	m/a
6	ᄣᅩ

代理人がお受け取りになる場合は、債権者が 次の委任状に代理人の氏名を記入の上、記名押 ください。なお、その際、領 収書欄には、代理人が記名押印して ください。

省	略
	ᄤ

注 省略

様式第36号(その2) 省略

樣式第37号(第69条、第219条関係) 送金通知書再発行請求書

省略

注1・2 省略

3 債権者は、記名押印に代えて署名することができる。

樣式第52号(第99条、第218条関係) 小切手再交付申請書

省略

<u>注 1</u> 省略

2 所持人は、記名押印に代えて署名することができる。

樣式第53号(第100条、第101条関係) 償還請求書

省略

注1・2 省略

3 記名押印に代えて署名することができる。

樣式第71号(第125条関係) 保管書再交付申請書

省略

注1 省略

2 記名押印に代えて署名することができる。

注 省略

様式第36号(その2) 省略

樣式第37号(第69条、第219条関係) 送金通知書再発行請求書

省略

注1・2 省略

樣式第52号(第99条、第218条関係) 小切手再交付申請書

省略

<u>注</u> 省略

樣式第53号(第100条、第101条関係) 償還請求書

省略

注1・2 省略

樣式第71号(第125条関係) 保管書再交付申請書

省略

<u>注</u> 省略

第2条 愛媛県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第13号、様式第33号の3(その2)、様式第58号から様式第60号まで、様式第69号、様式第72号(その2)、様式第74号から様式第77号まで及び様式第79号中「回」を削る。

様式第82号の2中「金融機関名

印」を「金融機関名

」に改める。

様式第83号、様式第84号、様式第87号、様式第88号、様式第90号の2及び様式第91号中「圓」を削る。

様式第92号中「印」を削る。

様式第93号、様式第94号及び様式第96号の2から様式第101号の2までの規定中「回」を削る。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にある第1条の規定による改正前の愛媛県会計規則様式第36号(その1)並びに第2条の規定による改正前の愛媛県会計規則様式第33号の3(その2)、様式第90号の2から様式第94号まで及び様式第96号の2から様式第101号の2までの規定による書類の用紙は、当分の間、これを使用することができる。

○愛媛県規則第60号

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則

(地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則の一部改正)

第1条 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則(昭和46年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第39条第2項の規定に
より、知事が定める職は、次のとおりとする。	より、知事が定める職は、次のとおりとする。
(1) 局長	(1) 局長 <u>及び病院管理監</u>
(2)~(4) 省略	(2)~(4) 省略

(地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部改正)

第2条 地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則(昭和46年愛媛県規則第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書	地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項ただし書
に規定する主要な職員は、次のとおりとする。	に規定する主要な職員は、次のとおりとする。
(1) 局長	(1) 局長 <u>及び病院管理監</u>
(2)~(4) 省略	(2)~(4) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告	示	

○愛媛県告示第445号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項及び第5項並びに第7条第1項から第3項までの規定による公衆の閲覧に供する方法(平成13年4月愛媛県告示第866号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改 正 後			改	Œ	前	
1	省略		1	省略				
2	閲覧所の	場所及び閲覧時間	2	閲覧所の	場所及び閲覧時間	1		
	(1) 閲覧所	の場所		(1) 閲覧所	の場所			
	次の表	の左欄に掲げる公表事項ごとに、それぞれ同表の右欄	J	次の表	の左欄に掲げる2	表事項	ごとに、	それぞれ同表の右欄
	に掲げる	場所とする。		に掲げる	場所とする。			
	公表事項	閲覧所の場所		公表事項		閲覧所	「の場所	
	省略			省略				

公表事項	閲覧所の場所
省略	
政令第7	総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内並び
条第1項	に <u>地方局地域産業振興部総務県民課</u> 内及び支局総
各号に掲	務県民室内並びに土木事務所(今治土木事務所及
げる事項	び八幡浜土木事務所を除く。)内
省略	

(2) 省略

3 省略

- 公表事項 関覧所の場所 省略 政令第7 総務部行財政改革局行革分権課行政管理室内並び 条第1項 に<u>地方局総務企画部総務県民課</u> 内及び支局総 各号に掲 務県民室内並びに土木事務所(今治土木事務所及 げる事項 び八幡浜土木事務所を除く。)内
- (2) 省略
- 3 省略

○愛媛県告示第446号

農業指導班及び普及指導員の駐在所の名称、位置及び担当区域の決定(平成17年4月愛媛県告示第805号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前	
名称	位置	担当区域		名 称 位置 担当区域	
1 東予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室四国中央農業指導班	省略			1 東予地方局産業経済部産業振興課地域 農業育成室四国中央農業指導班	

2 東予地方局農林水産振興部今治支局地	省略	
域農業育成室しまなみ農業指導班		
3 中予地方局農林水産振興部農業振興課	省略	
地域農業育成室久万高原農業指導班		
4 中予地方局農林水産振興部農業振興課	省略	
地域農業育成室伊予農業指導班		
5 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局	省略	
<u>地域農業育成室大洲農業指導班</u>		
6 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局	省略	
地域農業育成室西予農業指導班		
7 南予地方局農林水産振興部農業振興課	省略	
地域農業育成室鬼北農業指導班		
8 南予地方局農林水産振興部農業振興課	省略	
地域農業育成室愛南農業指導班		
9 東予地方局農林水産振興部今治支局地	省略	
域農業育成室普及指導員岩城駐在所		
10 中予地方局農林水産振興部農業振興課	省略	
地域農業育成室普及指導員中島駐在所		
	•	

	1	
2 東予地方局産業経済部今治支局地域農	省略	
業育成室しまなみ農業指導班		
3 中予地方局産業経済部産業振興課地域	省略	
農業育成室久万高原農業指導班		
4 中予地方局産業経済部産業振興課地域	省略	
農業育成室伊予農業指導班		
5 南予地方局産業経済部八幡浜支局地域	省略	
農業育成室大洲農業指導班		
6 南予地方局産業経済部八幡浜支局地域	省略	
農業育成室西予農業指導班		
	415 m/m	
7 南予地方局産業経済部産業振興課地域	省略	
農業育成室鬼北農業指導班		
8 南予地方局産業経済部産業振興課地域	省略	
農業育成室愛南農業指導班		
9 東予地方局産業経済部今治支局地域農	省略	
業育成室普及指導員岩城駐在所		
10 中予地方局産業経済部産業振興課地域	省略	
農業育成室普及指導員中島駐在所		

○愛媛県告示第447号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県告示第701号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 後 改 正 改 前 口頭による開示請求をする│□頭による 口頭による開示請求をする│□頭による 口頭による開示請求 口頭による開示請求 ことができる個人情報の内│開示請求を ことができる個人情報の内 開示請求を をすることができる をすることができる することが することが 場所 試験等の名称|開示する内容|できる期間 試験等の名称 開示する内容 できる期間 省略 狩猟免許試験 知識試験及び 合格発表の 地方局農林水産振興 狩猟免許試験 知識試験及び 合格発表の 地方局産業経済部森 技能試験の得日から1月日 部森林林業課、久万 技能試験の得 日から1月 林林業課又は 久万 点並びに適性間 高原森林林業課<u>又は</u> 点並びに適性間 高原森林林業課 試験の結果 <u>肱</u>川流域林業振興課 試験の結果 のうち、開示請求を のうち、開示請求を する者が受験した試 する者が受験した試 験場の所在地を管轄 験場の所在地を管轄 する課 する課 省略 省略

○愛媛県告示第448号

愛媛県土木工事共通仕様書(平成18年6月愛媛県告示第986号) の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。 令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広 (「次のように」は、省略し、改正後の愛媛県土木工事共通仕様 書は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課及び土木部土木管理局土木管理課並びに各地方局農林水産振興部農業振興課及び建設部管理課並びに四国中央土木事務所用地管理課、今治土木事務所管理課、人所高原土木事務所用地管理課、大洲土木事務所事業管理課、八幡浜土木事務所管理課、西予土木事務所用地管理課及び愛南土木事務所用地管理課に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第449号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、三島・川之江港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

種類	位置	数量及び能力
	四国中央市三島宮川一丁 目字神之元2342番	数量 1基 能力 吊り上げ荷重 47 8トン

○愛媛県告示第450号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定 により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容 県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の 収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地 ニッテレ債権回収株式会社 東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

○愛媛県告示第451号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路(の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷料幅	也の員	延長	備考
県	道	±/\\.	山港内語	学 4自	松山市馬木町2149から		旧	メートル 9.5	- 16 .1	キロメートル 0 291	· 一部廃止
「	坦	14 L	цегла	与林	同市内宮町603番4まで		新	()	0	即無止

訓令

○愛媛県訓令第6号

庁中一般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則(昭和29年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第3条の3 省略	第3条の3 省略
<u>(</u> 特命担当部長)	
第3条の4 特命担当部長は、知事の命を受け、特命事項を処理す	
<u>3.</u>	
(局長)	(局長)
第4条 省略	第4条 省略
2 行財政改革局長、デジタル戦略局長、文化局長、観光交流局	2 行財政改革局長、 <u>地域振興局長</u> 、文化局長
長、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産	_、防災局長、環境局長、健康衛生局長、生きがい推進局長、産
業支援局長、農業振興局長、森林局長、水産局	業支援局長 <u>、観光交流局長</u> 、農業振興局長、森林局長、水産局

長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞ れ行財政改革局、デジタル戦略局、文化局、観光交流局、防災 局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局____ 、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局 の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(課長等)

第10条 省略

- 2 えひめ愛・野球博推進監は、上司の命を受け、愛・野球博の推 進に関する業務を行う。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 感染症対策調整監は、上司の命を受け、新型コロナウイルス感 染症対策に関する事務を調整し、整理するとともに、保健福祉課 及び健康増進課に係る当該事務を掌理し、これらの課の当該事務 を担当する職員を指揮監督する。
- 施設であるダムに係る政策の推進等に関する事務を調整し、整理 するとともに、河川課に係る当該事務を掌理し、同課の当該事務 <u>を担当する職員を指揮監督する</u>。
- 9 省略

(決裁、専決及び代決)

第35条 省略

推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、高速道路推進 監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専 決し、又は代決することができる。

長、河川港湾局長及び道路都市局長は、上司の命を受け、それぞ れ行財政改革局、<u>地域振興局___</u>、文化局_ 局、環境局、健康衛生局、生きがい推進局、産業支援局<u>、観光交</u> 流局、農業振興局、森林局、水産局、河川港湾局及び道路都市局 の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(課長等)

第10条 省略

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 8 水資源・ダム政策監は、上司の命を受け、水資源及び河川管理 │ 6 水資源・ダム政策監は、上司の命を受け、水資源及び河川管理 施設であるダムに係る政策の推進等に関する業務を行う

7 省略

(決裁、専決及び代決)

第35条 省略

2 部長、局長、技術監、課長(室長を含む。)、原子力安全対策 │ 2 部長、局長、技術監、課長(室長を含む。)、原子力安全対策 __、高速道路推進 推進監 監及び特に指定された者は、別に定めるところにより、事務を専 決し、又は代決することができる。

附 目1

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第7号

广中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

- **第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ **│第2条** この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ ぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 省略
- (2) 専決 部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、営業副 本部長、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子 力安全対策推進監、感染症対策調整監、水資源・ダム政策監、 高速道路推進監、出納員(出納局会計課長及び審査課長並びに 出納局の主幹(担任事務に限る。)に限る。以下同じ。)又は 主幹(担任事務に限る。)、課長補佐若しくは検査班長(担任

正

(用語の意義)

- ぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 省略
- (2) 専決 部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長__ 、出納局長、課長、室長、営業本部マネージャー、原子

力安全対策推進監

高速道路推進監、出納員(出納局会計課長及び審査課長並びに 出納局の主幹(担任事務に限る。)に限る。以下同じ。)又は 主幹(担任事務に限る。)、課長補佐若しくは検査班長(担任 事務に限る。)(以下「主幹等」という。)が、常時、知事 (出納員にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた 範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略 (代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

	'h # #	代決者				
区分	決裁者	第1次代決者	第2次代決者			
知事の	省略					
権限に	局長	省略				
属する事務	営業副	営業本部マネージャ	営業主幹			
	本部長	_				
	省略					
	課長	原子力安全対策推進 監(担任事務に限る。)、感染症対策 調整監(担任事務に 限る。)、水資源・ ダム政策監(担任事 務に限る。)、 道路推進監(担任事 務に限る。)、 達 達 第に限る。)、 等又は所長	省略			
	省略					
	原子力	原子力安全対策推進				
	安全対	監 <u>、</u> 感染症対策調整				
	策推進	監、水資源・ダム政				
	監 <u>、感</u>	<u>策監</u> 又は高速道路推				
	<u>染症対</u> 策調整	進監が指定した職員				
	監、水					
	<u>資源・</u>					
	<u>ダム政</u>					
	<u>策監</u> 及					
	び高速					
	道路推 進監					
		1				
	省略					

2 省略

別表第1(第4条関係)

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

		決裁区分					
事務の	 	知		専決	大者		
種類	.	事	部	局	課	主	
			長	長	長	幹	
1 ~ 27							
省略							

備考 1~9 省略

事務に限る。)(以下「主幹等」という。)が、常時、知事 (出納員にあつては、会計管理者)に代わつて特に定められた 範囲の事務の処理について意思の決定を行うことをいう。

(3) 省略 (代決者)

第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	決裁者	代》	央者 ·
应 刀	次 税自	第1次代決者	第2次代決者
知事の	省略		
権限に	局長	省略	
属する			
事務			
	省略		
	課長	原子力安全対策推進	省略
		監(担任事務に限	
		る。)	
		、高速	
		道路推進監(担任事	
		務に限る。)、主幹	
		等又は所長	
	省略		
	原子力	原子力安全対策推進	
	安全対	監	
	策推進		
	監	又は高速道路推	
		進監が指定した職員	
	及		
	び高速		
	道路推進監		
	省略		

2 省略

別表第1(第4条関係)

知事の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

_		決	分					
車	陌	4 0	専決者					
事項	妈		部	局	課	主		
			長	長	長	幹		
	事	事項	事項知事	事項知	事 項 事 湯 部 局	事 項 知 		

備考 1~9 省略

- 10 感染症対策調整監の担任事務に係るこの表 2 の部 9 の項、12の項(1)及び15の項(1)、 9 の部 2 の項(2)、 3 の項(2)及び 4 の項(2)、24の部 1 の項(2)並びに27の部 1 の項(3)アの規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。
- 11 省略
- 12 省略
- 13 12の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部 長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又 はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する 事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の 規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」 とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 14 12の規定にかかわらず、秘書広報統括監の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16 の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総合政策課長」とする。
- 15 12の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表 6 の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

16 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組				決裁	区分	
織	事務の	事 項		卓	決	旨
名	種類	₹ %	知事	部	局	課
				長	長	長
人	1 • 2					
事	省略					
課	3 分	1 分限処分に関すること(地				
	限、懲	公法第28条、教特法第10条、				
	戒等に	第30条)。				
	関する	(1) 病気休職				
	事務	アー省略				
		イ ア <u>及びウ</u> 以外のもの				
		ウ 会計年度任用職員に係				_
		<u>るもの</u>				
		(2) 省略				
		2 省略				
	4 ~ 10					
	省略					

					決	裁区	分		
組	事務の					亩:	中者		1
織		事	項	知		1 //	\ H		
名	種類			事	部	局	課	主	
					長	長	長	幹	

- 10 省略
- 11 省略
- 12 11の規定にかかわらず、営業本部長、営業副本部 長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長又 はすごモノ係長の職にある者の手当の認定等に関する 事務に係るこの表6の部16の項、17の項及び19の項の 規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」 とあるのは、「産業政策課長」とする。
- 13 11の規定にかかわらず、秘書広報統括監の職にある 者の手当の認定等に関する事務に係るこの表6の部16 の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同 表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「総合政策課 長」とする。
- 14 11の規定にかかわらず、防災安全統括部長の職にある者の手当の認定等に関する事務に係るこの表 6 の部16の項、17の項及び19の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「県民生活課長」とする。

15 省略

別表第2(第4条関係)

知事の権限に属する総務部関係事務に係る特定決裁事項

組織	事務の	事項	知		区分字決有	
名	種類	7	事	部長	局長	課長
人事	1 · 2 省略					
課	3 分 限、懲 戒等に	1 分限処分に関すること(地 公法第28条、教特法第10条、 第30条)。				
	関する	(1) 病気休職				
	事務	アー省略				
		イ ア以外のもの				
		(2) 省略				
		2 省略				
	4 ~ 10					
	省略					

					決	裁区	分	
組織	事務の	<u> </u>	15			専決	大者	
織名	種類	事	項	知事	部	局	課	主
_				7	長	長	長	幹

市	1 ~	3			
町	省略	¥			
振					
興					
課					
	4	省略			İ
	<u>5</u>	省略			
	<u>6</u>	省略			Ī
	7	省略			Ī
	8	省略			
	9	省略			
	<u>10</u>	省略			
	<u>11</u>	省略			
	<u>12</u>	省略			
	<u>13</u>	省略			
	<u>14</u>	省略			
	<u>15</u>	省略			
	<u>16</u>	省略			
	<u>17</u>	省略			ľ

別表第3(第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織	事務の	事	項			区分字決和	
名	種類		块	知事	部	局	課
					長	長	長
総	1 ~ 8						
合	省略						
政							
策							
課							

				決裁	区分	
組織	事務の	事項	fπ	重	淳決者	
名	種類	<u>+ </u>	<u>知</u>	<u>部</u>	局	<u>課</u>
				長	長	長

ţ	1 ~ 3				
IJ	省略				
辰	4 行政	1 特定個人情報保護評価に係	_		
曍	手続に	る評価書等の特定個人情報保			
果	<u>おける</u>	護委員会への提出並びに当該			
	特定の	評価書等の公表(特定個人情			
	個人を	報保護評価に関する規則第3			
	識別す	条、第5条、第6条、第7条			
	<u>るため</u>	第5項、第6項、第14条)			
	の番号				
	の利用				
	等に関				
	<u>する法</u>				
	律の施				
	行に関				
	<u>する事</u>				
	<u>務</u>				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				
	14 省略				
	15 省略				
	16 省略				
	17 省略				
	18 省略				

別表第3(第4条関係)

知事の権限に属する企画振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織	事務の	事	項			区分	
組名	種類	"	垻	知事	部	局	課
					長	長	長
総	1 ~ 8						
合	省略						
政							
策							
課							

		140 1 173 1 1					_
地	1 地域	1 地域振興の企画及び調整に	_				
域	振興に	関すること。					
<u>政</u>	関する						
<u>策</u>	<u>事務</u>						
課	2 規制	1 規制緩和に関する事務の総					
	緩和に	括に関すること。					
	関する						
	事務の						
	総括に						
	関する						
	事務						
	2 🗆 🗖 🕁	1 因为十岁及77日之高华声明					=
	3 国立	1 国立大学及び国立高等専門 学校に関すること。		-			
	<u>大学及</u> び国立	子仪に剃りること。					
	高等専						
	門学校						
	に関す						
	る事務						
	<u>0 + 10</u>						
	4 多極	1 振興拠点地域基本構想の作	_				
	分散型	成及び協議(第7条第1項)					
	国土形	2 関係市町に対する協議(第				_	
	成促進	7 条第 5 項、第10条第 2 項)					
	法の施	3 振興拠点地域基本構想の公					•
	行に関	表(第8条第3項、第10条第					
	<u>する事</u>	2 項)					
	<u>務</u>						-
		更及び変更協議(第10条第1		-			
		項)					
	5 地域						
				—			
	再生法 の施行	の3第1項)					
	に関す	2 地域再生計画に関するこ					
	る事務	<u>と。</u>					
	<u>2710</u>	(1) 意見聴取(第5条第5				_	
		項、第7条第2項)					
		(2) 内閣総理大臣に対する確					
		認の要求(第 5 条第11項、					
		第 7 条第 2 項)					
		(3) 実施状況の報告(第8					
		条)			_		
		(4) 関係行政機関の事務の調 敷の悪き (第10条の2第1			-		
		整の要請(第10条の2第1					
		<u>項)</u>					
		(5) 地域再生に関する施策の		-			
		改善の提案(第11条第1					
		<u>項)</u>					
		3 地域再生協議会に関するこ					
		<u>と。</u>					
		(1) 組織(第12条第1項)					
							L

	140 1 173 1 1		_	_	
	(2) 組織要請への対応(第12 条第6項)		_		
	(3) 構成員に係る申出への対				
	<u></u> 応(第12条第9項)				
	4 地方活力向上地域特定業務				
	施設整備計画に関すること。				
	(1) 認定及び変更の認定(第			_	
	17条の2第1項、第4項)				
	(2) 認定の取消し(第17条の 2 第 6 項)			_	
	<u>すること。</u>				
	(1) 農地転用に係る記載につ			_	
	<u>いての同意(第17条の17第</u>				
	5 項、第11項)				
	(2) 開発行為及び建築行為等			_	
	<u>に係る記載についての同意</u> (第17条の17第7項、第11				
	<u> 項)</u>				
	 6 職員の派遣の要請及びあっ				
	せんの求め(第34条)		_		
6 離島	1 離島振興計画の作成及び変	_			
振興法	更(第4条第1項、第5項、				
の施行	第 8 項、第12項)				
<u>に関す</u> る事務	2 離島振興計画案の提出の要				-
<u>0 7 10</u>	求(第4条第3項、第12項)				
	3 離島活性化交付金等事業計		_		
	画の作成、変更等(第7条の 2第1項、第6項、第7条の				
	3第1項)				
	4 離島活性化交付金等事業計				
	画の作成に係る意見聴取等				
	(第7条の2第4項から第6				
	<u>項まで)</u>				
7 過疎	1 過疎地域自立促進方針の作	_			
地域自	成(第5条)				
立 <u>定進</u> 特別措	2 過疎地域自立促進市町村計			-	
置法の	画の作成及び変更についての 協議(第6条第4項、第7				
施行に	<u>励 (</u>				
関する	<u>ニー</u> 3 過疎地域自立促進県計画の				
事務	作成(第7条 第1項、第4	-			
	<u>項)</u>				
	4 過疎地域自立促進県計画の		_		
	変 更(第7条 第4項、第5				
	<u>項)</u>				
8 半島	1 関係市町長に対する協議				$\left - \right $
振興法					
の施行	項、第5項)				

	和3年4万十日				 _	 	
に関す	2 半島振興計画の作成及び協						
る事務	議(第3条第1項)						
	3 半島振興計画の変更及び変						
	更協議(第3条第1項、第5		_				
	項)						
9 防災							
のため	画に関する意見の申出等(第			-			
の集団	3条)						
移転促							
進事業	2 市町の集団移転促進事業の			_			
に係る	実施に関する助言、指導等						
国の財	(第9条)						
政上の							
特別措							
置等に							
関する							
法律の							
施行に							
関する							
事務							
10 地方	1 主務大臣に対する協議(第		_				
拠点都	4 条第 2 項、第 5 条第 2 項)						
市地域	2 関係市町に対する協議(第						
の整備	4条第3項、第5条第2項)						
及び産	3 基本計画の同意及び変更の						
業業務	同 意(第6条 第1項、第8						
施設の	項、第7条)						
再配置							
の促進							
<u>に関す</u>							
<u>る法律</u> の施行							
<u>の爬打</u> に関す							
る事務							
2710							
11 総合	1 総合交通対策の総合企画、	_					
交通対	総合調整及び推進						
策の総	2 総合交通計画の策定	_					
合 企							
画、総							
合調整							
及び推進に関							
進に関							
<u>する事</u> 務							
12 太平	1 太平洋新国土軸構想の推進		_				
洋新国	2 豊予海峡ルートの建設推進		_				
土軸構							
想の推							
進に関							
する事							
<u>務</u>							

<u>13 鉄</u> <u>道、海</u>	1 新幹線鉄道の推進及び鉄道 網の整備推進		
上交通	2 海上交通運輸その他交通運		
運輸そ	輸に関すること。		
の他交			
通運輸			
<u>に関す</u>			
る事務			

40				<u>決</u>	裁区	<u>分</u>	
組織	事務の	事項	4.5		専ジ	大者	
名	種類	事 	<u>知</u> 事	部長	局 長	課長	主幹
企	1 統計	1 統計調査員の任免(第14				_	
画	法の施	<u>条)</u>					
<u>統</u>	行に関	2 調査票情報等の利用(第27					
計	<u>する事</u>	条第2項、第33条第1号)					
<u>課</u>	<u>務</u>	3 統計調査実施に伴う関係機関との協調(第30条)				_	
		4 調査区の設定及び修正(統 計法施行令第4条第1項)				_	
		5 調査票その他関係書類の提				_	
		<u>出(統計法施行令第4条第1</u> 項)					
		6 調査票の配布、取集、審査 及び集計(統計法施行令第4 条第1項)					
		7 統計事務の指導				_	
		8 統計調査員の指揮監督					_
		9 一般統計調査の受託					
	2 愛媛	 1 県基幹統計調査の指定及び					
	<u>県統計</u>	解除(第2条第2項、第3条					
	調査条	第1項)					
	例の施						
	行に関						
	する事						
	<u>務</u>						
	3 統計	1 統計功労者の表彰			_		
	<u>功労者</u>						
	の表彰						
	<u>に関す</u>						
	る事務						

				決裁	区分	
組織	事務の	事項	4Π	卓	浡決す	
名	種類	<u>+ </u>	知 事	部	局	室
			_	長	長	長

<u>デ</u>	<u>1 デジ</u>	1 デジタル化施策の総合企				
<u>ジ</u>	<u>タル化</u>	画、総合調整及び推進に関す				
<u>夕</u>	施策の	<u>ること。</u>				
<u>ル</u>	総合企	(1) 特に重要なもの				
<u>戦</u>	画、総	(2) 重要なもの				
<u>略</u>	合調整	(3) 軽易なもの		_		
室	及び推					_
	進に関					
	する事					
	<u>務</u>					
	- 4-34					
	2 放送	1 小規模施設特定有線一般放				
	法の施	送に関すること。				
	行に関	(1) 関係行政機関等に対する				_
	<u>する事</u>	協力要請(第145条第2				
1						
	<u>務</u>	<u>項)</u>				
	<u>務</u>	<u>項)</u> ② 報告の徴収及び立入検査				
	<u>務</u>				_	
	<u>務</u> <u>3 デジ</u>	(2) 報告の徴収及び立入検査			_	
		(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項)			_	
	_ 3 デジ	(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの			_	
	_ 3 デジ タルマ	(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進			_	
		(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進 に関すること。 (1) 特に重要なもの			_	
		(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進 に関すること。 (1) 特に重要なもの			_	
	3 デジ タルマ -ケテ ィング の総合	(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進 に関すること。 (1) 特に重要なもの			_	
	3 デジ タルマ ーケテ ィング の総合 企画、	(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進 に関すること。 (1) 特に重要なもの	_		_	
	3 デジマルケン 総画 合 総 総 調	(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進 に関すること。 (1) 特に重要なもの	_	_	_	_
	3 デルケン イの企 総画合及 整数	(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進 に関すること。 (1) 特に重要なもの		_	_	_
	3 ターィの企総整推	(2) 報告の徴収及び立入検査 (第145条第4項) 1 デジタルマーケティングの 総合企画、総合調整及び推進 に関すること。 (1) 特に重要なもの			_	_

組				決裁		-
織	事務の	事 項	知	<u> </u>	決す	
名	種 類	<u> </u>	事	部	局	課
			il .	<u>長</u>	<u>長</u>	長
自	1 自転	1 自転車施策の総合企画、総				
転	車施策	合調整及び推進に関するこ				
車	の総合	<u>と。</u>				
<u>新</u>	企画、	(1) 特に重要なもの				
<u>文</u>	総合調	(2) 重要なもの				
<u>化</u>	整及び			_		
<u>推</u>	推進に					_
進	関する					
<u>課</u>	<u>事務</u>					
	2 自転	1 自転車新文化の普及及び拡				
	車新文	大に関すること。				
	化の普	(1) 特に重要なもの				
	及及び	(2) 重要なもの				
	拡大に			_		
	関する	<u>(*) #土勿はひい</u>				_
	事務					

				<u>決</u>	決裁区分						
組	事務の	事項			専ジ	大者					
組名	種 類	<u>争 </u>	知	部	局	課	主				
ㅁ			事		長	長	١				
統	1 統計	1 調査区の設定及び修正(第									
計	法の施	16条、統計法施行令(以下こ									
課	行に関	<u>の部において「政令」とい</u>									
	する事	う。)第4条第1項)									
	<u>務</u>	2 統計調査員の任免(第14				_					
		条、第16条、政令第4条第1									
		<u>項)</u>									
		3 資料の提出の要求及び立入				_					
		検査(第15条第1項、第16									
		条、政令第4条第1項)									
		4 調査票その他関係書類の提				_					
		出(第16条、政令第4条第1									
		<u>項)</u>									
		5 統計調査実施に伴う関係機				_					
		関との協調(第30条)									
		6 調査票情報等の利用(第27				_					
		条第2項、第33条第1号)									
		7 届出を要する統計調査の進				_					
		達(第24条第1項)									
		8 調査票の配布、取集、審査									
		及び集計									
		9 統計事務の指導				_					
		10 統計調査員の指揮監督									
		11 一般統計調査の受託									
	2 愛媛	 1 県基幹統計調査の指定及び									
	<u>県統計</u>	解除(第2条第2項、第3条									
	調査条	<u>第1項)</u>									
	例の施										
	行に関										
	<u>する事</u>										
	<u>務</u>										
	3 統計	1 統計功労者の表彰			_						
	<u>功労者</u>										
	の表彰										
	<u>に関す</u>										
	る事務										

i					決	裁区	分	
組織	事務の	事	項	知		専え	大者	
名	種類	7	25.	事	部	局	課	Ħ
					長	長	長	幹
<u>ス</u>	1 庁内	1 庁内働き方	5改革の推進に関					
<u>マ</u>	働き方	<u>すること。</u>						

						決	裁区	分		
組織	事務	あ	事	項	知		専決	中者		
名	種	類	7	**	事	部	局	課	主	
						長	長	長	幹	
<u>情</u>										
<u>報</u>										

=		改革の	(1) 特に重要なもの				
<u> </u>		推進に	(2) 重要なもの		_		
<u>行</u>		関する	(3) 軽易なもの				
<u>政</u>		事務					
進	2	省略					
課	3	省略					
	4	省略					
	5	省略					
	6	省略					
	7	省略					
	8	省略					

<u>シ</u>					
<u>シ</u> ス					
<u>\L_</u>					
<u>課</u>	1	省略			
	2	省略			
	3	省略			
	4	省略			
	<u>5</u>	省略			
	6	省略			
	7	省略			

40				決裁	区分	
組織	事務の	事項	źП	草	決	<u></u>
名	種 類	<u>事</u> 項 月 月 事		部	局	室
			<u> </u>	長	<u>長</u>	<u>長</u>
総	1 総務	1 総務系事務改革の推進に関				
<u>務</u>	<u>系事務</u>	<u>すること。</u>				
事	改革の	(1) 特に重要なもの	_			
<u>務</u>	推進に	(2) 重要なもの				
<u>改</u>	<u>関する</u>	(3) 軽易なもの				
革	事務					
<u>室</u>						

40				決裁	区分	
組織	事務の	事項	知	重	淳決す	
名	種類	<u> </u>	事	部	局	課
			프	長	長	長
デ	<u>1 デジ</u>	1 デジタル化施策の総合企				
<u>ジ</u>	<u>タル化</u>	画、総合調整及び推進に関す				
<u>9</u>	施策の	<u>ること。</u>				
<u>ル</u>	総合企	<u>(1) 特に重要なもの</u>	_			
<u>シ</u>	画、総	(2) 重要なもの				
그	<u>合調整</u>	(3) 軽易なもの				
<u> </u>	及び推					_
推	進に関					
進	<u>する事</u>					
<u>課</u>	<u>務</u>					
	2 放送	1 小規模施設特定有線一般放				
	法の施	送に関すること。				
	行に関	(1) 関係行政機関等に対する				_
	する事	協力要請(第145条第2				
	<u>務</u>	項)				
		(2) 報告の徴収及び立入検査			_	
		(第145条第4項)				
	3 デジ	1 デジタルマーケティングの				
	<u>タルマ</u>	総合企画、総合調整及び推進				
	<u>- ケテ</u>	に関すること。				

<u>ィング</u>	(1) 特に重要なもの	_		
の総合	(2) 重要なもの		_	
企画、	(3) 軽易なもの			
総合調				_
整及び				
推進に				
関する				
事務				

			決裁区分				
<u>組</u>	事務の	_		具	厚決 有	当	
織	種類	<u>事 項</u>	<u>知</u>	部	局	課	
<u>名</u>			<u>事</u>	長	長	長	
地	1 地域	1 地域振興の企画及び調整に		_	_		
<u>心</u> 域	振興に	関すること。	_				
政	関する	<u> </u>					
金策	事務						
課	2 規制	1 規制緩和に関する事務の総					
_	2 焼制に	括に関すること。			-		
	関する	<u> </u>					
	事務の						
	総括に						
	関する						
	事務						
	3 国立	 1 国立大学及び国立高等専門					
	大学及	<u>- 日立八子及び日立間寺寺门</u> 学校に関すること。		—			
	び国立	J IX IC IXI / B C C o					
	高等専						
	門学校						
	に関す						
	る事務						
	4 地域	1 地域振興民間能力活用事業					
	総合整	計画の策定及び貸付対象事業	_				
	備資金						
	の貸付	備資金貸付要綱(平成元年10					
	けに関	月6日制定。以下この部にお					
	する事	いて「要綱」という。)第3					
	<u>務</u>	条、第10条第2項)					
		2 貸付金の繰上償還の決定					
		 (要綱第13条)				_	
		3 貸付けの決定及び取消し					
		(要綱第15条第1項から第3	_				
		項まで、第5項、第6項)					
		4 事業内容の変更の承認(要					
		4 事業内谷の友史の承認(安 綱第15条第 4 項)	_				
		5 貸付対象事業の完了届の受 3 (2012)				-	
		理(要綱第18条 <u>)</u>					
		6 貸付対象施設の状況等の調				_	
		査及び報告の徴収等(要綱第					
		19条)					

	_			7,5 . 5.		
				7 貸付対象施設の変更又は処		
				分の承認(要綱第20条)		
_	ı			8 貸付けに係る支出事務、徴		
	ı			収事務等の委託(要綱第22 条)		
		$\vdash\vdash$		9 市町の貸付けに係る意見具		
	_			申(愛媛県地域総合整備資金		
	ı			貸付制度取扱要領第10の3)		
				1 振興拠点地域基本構想の作	5 多柯	
	ı		_	成及び協議(第7条第1項)	分散型	
				2 関係市町に対する協議(第	国土形	
	ı			7条第5項、第10条第2項)	成促進	
	_			3 振興拠点地域基本構想の公	法の旅	
	ı			表(第8条第3項、第10条第	行に関	
				2項)	<u>する事</u>	
				4 振興拠点地域基本構想の変	<u>務</u>	
	ı			更及び変更協議(第10条第 1		
				項)		
	ı	_			6 地垣	
				の3第1項)	再生法	
	ı			2 地域再生計画に関するこ	の施行	
				<u>と。</u>	に関す	
	ı	_		(1) 認定申請及び変更の認定	る事務	
	ı			申請(第5条第1項、第7		
L				条第1項)		
-	ı			(2) 意見聴取(第5条第5		
\vdash		\square		項、第7条第2項)		
	ı	-		(3) 提案に対する処理(第5		
_				条第8項、第7条第2項)		
	ı	-		(4) 内閣総理大臣に対する確		
	ı			認の要求(第 5 条第12項、 第 7 条第 2 項)		
\vdash		Н		(5) 実施状況の報告(第8		
	_			条)		
\vdash				(6) 関係行政機関の事務の調		
	_			整の要請(第10条の2第1		
	ı			<u>項)</u>		
		Н		(7) 地域再生に関する施策の		
	ı	-		改善の提案(第11条第1		
	ı			<u>項)</u>		
				3 地域再生協議会に関するこ		
	ı			<u>E.</u>		
				(1) 組織(第12条第1項)		
		H		(2) 組織要請への対応(第12		
			. '			
		-				
				条第 6 項)		
				条第6項) (3) 構成員に係る申出への対		
				条第 6 項)		

(1) 対応及び要更の設定(整) 17年の2 2 度 12 属 15 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日 2 日	V160 1 1/3 1 A		7,5 . 5		•		
			(1) 認定及び変更の認定(第				
2 単独 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日			17条の2第3項、第5項)				
1						-	
T 多						\sqcup	
1) 原物型用に係る記載についての回数 (第17条の7葉 55項) 10 開発行為及び建築行為管 上係を登載についての回数 (第17条の7 第6項) 6 財産用金維進法人に同する こと。 10 指定(第19条の第1項、第 2項) 10 要要の雇出の処理(第19条第1項、第 22票) 10 要要の雇出の処理(第19条第1項、第 22票) 10							
1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、						\vdash	
5月 1						-	
1							
「生物の7番とは 1						\vdash	-
(第17条の7 第62						-	
正と。							
正と。			6 地域再生推進法人に関する				
2 直							
(3) 変更の図出の処理(第19条第3項、第4項) (3) 報告の徴収(第22条第1 項) (4) 素務運営改善命令(第22条第 2項) (5) 指定の取消し(第22条第 3項、第4項) (6) 情報の提供等(第23条) 2			(1) 指定(第19条第1項、第		_		
			2項)			Ш	
(3) 報告の徴収(第22条第1 項) 項) (4) 業務運営改高命令(第22 条第 2 項) (5) 指定の取消し(第22条第 3 項) 第 4 4 日) (6) 情報の提供等(第23条) 一 7							_
項			条第3項、第4項)			Ш	
(d) 業務運営改善命令(第22							-
第第 2 項			<u>項)</u>			\sqcup	
1					_		
3 頂、第 4 頂 1 1 1 1 1 1 1 1 1							_
(b) 情報の提供等(第23条) 一 一 一 一 一 一 一 一 一					_		
7 職員の派遣の要請及びあっ世んの求め(第34条)						\vdash	_
せんの求め (第34条) 7 離局 振興法 の施行 に関す る事務 2 離島振興計画案の提出の要 水 (第4条第3項、第12項) 3 離島活性化交付金等事業計 画の作成、変更等(第7条の 2第1項、第6項、第7条の 3第1項) 4 離島活性化交付金等事業計 画の作成に係る意見聴取等 (第7条の2第4項から第6 項まで) 1 過疎地域自立促進方針の作 成 (第5条) 2 過疎地域自立促進市町村計 画の作成及び変更についての 協議(第6条第4項、第7 通り 2 過疎地域自立促進東計画の 作成(第7条第1項、第4			-			\vdash	_
1 離島振興計画の作成及び変 更(第4条第1項、第5項、					_		
振興法 の施行 に関す る事務 2 離島振興計画薬の提出の要 求 (第 4 条第 3 項、第 1 2 項) 3 離島活性化交付金等事業計 画の作成、変更等 (第 7 条の 2 第 1 項、第 6 項、第 7 条の 3 第 1 項) 4 離島活性化交付金等事業計 画の作成に係る意見聴取等 (第 7 条の 2 第 4 項から第 6 項まで) 8 過疎 地域自立促進 特別措 置法の 施行に 関する 事務 3 過疎地域自立促進市町村計 画の作成及び変更についての 協議 (第 6 条第 4 項、第 7 項) 協議 (第 6 条第 4 項、第 7 項) 6 強速は立促進県計画の 作成(第 7 条第 1 項、第 4		7 献自	<u> </u>			\vdash	_
一				_			
2 離島振興計画案の提出の要求(第4条第3項、第12項) 3 離島活性化交付金等事業計画の作成、変更等(第7条の2第1項、第6項、第7条の3第1項) 4 離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等(第7条の2第4項から第6項まで) 4 離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等(第7条の2第4項から第6項まで) 2 過疎地域自立促進方針の作成(第5条) 2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項) 3 過疎地域自立促進県計画の作成及び変更についての情味。 3 過疎地域自立促進県計画の作成の第7条第1項、第4							
3 離島活性化交付金等事業計 一			2 離島振興計画案の提出の要				
画の作成、変更等(第7条の 2 第 1 項、第 6 項、第 7 条の 3 第 1 項)		る事務					
2第1項、第6項、第7条の 3第1項) 4 離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等 (第7条の2第4項から第6項まで) 1 過疎地域自立促進方針の作成(第5条) 2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項) 協議(第6条第4項、第7項) 項方 3 過疎地域自立促進県計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項) 4 離島活性化交付金等事業計画の作成及第5条 2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項) 4 適議(第6条第4項、第7面) 4 適談(第6条第4項、第7面) 4 適談(第6条第4項、第7面) 5 適談(第6条第4項、第7面) 6 所述(第7条) 6 所述(第7条) 7 面談(第7条) 8 過速地域自立促進県計画の作成(第7条) 9 過速地域自立促進県計画の作成(第7条第1項、第4			3 離島活性化交付金等事業計				
3第1項) 4 離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等(第7条の2第4項から第6項まで) 1 過疎地域自立促進方針の作成(第5条) 立促進特別措置法の施行に関する事務 3第1項) 3 適疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項頁) 3 過疎地域自立促進県計画の作成ので表現の変更についての協議(第6条第4項、第7項頁) 3 過疎地域自立促進県計画の作成ので表現ので表現ので表現ので表現ので表現ので表現ので表現ので表現ので表現ので表現			画の作成、変更等(第7条の				
4 離島活性化交付金等事業計画の作成に係る意見聴取等(第7条の2第4項から第6項まで) 1 過疎地域自立促進方針の作成(第5条) 立促進特別措置法の施行に関する事務 2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項頁) 3 過疎地域自立促進県計画の作成(第7条第1項、第4			2 第 1 項、第 6 項、第 7 条の				
画の作成に係る意見聴取等 (第7条の2第4項から第6 項まで) 8 過疎 地域自 立促進 特別措 管法の 施行に 関する 事務 1 過疎地域自立促進方針の作 成(第5条) 2 過疎地域自立促進市町村計 画の作成及び変更についての 協議(第6条第4項、第7 項) 関する 事務 3 過疎地域自立促進県計画の 作成(第7条第1項、第4			3 第 1 項)			\square	_
8 過疎 1 過疎地域自立促進方針の作							-
1 過疎地域自立促進方針の作							
8 過疎 1 過疎地域自立促進方針の作 地域自 立促進 特別措置法の施行に関する事務 3 過疎地域自立促進県計画の作成及第1項、第4							
地域自立 成(第5条) 立促進特別措置法の施行に関する事務 2 過疎地域自立促進市町村計画の作成及び変更についての協議(第6条第4項、第7項) 3 過疎地域自立促進県計画の作成(第7条第1項、第4		2 温波				\vdash	-
立促進 特別措 短法の 施行に 関する 事務 2 過疎地域自立促進市町村計 画の作成及び変更についての 協議(第6条第4項、第7 項) 3 過疎地域自立促進県計画の 作成(第7条第1項、第4				-			

	4 過疎地域自立促進県計画の		_		
	変更(第7条第1項、第4				
	項、第5項)				
9 半島					
振興法	定の申請(第2条第1項)	_			
の施行	2 関係市町長に対する協議				
に関す					-
る事務	(第2条第2項、第3条第3				
	<u>項、第5項)</u> ————————————————————————————————————				
	3 半島振興計画の作成及び協	_			
	議(第3条第1項)				
	4 半島振興計画の変更及び変		_		
	更協議(第3条第1項、第5				
	<u>項)</u>				
10 防災					
のため	画に関する意見の申出等(第				
の集団	3 条)				
移転促					
進事業	実施に関する助言、指導等			_	
に係る	(第9条)				
国の財	<u>(),, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>				
政上の					
特別措					
置等に					
関する					
法律の					
施行に					
関する					
事務					
4.4 LIL 					
11 地方	1 地方拠点都市地域の指定、 変更及び解除(第4条第1	-			
<u>拠点都</u> 市地域	<u> </u>				
の整備					
及び産	2 主務大臣に対する協議(第		—		
業業務	4 条第 2 項、第 5 条第 2 項)				
施設の	3 関係市町に対する協議(第				_
再配置	4条第3項、第5条第2項)				
の促進	4 基本計画の同意及び変更の		_		
に関す	同意(第6条第1項、第8				
る法律	<u>項、第7条)</u>				
の施行					
に関す					
る事務					

40			:	決裁	区分	
組織	事務の	事項	4 Π	重	決	当
名	種類	<u>+ </u>	知事	部	局	<u>課</u>
			1	長	長	長
交	1 総合	1 総合交通対策の総合企画、	_			
通	交通対	総合調整及び推進				

	マポンチャグ・ロ				***	J – ,	<u> </u>		
I +			ابد	# ~ W	2				
			<u>対</u>		2 総合交通計画の策定	-			
			<u>策</u>	<u>合 企</u>					
			課	画、総				.	
				合調整					
				及び推				.	
				進に関					
				する事					
				<u>務</u>					
				2 太平	1 太平洋新国土軸構想の推進				
				洋新国	2 豊予海峡ルートの建設推進		-		
				土軸構					
				想の推					
				進に関					
				<u>する事</u>					
				<u>務</u>					
							\square	\vdash	l
				3 航空	1 航空網の整備充実に関する		$ _{-} $		
				に関す	こと。				
				る事務					
				4 空港	1 空港の整備推進に関するこ				
								.	
				<u>及び空</u>			\square	\longrightarrow	
				港周辺	(1) 拡張整備の推進			.	
				地域の			\vdash		\dashv \sqcup
				整備推	2 空港周辺地域の整備推進に			.	-
					関すること。			.	
				進に関				.	
				する事					
				<u>務</u>					
				933				.	
			ı	E #Alli	1 松山空港地域活性化構想に				
				空港地	関すること。			.	
				域活性	(1) 実施計画の策定及び変更				
				化構想	7 AIBH BUX LACTOR	_	\vdash		
					② 実施計画に基つく施束の			ı _	
				の推進	推進			.	
				に関す			$\vdash\vdash$		
				る事務	2 松山空港地域活性化推進協		-		
				2 2-00	議会に関すること。				
			ŀ	c			\vdash	\vdash	\dashv \mid
				6 鉄			-		
				道、海	網の整備推進				
				上交通	2 海上交通運輸その他交通運		П	\Box	\dashv \mid
					- 71/2218131313722			-	
				運輸そ	TIS 10 (X) 7 0 0 0 8				
				の他交					
				通運輸					
				に関す					
				る事務					
			}	7 卢科	1 起生の幽間なずよいかま		\vdash	\vdash	\dashv \vdash
				7 自動					-
				車運転	(第21条第2項)				
				代行業					
				の業務					
				の適正					
				化に関					
				<u>する法</u>					
				律の施					
				行に関					
					I .		ш		26

別表第4(第4条関係)

知事の権限に属する<u>観光スポーツ文化部関係事務</u>に係る 特定決裁事項

4.0				決裁	区分	•
組織	事務の	事 項	知	Ę	厚決 有	者
名	種類	# **	事	部	局	課
				長	長	長
地	1 ~ 5					
域	省略					
ス						
ポ						
-						
ッ						
課						
	<u>6 スポ</u>	1 スポーツ大会等の誘致に関				
	<u>- ツ大</u>	<u>すること。</u>				
	会等の	(1) 国際規模及び全国規模の	_			
	誘致に	<u>もの</u>				
	関する	(2) (1)以外のもの				
	事務					
	1	I .				

4 0		事項		決裁区分					
組織	事務の		知	卓	厚決 有	皆			
名	種	類		~	事	部	局	室	
						長	長	長	
<u>オ</u>	1	省略							
ᄁ									
<u>パ</u> ラ									
크									
<u>推</u>									
進									
室									

<u>する事</u>			
<u>務</u>			

別表第4(第4条関係)

知事の権限に属する<u>スポーツ・文化部関係事務</u>に係る 特定決裁事項

組	事務の				決裁区分				
織		事項	知	Ē	淳決す	皆			
名	種 類	-	~	事	部	局	課		
ı				#	長	長	長		
地	1 ~ 5								
域	省略								
ス									
ポ									
_									
ッ									
課									

				決裁	区分	
組織	事務の	事項		Ę	亨決 者	当
組名	種類	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	知事	部	局	室
			T	長	長	長
<u>オ</u>	1 省略					
<u>IJ</u>						
<u>パ</u>						
크						
<u>.</u>						
\overline{x}						
<u>ス</u>						
タニズ	2 スポ	1 スポーツ大会等の誘致に関				
_	<u>- ツ大</u>	<u>すること。</u>				
	会等の	(1) 国際規模及び全国規模の				
<u>推</u>	誘致に	<u> </u>				
進	関する	(2) (1)以外のもの				
室	事務			_		
	3 日本	1 日本スポーツマスターズ				
	<u>スポー</u>	2020愛媛大会の開催準備に関				
	<u>ツマス</u>	<u>すること。</u>				
	<u>ターズ</u>	(1) 特に重要なもの				
	2020愛	(2) 重要なもの				
	媛大会	(3) 軽易なもの		_		
	に関す	(4) +I 3) (8 0 0				-
	る事務					

組織	事務の 戦 種類	事	15			裁区分 再決者		
織名			項	事	部長	局長	課長	
ŧ	1 • 2							
な	省略							
び								
推								
進								
課								

組					決裁区分					
織	事務の	事	項	知	卓	決す	皆			
名	種 類	,		事	部	局	課			
				7	長	長	長			
ŧ	1 • 2									
な	省略									
び										
推										
進										
課										

4 0				<u>決</u>	裁区	分	
組織	事務の	 	45		専ジ	大者	
巡 名	種 類	<u>事</u> 項	知事	部	局	課	主
쁘			事	長	長	長	<u>幹</u>
観	1 えひ	1 観光振興基本計画の策定及	_				
<u>光</u>	めお接	び変更(第10条第1項、第3					
国	待の心	項、第4項)					
際	観光振						
<u>課</u>	興条例						
	の施行						
	に関す						
	る事務						
	2 広域	1 愛媛広域文化交流基盤整備	_				
	<u>文化交</u>	の推進に関すること。					
	流に関						
	する事						
	<u>務</u>						
	3 観光	1 市町の観光施設の整備指導		_			
	施設の	2 観光標識の設置					
	整備に						
	関する						
	<u>事務</u>						
	4 観光	1 観光資料等の作成				_	
	宣伝事	2 四国4県共同事業の実施				_	
	業に関	3 観光キャンペーン事業の実					
	<u>する事</u>						
	<u>務</u>	_					
	5 観光	1 観光展及び観光懇談会の実					
	<u>客誘致</u>	<u>施</u>					
	事業の	2 広域観光推進事業の実施					
	実施に	3 観光ルートの設定					
	関する			_			
	<u>事務</u>						
	6 旅行	1 旅行業者(本邦外の企画旅					
	業法の	行(参加する旅行者の募集を					
	施行に	することにより実施するもの					
	関する	に限る。)を実施しないもの					
	事務	に限る。以下この項において					

~	和3年4月1日		<u> </u>		<u> </u>
	 同じ。)、旅行業者代理業者				
	<u>円 0。 7、 旅行業省代理業者</u> 及び旅行サービス手配業者				
	(以下この項において「旅行				
	業者等」という。)に関する				
	こと。				
		+			
	(1) 旅行業者等の登録(第3		-		
	条、第5条第2項、第6条				
	第 2 項、第23条、第25条第				
	2 項、第26条第 2 項)	+			_
	(2) 旅行業者の登録の有効期		-		
	間の更新の登録(第5条第				
	2 項、第 6 条第 2 項、第 6				
	条の3第1項、第2項)	\perp			
	(3) 旅行業者の業務の変更登		_		
	録(第5条第2項、第6条				
	第2項、第6条の4第1				
	項、第 2 項)				
	(4) 旅行業者等に対する必要				
	な措置の勧告(第11条の2				
	第 8 項、第28条第 7 項)				
	(5) 旅行業者等に対する勧告				
	に係る措置命令(第11条の				
	2 第 9 項、第28条第 8 項)				
	(6) 旅行業者の定める旅行業				
	約款の認可及び変更の認可				
	(第12条の2第1項)				
	(7) 登録、有効期間の更新の				
	(7) 豆球、有効期間の更新の 登録及び変更登録の拒否を		-		
	<u> </u>				
	しよつと9 6場合の息見の 聴取(第64条第1項、第2				
		+			-
7 国際				$\left - \right $	
交流に		+			4
関する	2 海外友好親善事業に関する		-		
<u>事務</u>	<u>こと。</u>	\perp			
	3 国際交流員に関すること。	_			
	(1) 受入方針に関すること。	\top			
	(2) その他国際交流員に関す	+			
	<u>ること。</u>		-		
		+			
		+	+		-
	1 海外技術研修員の受入れに				
協力に	関すること。	\perp			\downarrow
関する	(1) 受入方針に関すること。				
<u>事務</u>	(2) その他海外技術研修員に				1
	関すること。				
	2 青年海外協力隊の募集・啓				
	発事業の実施			-	
9 国際		+			
				-	
観光振					

興事業				
の実施				
<u>に関す</u>				
る事務				
10 国際	1 必要な措置の指示(第12条		_	
観光ホ	第2項、第13条第2項、第18			
<u>テル整</u>	条第 2 項)			
備法の				
施行に				
関する				
事務				
11 海外	1 海外移住に関すること。			
移住に				
関する				
事務				

				決裁	区分	
組織	事務の	事 項	知		決	
名	種 類	3	事	<u>部</u>	局	室
			_	長	長	長
航	1 航空	1 航空網の整備充実に関する		_		
空	に関す	<u>こと。</u>				
<u>政</u>	る事務					
策	2 空港	1 空港の整備推進に関するこ				
室	及び空	<u> と。</u>				
	港周辺	(1) 拡張整備の推進	_			
	地域の	├────────────────────────────────────				
	整備推	関すること。				_
	進に関					
	<u>する事</u>					
	<u>務</u>					
	3 松山	1 松山空港地域活性化構想に				
	空港地	関すること。				
	域活性	(1) 実施計画の策定及び変更				
	化構想	(2) 実施計画に基づく施策の				
	の推進	推進				
	に関す	│───────── │2 松山空港地域活性化推進協				
	る事務	議会に関すること。		-		
		*** C 101/1 / C C C C				

				<u>決裁区分</u>					
組織	事務の	事項	źΠ	草	享 決者				
名	種類	<u>事</u> <u>與</u> <u>知</u> 事		部	局	課			
				長	長	長			
自	1 自転	1 自転車施策の総合企画、総							
転	車施策	合調整及び推進に関するこ							
車	の総合	<u>と。</u>							
<u>新</u>	<u>企画、</u>	(1) 特に重要なもの	_						
文	総合調	(2) 重要なもの		_					

	<u>化</u>	整及び	(3) 軽易なもの			_
	<u>推</u>	推進に				
	進	関する				
	<u>課</u>	<u>事務</u>				
		2 自転	1 自転車新文化の普及及び拡			
		<u>車新文</u>	大に関すること。			
		化の普	(1) 特に重要なもの			
		<u>及及び</u>	(2) 重要なもの			
		拡大に				
		関する	<u>(3) 軽勿なもの</u>			_
		事務				
		3 サイ	1 サイクルツーリズムの推進			
		<u>クルツ</u>	に関すること。			
		<u>-リズ</u>	(1) 特に重要なもの	_		
		<u>ムの推</u>	(2) 重要なもの			
		進に関	(2) #Z E +> + A		_	
		<u>する事</u>	(3) 軽易なもの			_
		<u>務</u>				
ı						

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組					決裁	区分	
織	事務の	事	項	知	卓	決す	i i
名	種類	-	~	事	部	局	課
				-	長	長	長
人	1 ~ 7						
権	省略						
対							
策							
課							

				決裁	区分	
				草	淳決 者	当
				<u>防</u>		
組				<u>災</u>		
織	事務の	事項	知	安		
名	種 類		事	全	局	課
			-	<u>統</u>	長	<u>長</u>
				<u>括</u>		
				<u>部</u>		
				長		
防	1 災害	1 指定地方公共機関の指定		_		
<u>災</u>	対策基	(第2条第6号)				
危	本法の	2 市町防災会議を設置しない		_		
機	施行に	こととした旨の報告に係る愛				
箮	関する	媛県防災会議の意見の聴取				
理	事務	(第16条第5項)				
課	<u>(他の</u>	3 都道府県防災会議の協議会				
	<u>主管に</u>	の設置(第17条、災害対策基	_			
	属する	本法施行令(以下この部にお				

別表第5(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

	3 · • • • • • • • • • • • • • • • • • •		0 HI: 1X1 13: 3: 3X3 1-							
	事務の種 類				決裁区分					
組織		事	項	45	Ē	享 決す	皆			
名	種類	"	以	知事	部	局	課			
				7	長	長	長			
人	1 ~ 7									
権	省略									
対										
策										
課										

		学和 3 年 4 月 1 日		52	76	٠	ᅎ	HX	
	<u> </u>	を いて「政令」という。)第11							
	<u>除</u>	<u>条)</u>							
	<.	<u>- , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,</u>	_						
		条第1項、第3項、原子力災							
		害対策特別措置法第22条)							
		5 現地災害対策本部の設置	_						
		(第23条第5項)							
		6 指定行政機関等の職員の派	_						
		遣要請(第29条第1項)							
		7 指定行政機関等の職員の派	_						
		遣要請に係る協議(第29条第							
		3項)							
		8 内閣総理大臣に対する指定	_						
		行政機関等の職員の派遣のあ							
		つせんの要求に係る協議(第							
		29条第 3 項、第30条第 3 項)							
		9 内閣総理大臣に対する指定	_						
		行政機関等の職員の派遣のあ つせんの要求(第30条第1							
		項、第2項)							
		10 市町長等に対する指定地方 行政機関等の職員の派遣のあ	_						
		つせん(第30条第1項、第2							
		項)							
		 11 市町地域防災計画等の作成							
		及び修正に係る愛媛県防災会		_					
		議の意見の聴取(第42条第6							
		項、第44条第 3 項)							
		12 防災訓練の実施(第48条第							
		1項、第4項)		_					
		13 防災に必要な物資等の備蓄							
		等の決定(第49条)							
		14 災害情報の収集及び伝達							
		(第51条第1項)							
		15 災害に関する警報に係る要							
		請(第55条)							
		 16 通信設備の優先利用要求等							
		(第57条、第61条の3、第79		_					
		<u>条)</u>							
		17 市町長が行うべき避難の指							
		示の代行等(第60条第6項、	_						
		第7項、政令第23条の2)							
		18 避難の指示等に関する助言							
		(第61条の2、第63条第4							
		項)							
		19 市町長等の要請による応援							
		等の決定(第68条、第80条第							
		2項)							
_			_						

~	143		_	_	
	20 災害時における市町の事務				
	の受託等(第69条、政令第28		_		
	条)				
	21 災害に対する応急措置の実				
	施(第70条第1項)		_		
	22 指定行政機関の長に対する	_			
	応急措置の要請等(第70条第				
	3項)				
	23 市町長に対する応急措置等		_		
	の指示等(第72条第1項、第				
	2 項、第93条第 2 項)				
	24 市町長が実施すべき措置の	_			
	代行等(第73条第1項、第2				
	項、政令第30条)				
	25 他の都道府県知事等に対す	_			
	る応援の要求(第74条第1				
	項、第74条の2第1項、第92				
	条第2項)				
	26 市町長に対する災害発生市				
	町村長の応援の要求(第74条				
	の2第2項、第74条の3第4				
	項)				
	27 内閣総理大臣による応援の				
	要求の要求(第74条の3第1	_			
	項)				
	る応援の要求等(第74条の	_			
	4)				
	29 災害時における事務の他の				
	都道府県に対する委託等(第	_			
	75条、政令第31条)				
	30 従事命令等に係る損失補償 第03年 (第93条第1項 第		_		
	等の決定(第82条第1項、第				
	3 項、第84条第 2 項)				
	31 都道府県外広域一時滞在の	_			
	協議 (第86条の9第2項、第				
	<u>86条の11)</u>				
	32 関係市町長との協議(第86	_			
	<u>条の9第4項)</u> ————————————————————————————————————				
	33 市町長が実施すべき広域一	_			
	時滞在の協議の代行等(第86				
	条の10第1項、第2項、政令				
	<u>第36条の3)</u> ————————————————————————————————————				
	34 市町長に対する広域一時滞		_		
	在の助言(第86条の12第1				
	項)				
	35 内閣総理大臣に対する広域		_		
	一時滞在の助言の要求(第86				
	条の12第2項)				
_					

1 1						1
	36 指定公共機関等に対する被		_			
	災者の運送の要請(第86条の					
	14第1項)					
	37 指定公共機関等に対する被					
	災者の運送の指示(第86条の	_				
	14第 2 項)					
	<u>14分 2 块 /</u>					
	38 被災者に関する情報の提供				_	
	の要求(第86条の15第4項)					
	39 指定行政機関の長等に対す					
	る物資又は資材の供給の要請		_			
	等 (第86条の16第1項)					
	<u> </u>					
	40 必要な物資又は資材の供給		_			
	の措置の実施(第86条の16第					
	2項)					
	41 指定公共機関等に対する災					
	= こまでは またま またま またま またま まんま まんま まんき まん		_			
	要請 (第86条の18第1項)					
	42 災害応急対策必要物資の運	-				
	送の指示(第86条の18第2					
	<u>項)</u>					
	43 都道府県防災会議の協議会					
	の規約変更及び廃止(政令第					
	11条、第12条)					
	44 通信設備の優先利用等の要		_			
	求の手続の協議(政令第22					
	<u>条)</u>					
2 自衛	1 自衛隊の災害派遣要請(第	_				
隊法の	83条第1項)					
施行に	2 自衛隊の防衛出動時におけ					
関する	る物資の収用等(第103条第	-				
事務						
<u> </u>	1項から第4項まで、第6					
主管に	項、第7項、第103条の2第					
	1項から第3項まで、自衛隊					
<u>属する</u>	法施行令(以下この部におい					
<u>ものを</u>	て「政令」という。)第133					
<u>除</u>	条から第135条まで、第144					
<u> </u>	<u>条)</u>					
	3 物資の収用等に係る損失補					
	賞等の決定(第103条第10項		_			
	<u>から第12項まで、第103条の</u>					
	2 第 3 項、政令第137条第 2					
	項、第139条第2項、第141条					
	第 2 項、第144条)					
	4 自衛隊の防衛出動等に係る					
	意見の具申(第115条の6第					
	2項、第115条の8第3項、					
	第115条の10第4項、115条の					
	11第5項、第115条の13第2					
1 1	項、第115条の14第2項、第					
	115条の15第2項、第115条の			l .	1	

	443 T 773 1 L			 _~
	17第2項、第115条の21第2			
	項、政令第161条第2項)			
3 防災	1 市町の集団移転促進事業計	_		
<u>のため</u>	画に対する国土交通大臣への			
の集団	意見の申出(第3条第4項、			
移転促	第6項)			
進事業に係る	2 市町の申出に基づく集団移	_		
国の財	転促進事業の実施(第6条第			
政上の	2項)			
特別措	3 市町の集団移転促進事業計		-	
置等に	画等に対する指導、助言等の			
関する	<u>措置(第9条)</u> 			
法律の				
施行に				
<u>関する</u>				
<u>事務</u>				
4 武力	1 国民の保護のための措置の			
攻擊事	実施に関すること。			
態等に	(1) 措置の実施			
おける	ア 重要なもの			
国民の	<u>イ 軽易なもの</u>			
保護の				_
ための	する措置の実施に関する要	-		
措置に 関する	請(第11条第4項)			
法律の	(3) 他の都道府県知事等に対			
施行に	する応援の要求等(第12条	-		
関する	第1項)			
事務	(4) 他の都道府県に対する事			
	務の委託(第13条)	-		
	(5) 市町長が実施すべき措置			
	の代行(第14条第1項、第		-	
	2 項)			
	 (6) 防衛大臣に対する自衛隊			
	の部隊等の派遣の要請(第	_		
	15条第1項)			
	(7) 市町長等の要求による応			
	援の決定(第18条第1項)		_	
	(8) 指定公共機関等の要求に			
	よる応援の決定(第21条第		_	
	2項)			
	(9) 指定公共機関等に対する			
	措置の実施に関する要請			
	(第21条第3項)			
	◎ 訓練の実施等(第42条第		_	
	1項、第3項)			
	(11) 県警察本部長等に対する			
	避難住民の誘導の要請等			
	(第63条第2項、第3項)			

7413 4 4 75 1 14			_	
(12) 対策本部長に対する武力				
攻撃災害の防除及び軽減の	-			
措置の要請(第97条第4				
項)				
(13) 応急の復旧に関する支援				
の要求(第140条)	-			
(14) 指定行政機関の長等に対				
する職員の派遣の要請(第	-			
151条第1項、第2項)				
(15) 総務大臣に対する職員の				
派遣のあつせんの要請(第				
151条第 2 項、第152条)				
2 都道府県国民保護対策本部				
<u>に関すること。</u>				
(1) 内閣総理大臣に対する指				
定の要請(第26条第1項)				
3 国民の保護に関する計画に				
関すること。				
(1) 県の計画の作成及び変更				
に係る協議等(第33条第6				
項、第34条第4項、第5				
項、第7項、第8項)				
(2) 県の計画の作成及び変更	_			
(第34条第1項、第6項、				
第 8 項)				
(3) 市町の計画の作成及び変		_		
更に係る協議等(第35条第				
5項、第8項)				
4 緊急対処保護措置の実施に				
関すること <u>。</u>				
(1) 措置の実施				
<u>ア 重要なもの</u>				
イ 軽易なもの				
(2) 指定行政機関の長等に対				
する措置の実施に関する要	_			
請 (第11条 第 4 項、第177				
条第3項)				
(3) 他の都道府県知事等に対				
する応援の要求等(第12条				
第 1 項、第183条)				
(4) 他の都道府県に対する事	_			
務の委託(第13条、第183				
<u>条)</u>				
(5) 市町長が実施すべき措置		_		
の代行(第14条第1項、第				
2 項、第183条)				
(6) 防衛大臣に対する自衛隊	_			
の部隊等の派遣の要請(第				
15条第 1 項、第183条)				

(7) 市町長等の要求による応		_	
援の決定(第18条第1項、			
第183条)			
(8) 指定公共機関等の要求に		_	
よる応援の決定(第21条第			
2 項、第179条第 2 項)			
(9) 指定公共機関等に対する		_	
措置の実施に関する要請			
(第21条 第3項、第179条			
<u>第 2 項)</u>			
□ 訓練の実施等(第42条第		_	
1 項、第 3 項、第183条)			
(11) 県警察本部長等に対する	_		
避難住民の誘導の要請等			
(第63条第2項、第3項、			
第183条)			
(12) 対策本部長に対する武力	_		
攻撃災害の防除及び軽減の			
措置の要請(第97条第4			
項、第183条)			
△□○ 応急の復旧に関する支援	_		
の要求(第140条、第183			
<u>条)</u>			
⅓ 指定行政機関の長等に対			
する職員の派遣の要請(第			
151条第1項、第2項、第			
<u>183条)</u>			
◯15) 総務大臣に対する職員の	_		
派遣のあつせんの要請(第			
151条第 2 項、第152条、第			
<u>183条)</u>			
5 都道府県緊急対処事態対策			
本部に関すること。			
(1) 内閣総理大臣に対する指	_		
定の要請(第26条第1項、			
第183条)			

				決裁	区分	-
				豆	決す	鱼
				<u>防</u>		
組				<u>災</u>		
織	事務の	事項	<u>知</u>	安		
名	種 類		事	全	局	課
				統	<u>長</u>	<u>長</u>
				括		
				部		
				長		
<u>防</u>	1 災害	1 指定地方公共機関の指定		_		
<u>災</u>	対策基	(第2条第6号)				

1.1					
危		2 市町防災会議を設置しない		-	
機	施行に	こととした旨の報告に係る愛			
<u>管</u>	関する	媛県防災会議の意見の聴取			
理	事務	(第16条第5項)			
<u>課</u>	<u>(他の</u> ナギに	3 市町防災会議を設置しない		-	
	<u>主管に</u>	こととした旨の報告に係る助			
	属する	言及び勧告(第16条第5項)			
	<u>ものを</u> <u>除</u>	4 都道府県防災会議の協議会	_		
	<u><.</u>	の設置(第17条、災害対策基			
		本法施行令(以下この部にお			
		いて「政令」という。)第11			
		<u>条)</u>			
		5 災害対策本部の設置(第23	_		
		条第 1 項、原子力災害対策特			
		別措置法第22条)			
		6 現地災害対策本部の設置	_		
		(第23条第5項)			
		7 指定行政機関等の職員の派	_		
		遣要請(第29条第1項)			
		8 指定行政機関等の職員の派	_		
		遣要請に係る協議(第29条第			
		3項)			
		9 内閣総理大臣に対する指定			
		行政機関等の職員の派遣のあ			
		つ せ ん の 要 求 (第30条 第 1			
		項、第2項)			
		10 市町長等に対する指定地方	_		
		行政機関等の職員の派遣のあ			
		つせん(第30条第1項、第2			
		<u>項)</u>			
		11 内閣総理大臣に対する指定	_		
		行政機関等の職員の派遣のあ			
		つせんの要求に係る協議(第			
		29条第3項、第30条第3項)			
		12 市町地域防災計画等の作成		_	
		及び修正に係る愛媛県防災会			
		議の意見の聴取(第42条第6			
		項、第44条第3項)			
		13 市町地域防災計画等の作成			
		及び修正に係る助言及び勧告			
		(第42条第6項、第44条第3			
		項)			
		14 防災訓練の実施(第48条第		_	
		1項、第4項)			
		15 防災に必要な物資等の備蓄			
		等の決定(第49条)			
		(第51条第1項)			-
		17 災害に関する警報に係る要			\Box
		請(第55条)			-

マ和コキャカ・ロ		71.7			
		18 通信設備の優先利用要求等 (第57条、第61条の3、第79		_	
		条)			
		19 市町長が行うべき避難の指	_		
		示の代行等(第60条第6項、			
		第7項、政令第23条の2)			
		20 避難の指示等に関する助言			
		(第61条の2、第63条第4			
		項)			
		21 市町長等の要請による応援			
		等の決定(第68条、第80条第			
		2項)			
		22 災害時における市町の事務			
		の受託等(第69条、政令第28			
		<u>条)</u>			
		23 災害に対する応急措置の実			
		施(第70条第1項)			
		24 指定行政機関の長に対する			
		応急措置の要請等(第70条第			
		3項)			
		25 従事命令等の決定(第71条			
		第1項、第81条第1項、政令			
		第29条、第34条第1項)			
		26 市町長に対する応急措置等		_	
		の指示等(第72条第1項、第			
		2 項、第93条第 2 項)			
		27 市町長が実施すべき措置の	_		
		代行等(第73条第1項、第2			
		項、政令第30条)			
		28 他の都道府県知事等に対す	_		
		る応援の要求(第74条第1			
		項、第74条の2第1項、第92			
		条第2項)			
		29 内閣総理大臣による応援の	_		
		要求の要求(第74条の3第1			
		<u>項)</u>			
		30 市町長に対する災害発生市		_	
		町村長の応援の要求(第74条			
		の2第2項、第74条の3第4			
		項)			
		31 指定行政機関の長等に対す	_		
		る応援の要求等(第74条の			
		4)			
		32 災害時における事務の他の	_		
		都道府県に対する委託等(第			
		75条、政令第31条)			
		33 従事命令等に係る損失補償		-	
		等の決定(第82条第1項、第 3項、第84条第2項)			
		<u> </u>			

	マ和ラキャグ・ロ			717				
1		1		34 都道府県外広域一時滞在の				
				協議(第86条の9第2項、第	_			
				86条の11)				
				 35 関係市町長との協議(第86			-	
				条の9第4項)	_			
							+	
				36 市町長が実施すべき広域ー	_			
				時滞在の協議の代行等(第86 条の10第1項、第2項、政令				
				第36条の3)				
							\dashv	_
				37 市町長に対する広域一時滞		-		
				在の助言(第86条の12第1				
				<u>項)</u>			\dashv	
				38 内閣総理大臣に対する広域		-		
				一時滞在の助言の要求(第86				
				条の12第2項)			\dashv	_
				39 指定公共機関等に対する被		-		
				災者の運送の要請(第86条の				
				14第1項)				
				40 指定公共機関等に対する被				
				災者の運送の指示(第86条の				
				14第 2 項)				
				41 被災者に関する情報の提供				
				の要求(第86条の15第4項)				
				42 指定行政機関の長等に対す			\dashv	
				る物資又は資材の供給の要請		-		
				等 (第86条の16第1項)				
				43 必要な物資又は資材の供給			+	
				の措置の実施(第86条の16第		-		
				2項)				
							\dashv	_
				44 指定公共機関等に対する災		-		
				<u>害応急対策必要物資の運送の</u> 要請(第86条の18第1項)				
							\dashv	_
				45 災害応急対策必要物資の運	_			
				送の指示(第86条の18第2				
				項)			\dashv	_
				46 都道府県防災会議の協議会	-			
				の規約変更及び廃止(政令第				
				11条、第12条)				
				47 通信設備の優先利用等の要		-		
				求の手続の協議(政令第22				
				<u>条)</u>				
				48 緊急通行車両(緊急自動車			T	_
				を除く。)の確認(政令第33				
				条第 1 項、第 2 項)				
			2 自衛	1 自衛隊の防衛出動等に係る			\exists	
			隊法の	意見の具申(第115条の6第		-		
			施行に	2項、第115条 の8第3項、				
			関する	第115条の10第4項、115条の				
			事務	11第5項、第115条 の13第2				
			(他の					

,				
主管に	115条の15第2項、第115条の			
属する	17第2項、第115条の21第2			
<u>ものを</u>	項、自衛隊法施行令(以下こ			
<u>除</u>	の部において「政令」とい			
<u> </u>	<u>う。)第161条第2項)</u> ————————————————————————————————————			
	2 自衛隊の災害派遣要請(第	_		
	<u>83条第1項)</u> ————————————————————————————————————			
	3 自衛隊の防衛出動時におけ	_		
	る物資の収用等(第103条第			
	1 項 から 第 4 項 ま で、第 6			
	項、第7項、第103条の2第			
	1項から第3項まで、政令第			
	<u>133条 から 第135条 まで、第</u>			
	<u>144条)</u> ————————————————————————————————————			
	4 物資の収用等に係る損失補		-	
	償等の決定(第103条第10項			
	から第12項まで、第103条の			
	2 第 3 項、政令第137条第 2			
	項、第139条第 2 項、第141条			
	<u>第 2 項、第144条)</u> ————————————————————————————————————			
	5 報告の徴収及び立入検査		_	
	(第103条第13項から第15項			
	まで、第103条の2第3項)			
3 防災	1 市町の集団移転促進事業計	_		
<u>のため</u>	画に対する国土交通大臣への			
の集団	意見の申出(第3条)			
移転促	2 市町の申出に基づく集団移	_		
進事業	転促進事業の実施(第6条)			
に係る	3 市町の集団移転促進事業計			
国の財	画等に対する指導、助言等の			
政上の	措置(第9条)			
<u>特別措</u> 置等に				
関する				
法律の				
施行に				
関する				
事務				
4 武力	1 国民の保護のための措置の			
攻擊事	実施に関すること。			
態等に	(1) 措置の実施			
<u>おける</u>	ア 重要なもの			
国民の	<u> </u>		_	
保護の				
<u>ための</u> # 署 に	(2) 指定行政機関の長等に対	_		
措置に	する措置の実施に関する要			
関する	請(第11条第4項)			
<u>法律の</u> 施行に	③ 他の都道府県知事等に対	_		
関する	する応援の要求等(第12条			
<u> </u>	第1項)			

事務	(4) 他の都道府県に対する事			
	務の委託(第13条)			
	(5) 市町長が実施すべき措置		_	
	の代行(第14条第1項、第			
	2項)			
	(6) 防衛大臣に対する自衛隊	-		
	の部隊等の派遣の要請(第			
	15条第1項)			
	(7) 市町長等の要求による応 援の決定(第18条第1項)		_	
	(8) 指定公共機関等の要求に よる応援の決定(第21条第		_	
	2項)			
	(9) 指定公共機関等に対する			
	措置の実施に関する要請		_	
	(第21条第3項)			
	 (10) 訓練の実施等(第42条第			
	1 項、第 3 項)		_	
	(11) 県警察本部長等に対する			
	避難住民の誘導の要請等			
	(第63条第2項、第3項)			
	────────────────────────────────────	_		
	攻撃災害の防除及び軽減の			
	措置の要請(第97条第4			
	項)			
	(13) 応急の復旧に関する支援	-		
	の要求(第140条)			
	(4) 指定行政機関の長等に対	_		
	する職員の派遣の要請(第 151条)			
	(15) 総務大臣に対する職員の			
	派遣のあつせんの要請(第			
	152条第1項、第2項)			
	2 都道府県国民保護対策本部			
	に関すること。			
	(1) 内閣総理大臣に対する指	_		
	定の要請(第26条第1項)			
	3 国民の保護に関する計画に			
	関すること。			
	(1) 県の計画の作成及び変更	_		
	(第34条第1項、第6項、			
	第 8 項)			
	(2) 県の計画の作成及び変更		-	
	に係る協議等(第33条第6			
	項、第34条第 4 項、第 5 項、第 7 項、第 8 項)			
	(3) 市町の計画の作成及び変 更に係る協議等(第35条第		-	
	史に係る励識寺(第33第第		l .	1 1 1

 く切りナチン・ロ		را تلا		•	
		4 緊急対処保護措置の実施に			
		関すること。			
					_
		ア 重要なもの		-	
		<u>イ 軽易なもの</u> 			
		② 指定行政機関の長等に対	_		
		する措置の実施に関する要			
		請 (第11条 第 4 項、第177			
		条第 3 項)			
		③) 他の都道府県知事等に対	_		
		する応援の要求等(第12条			
		第 1 項、第183条)			
		(4) 他の都道府県に対する事			
		務の委託(第13条、第183			
		<u>条)</u>			
		(5) 市町長が実施すべき措置			+
		の代行(第14条第1項、第		-	
		2 項、第183条)			
					+
		(6) 防衛大臣に対する自衛隊 の部隊等の派遣の要請(第	-		
		の部隊寺の派遣の安崩(第			
		(7) 市町長等の要求による応		-	
		援の決定(第18条第1項、			
		<u>第183条)</u> ————————————————————————————————————			
		(8) 指定公共機関等の要求に		-	
		よる応援の決定(第21条第			
		2 項、第179条第 2 項)			
		(9) 指定公共機関等に対する		_	
		措置の実施に関する要請			
		(第21条第3項、第179条			
		第 2 項)			
		□ 訓練の実施等(第42条第			
		1 項、第 3 項、第183条)			
		(11) 県警察本部長等に対する			
		避難住民の誘導の要請等	_		
		(第63条第2項、第3項、			
		第183条)			
		(12) 対策本部長に対する武力			
		攻撃災害の防除及び軽減の	_		
		措置の要請(第97条第4			
		項、第183条)			
		(13) 応急の復旧に関する支援	-		
		の要求(第140条、第183			
		<u>条)</u>			
		(14) 指定行政機関の長等に対	_		
		する職員の派遣の要請(第			
		151条、第183条)			

別表第6	(第4条関係))

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

40				決	裁区	分	
組織	事務の	事項	6 0		専ジ	大者	
名	種類	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	知事	部	局	課	主
			#	長	長	長	幹
保	1 ~ 20						
健	省略						
福							
祉							
課							
	21 新型	1 新型コロナウイルス感染症					
	<u>コロナ</u>	対策に関すること。					
	ウイル	(1) 特に重要なもの					
	ス感染	(2) 重要なもの					
	症対策	(3) 軽易なもの					
	<u>に関す</u>	(a) 413314 0 03				-	
	る事務						
	<u>(他の</u>						
	主管に						
	属する						
	<u>ものを</u>						
	<u>除く。</u>						
	<u>)</u>						

備考 この表21の部の規定の適用については、同表決裁区分の 欄中「課長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

4.5				決	裁区	分			
組織	事務の	事項	知	専決者					
名	種類		事	部	局	課	ŧ		
				長	長	長	幹		
健	1 ~ 3								
康	省略								
増	4 感染	1 予防計画に関すること。							
進	症の予	(1)・(2) 省略							
課	防及び								
	感染症								
	の患者								
	に対す	2 感染症に関する情報の収集							
	る医療	及び公表に関すること。							
	に関す								

⑸ 総務大臣に対する職員の
派遣のあつせんの要請(第
152条第1項、第2項、第
183条)
5 都道府県緊急対処事態対策
本部に関すること。
(1) 内閣総理大臣に対する指
定の要請(第26条第1項、
第183条)
 ·

別表第6(第4条関係)

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組事務の				決裁区分						
織名	種 類	事	項	知事	部	局	課	ŧ		
					長	長	長	幹		
保	1 ~ 20									
健	省略									
福										
祉										
課										

				決	裁区	分	
組織	事務の	事項	źΠ				
名	種類	学	知事	部	局	課	主
			-	長	長	長	幹
健	1 ~ 3						
康	省略						
増	4 感染	1 予防計画に関すること。					
進	症の予	(1)•(2) 省略					
課	防及び	(3) 厚生労働大臣への提出					
	感染症	(第10条第 6 項)				_	
	の患者	2 感染症に関する情報の収集					
	に対す	及び公表に関すること。					
	る医療						
	に関す	(第12条第2項、第3項、				-	

	和3年4万・日				~		77 17		<u> </u>		
┃				-		る法律	第5項、第6項、第13条第	1 1			
の施行						の施行	3 項、第 4 項、第14条第 3				
に関す						に関す	項、第14条の2第4項、第				
る事務 						る事務	5項、第15条第8項、第9				
							項、第15条の2第2項、第				
							15条の3第2項、第3項、				
							第16条 の3第8項、第9				
							項、第26条の3第6項、第				
							7項、第26条の4第6項、				
							第7項、第44条 の7第6				
							項、第7項、第50条 第2				
							項、第3項)				
								H			-
							(2) 指定届出機関及び指定提			-	
							出機関の指定並びに指定の				
							取消し(第14条第1項、第				
							5項、第14条の2第1項、				
							第7項)				
	(1) 他の都道府県知事又は厚						(3) 他の都道府県知事又は厚				$\neg $
	生労働大臣に対する協力要						生労働大臣に対する協力要				
	請(第15条第17項、第16条						請(第15条第10項、第16条				
	の 3 第10項、第26条の 3 第						の3第10項、第26条の3第				
	8項、第26条の4第8項、						8項、第26条の4第8項、				
	第44条の7第8項、第50条						第44条の7第8項、第50条				
	第2項、第3項)						第2項、第3項)				
	(2) 省略						(<u>4</u>) 省略				
	(3) 感染症の発生の予防等の										
	ための必要な措置の決定又										
	は医療関係者等に対する協										
	力の要請(第16条の2第1										
	<u>項)</u>										_
	(4) 必要な措置の勧告(第16	-									
	条の2第2項)										
	(5) 勧告に従わない旨の公表							П			
	(第16条の2第3項)										
							つ) 吹の世界に関すること				-
	3 入院の措置に係る審査請求						3 入院の措置に関すること。				
	の厚生労働大臣への移送(第										
	25条第 4 項、第26条)										_
							(1) 苦情の申出の処理(第24		-	_	
							条の2、第26条)				
							(2) 審査請求の厚生労働大臣				7
							への移送(第25条第4項)		-	_	
	7 公政		+	+	\dashv			+	+	+	$\dashv \mid$
	4 省略		+	+	4		4 省略	+	-	+	\dashv [
	5 医療に関すること。		$\perp \mid$	_	4		5 医療に関すること。		-	+	_
							(1) 第一種感染症指定医療機		-		
							関、第二種感染症指定医療				
							機関及び結核指定医療機関				
							の指定及び指定の取消し				
							(第38条第2項、第9項)				
			+	+	+		(2) 第一種感染症指定医療機	+	+		$\dashv \mid$
									-		
							関、第二種感染症指定医療				
											E E

<u>(1)</u> 省略					
(2) 省略					
(3) 省略					
<u>(4)</u> 省略					
<u>(5)</u> 省略					
6 省略					
7 新感染症に関すること。					
(1) 省略					
(2) 省略					
(3) 省略					
5~20 省略	(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 新感染症に関すること。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略	(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 新感染症に関すること。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略	(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 (7) 新感染症に関すること。 (1) 省略 (2) 省略 (3) 省略	(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 6 省略 7 新感染症に関すること。	(2) 省略 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 6 省略 7 新感染症に関すること。

備考 新型コロナウイルス感染症に関する事務に係るこの表 4 の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課 長」とあるのは、「感染症対策調整監」とする。

4 0				決	裁区	分	
組織	事務の	事項	知		専ジ	大者	
名	種類	1 ×	事	部	局	課	主
				長	長	長	幹
薬	1 ~ 26						
務	省略						
衛							
生							
課							
	27 第58	1 第58回献血運動推進全国大					
	回献血	会の開催準備に関すること。					
	運動推	(1) 特に重要なもの	_				
	進全国	(2) 重要なもの		_			
	<u>大会に</u>	(3) 軽易なもの					
	<u>関する</u>					_	
	<u>事務</u>						

40				決	裁区	分	
組織	事務の	事項	知		専決	大者	
名	種類	₹ %	事	部	局	課	主
			ħ	長	長	長	幹
長	1 省略						

		 <u> </u>	_		
	機関及び結核指定医療機関 に対する指導(第38条第5 項から第7項まで) (3)第一種感染症指定医療機 関からの指定の辞退の届出 の受理(第38条第8項)				
	(4) 省略 (5) 省略				
	(<u>6</u>) 省略 (<u>7</u>) 省略				
	(<u>8</u>) 省略 6 省略				
	7 新感染症に関すること。 (1) 苦情の申出の処理(第24 条の2、第49条の2)	_			
	(2) 省略 (3) 省略				
	(<u>4</u>) 省略				
	8 動物検疫所からの通知を受けた場合の厚生労働大臣への 報告(第56条第2項)			_	
5 ~ 20 省略					

組織	事務の	事	項	4 0		裁区	分	
名	種 類	P	垻	知事	部長	局長	課長	主幹
薬	1 ~ 26				tx	tx	tx	
務	省略							
衛生								
課								

40					決	裁区	分		
組織	事務の	事	項	知		専ジ	各者		
名	種類	-	~	事	部	局	課	主	
					長	長	長	幹	
長	1 省略								

寿	2 老人	1 省略			
介	福祉法				
護	の施行				
課	に関す				
	る事務				
		<u>2</u> 省略			
		<u>3</u> 老人福祉計画に関するこ			
		と。			
		(1) 省略			
		(2) 省略			
		(<u>3</u>) 省略			
		4 省略			
	3 ~ 26				
	省略				

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

組				決裁	区分	
織	事務の	事 項	知	Ę	淳決す	皆
名	種類		事	部	局	課
				長	長	長
産	1 ~ 9					
業	省略					
政	10 物産	1 物産の販路拡大				_
策	の販路	2 香川県・愛媛県共同アンテ				
課	拡大そ	ナショップ運営協議会に関す				
	の他物	<u>ること。</u>				
	産に関					
	<u>する事</u>					
	<u>務</u>					
	11 伝統	1 伝統的工芸品の指定及び指			_	
	<u>的工芸</u>	定の変更の申出書の進達(第				
	品産業	2条第3項、第7項)				
	の振興	2 認定申請書の進達(第4			_	
	に関す	条、第7条、第9条、第11				
	る法律	条、第13条)				
	<u>の施行</u>	3 変更認定申請書の進達(第			_	
	に関す	4条第2項、第5条第2項、				
	る事務	第4項、第8条第2項、第4				
		項、第10条第2項、第4項、				
		第12条第2項、第4項、第14				
		条第2項、第4項)				
		4 報告の徴収(第22条)			_	
	12 省略					

備考1この表10の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「営業本部マネージャ

寿	2 老人	1 省略				
介	福祉法	2 有料老人ホームに関するこ				
護	の施行	<u>と。</u>				
課	に関す	(1) 公表(第29条第10項)				
	る事務	(2) 公示(第29条第15項)				
		3 省略				
		4 老人福祉計画に関するこ				
		と。				
		(1) 市町村老人福祉計画に対				
		する意見の通知 (第20条の				
		8 第 9 項)				
		(2) 省略				
		(3) 省略				
		<u>(4)</u> 省略				
		<u>5</u> 省略				
	3 ~ 26					
	省略					
			•	-	<u> </u>	

別表第7(第4条関係)

知事の権限に属する経済労働部関係事務に係る特定決裁事項

独	ΛH →	TO THE PRICE	男9の経済方側記		א ניד ש ינון		×	
事務の 事項 種類 事項 部局課長 度 1~9 省略 政策	4B					決裁	区分	
名 種類 部長 長長 度 1~9 省略 政策		事務の	車	陌	4 Π	草	浮決す	旨
産 1~9 業 省略 政策		種類	7	只		部	局	課
業	П				7	長	長	長
策	産	1 ~ 9						
策	業	省略						
	課							
10 省略		10 省略						

<u>- 」とする。</u>

2 この表11の部の規定の適用については、同表決裁区 分の欄中「局長」とあるのは、「営業副本部長」とす る。

				決裁	区分	
<u>組</u>	事務の			草	厚決者	生
織	種類	事 項	知一	部	局	室
名			<u>事</u>	長	長	長
産	1 高年	1 地域高年齢者就業機会確保				
<u>業</u>	齢者等	計画に関すること。				
人	の雇用	(1) 策定及び変更並びに厚生				
材	の安定	労働大臣への協議(第34条				
<u>室</u>	等に関	第1項、第4項)				
	<u>する法</u>	(2) 協議会の設置(第35条第				
	<u>律の施</u> 行に関	1項)				
	する事	2 シルバー人材センターに関				
	務	すること。_				
	_	(1) 指定(第37条第1項、第				
		3項)		_		
		(2) 名称等の変更の届出の受				
		理(第37条第4項、第5				-
		達(おかぶおす菜、おり 項)				
		(3) 業務拡大に係る業種及び				
		(3) 業務拡大に係る業種及び 職種の指定並びに厚生労働		-		
		大臣への協議(第39条第1				
		項、第3項、第4項)				
		職種の指定についての関係			-	
		市町長等の意見の聴取(第				
		39条第 2 項)				
		職種の指定の取消し(第39		-		
		条第4項、第40条)				
		(6) 事業計画書、収支予算				
		書、事業計画書、収支で昇				_
		<u> 富、事業報日音及び収文/</u> 算書の受理(第41条)				
		(7) 監督命令(第42条)				
		(8) 指定の取消し(第43条)		_		
		3 シルバー人材センター連合		_		
		に関すること。				
		44条第1項、第45条)				
		(2) 会員の追加の届出の受理				
		(第44条第2項、第4項)		_		
		(3) 名称等の変更の届出の受				
		理(第37条 第4項、第5				
		項、第45条)				

-
-
H
L
1

めの雇 用管理 のひ促進 に関す る法律 の施行 に関する事務				
5 介護	1 改善計画に関すること。			
労働者 の雇用 管理の 改善等	(1) 認定及び変更の認定 (第 8条 第1項、第9条 第1 項)		_	
に関する法律	(2) 認定の取消し(第9条第 <u>2項)</u>	_		
<u>の施行</u> に関す る事務	(3) 指導及び助言(第11条) (4) 報告の徴収(第12条)			<u> </u>
			l	

組織	事務の	事	項		決裁	区分	
名	種 類	7	块	事	部長	局長	課長
産	1 ~ 3						
業	省略						
創							
出							
課							

					決裁区分							
組織	事務の	事	項	知		∮ 決す	皆					
名	種類	-	~	事	部	局	課					
					長	長	長					
産	1 ~ 3											
業	省略											
創												
出												
課												

45				決裁	区分				
組織	事務の	事項	知	専決者					
名	種 類		事	<u>部</u>	局	<u>課</u>			
				長	長	<u>長</u>			
産	1 高年	1 地域高年齡者就業機会確保							
業	齢者等	計画に関すること。							
스	の雇用								
材	<u>の安定</u>	 労働大臣への協議(第34条							
<u>課</u>	等に関	第1項、第4項)							
	<u>する法</u>	(a) 1+1+4 A = 10 EE							
	律の施	(2) 協議会の設置(第35条第		_					
	行に関	<u>1項)</u> ————————————————————————————————————							
	<u>する事</u>	2 シルバー人材センターに関							
	<u>務</u>	<u>すること。</u>							
		(1) 業務拡大に係る業種及び			_				
		職種の指定についての関係							
		市町長等の意見の聴取(第							
		39条第2項)							

	2 障害	1 障害者雇用対策基本方針の		_		
	者の雇	策定及び変更に係る厚生労働				
	用の促	大臣への意見の具申(第7条				
	進等に	第3項、第5項)				
	関する					
	法律の					
	施行に					
	関する					
	事務					
	3 地域	1 地域雇用開発計画及び地域				
	雇用開	雇用創造計画に関すること。				
	発促進					
	<u>法の施</u>	の協議(第5条第1項、第	_			
	行に関	6条第1項)				
	<u>する事</u>					
	<u>務</u>	取(第5条第4項、第9			-	
		項、第6条第4項、第9				
		項、第0 示第4 項、第9				
		(3) 厚生労働大臣への変更の	-			
		協議(第5条第8項、第6				
		<u>条第8項)</u> ————————————————————————————————————				
	4 中小	1 改善計画に関すること。				
	<u>企業に</u>	(1) 認定及び変更の認定(第			_	
	おける	4 条第 1 項、第 5 条第 1				
	労働力	<u>項)</u>				
	の確保					
	<u>及び良</u>					
	好な雇					
	用の機					
	会の創					
	出のた					
	<u>めの雇</u>					
	用管理					
	の改善					
	の促進					
	に関す					
	る法律					
	の施行					
	<u>に関す</u> る事務					
	<u>0 77/10</u>					
	5 介護	1 改善計画に関すること。				
	労働者	(1) 認定及び変更の認定(第			_	
	の雇用	8条第1項、第9条第1				
	管理の	項)				
	改善等					
	に関す					
	る法律					
	<u>の施行</u>					
	<u>に関す</u>					
	る事務					
					•	

	7413+471 L		決裁区分							決裁区分					
組	事務の					決者		組	事務の					 決者	
織	種 類	事項	知	部	局	課	主	織名	種類	事項	知事	部	局	課	主
			事		長			"			事			長	
経	1 ~ 5							経	1 ~ 5						
	省略							営	省略						
支								支	6 小規	1 中小企業の事業活動の活性					
援課								援課	模企業	化等のための中小企業関係法					
									日子以	律の一部を改正する法律(平 成11年法律第222号)附則第					
									備導入 資金助	4条の規定によりなお従前の					
									成法の	例によることとされる設備近					
									施行に	代化資金貸付事業に関するこ					
									関する	<u>Ł.</u>					
									事務	(1) 貸付企業の巡回指導(愛					
										媛県中小企業近代化資金貸					
										付規則の一部を改正する規					
										則(平成12年愛媛県規則第					
										19号)による改正前の愛媛 県中小企業近代化資金貸付					
										規則(以下この部において					
										「規則」という。)第19条					
										<u>Ø2)</u>					
										(2) 貸付対象物件の処分等に				_	
										関する承認(規則第7条)					
										(3) 貸付金の期限前償還(規 <u>則第8条)</u>				-	
										(4) 貸付条件の変更承認 (規				_	
	•									則第8条の2)					
										(5) 違約金の徴収(規則第9 条)				-	
										2 設備導入資金に係る業務に					
										関すること <u>。</u> 					
										(1) 貸付けの決定(財団法人		-			
										えひめ産業振興財団に対す る設備導入資金貸付金取扱					
										要領(昭和42年10月18日制					
										定。以下この部において					
										「要領」という。)第8					
										<u>条)</u>					
										(2) 貸付金の期限前償還(要				-	
										領第3条)					
										(3) 違約金の徴収(要領第6 条)				-	
										(4) 事業計画及び収支予算の			_		
										承認(小規模企業者等設備					
										導入資金助成法施行規則					
										<u>((5)において「省令」とい</u>					
										う。)第1条)					

			H 2 T T / J H			_
	6	省略				
	7	省略				
	8	省略				
	9	省略				
	<u>10</u>	省略				
	<u>11</u>	省略				
	<u>12</u>	省略				
	<u>13</u>	省略				
	<u>14</u>	省略				
	<u>15</u>					
	<u>16</u>	省略				
	<u>17</u>	省略				
	<u>18</u>	省略省略				
	<u>19</u> 20	省略				
	<u>20</u> <u>21</u>	省略				
	<u>-1</u>					

	(5) 業務方法書等の承認(省 令第2条)	_		
7 17 15	1 中小企業機械類貸与事業に			
7 中小 企業機	中小正素機械無負与事業に 関すること。			
械類貸				
与事業	(1) 貸付けの決定(財団法人 えひめ産業振興財団に対す	_		
に関す	る中小企業機械類貸与資金			
る事務	貸付金取扱要綱(昭和53年			
	4月1日制定。以下この部			
	において「要綱」とい			
	う。)第10条)			
	(2) 貸付金の繰上償還(要綱			
	第13条)			
	③) 違約金の徴収(要綱第14			
	<u>条)</u>			
	(4) 業務方法書等の承認(小	_		
	規模企業者等設備導入資金			
	助成法施行規則第2条)			
8 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				
16 省略				
<u>17</u> 省略				
18 省略				
<u>19</u> 省略				
20 省略				
21 省略				
22 省略				
23 省略				

組			決裁区分						
組織	事務の	事 項	ÆΠ						
名	種 類	<u>尹 </u>	<u>知</u>	部	局	課	主		
-			=	長	長	長	<u>幹</u>		
観	1 えひ	_1 観光振興基本計画の策定及	_						
<u>光</u>	<u>めお接</u>	び変更(第10条第1項、第3							
物	<u>待の心</u>	<u>項、第4項)</u>							
産	観光振	2 観光振興基本計画に基づき							
<u>課</u>	興条例	講じた施策の実施状況の公表							
	の施行	(第10条第5項)							
	に関す								
	る事務								

 7413447111			717	 		
	[2 広域	1 愛媛広域文化交流基盤整備		\neg	
		文化交	の推進に関すること。			
		流に関				
		する事				
		<u>ップチ</u> 務				
					+	++
		3 観光	1 市町の観光施設の整備指導	_	+	+
		施設の	2 観光標識の設置	_		
		整備に				
		関する				
		<u>事務</u>			\perp	
		4 観光	_1 観光資料等の作成			-
		宣伝事	2 四国4県共同事業の実施		_	_
		業に関	3 観光キャンペーン事業の実			
		<u>する事</u>	 施			
		<u>務</u>	_			
		5 観光	1 観光展及び観光懇談会の実		1_	_
		客誘致	 <u>施</u>			
		事業の	2 広域観光推進事業の実施		1_	
		実施に	3 観光ルートの設定		\top	
		関する				
		事務_				
		6 観光	1 社団法人愛媛県観光物産協		1_	
		団体の	会(平成4年7月29日に社団			
		指導に	法人愛媛県観光協会という名			
		関する	称で設立された法人をい			
		事務	う。)の指導育成			
			2 愛媛県旅行業協会の指導育			
			<u>成</u>			
		7 旅行				\Box
		業法の	 行(参加する旅行者の募集を			
		—— 施行に				
		関する	に限る。)を実施しないもの			
		事務	に限る。以下この項において			
			及び旅行サービス手配業者			
			(以下この項において「旅行			
			業者等」という。)に関する			
			<u>こと。</u>			
			(1) 旅行業者等の登録(第3			
			条、第5条第2項、第6条			
			第2項、第23条、第25条第			
			2項、第26条第2項)			
			(2) 旅行業者の登録の有効期			
			間の更新の登録(第5条第		_	
			2項、第6条第2項、第6			
			条の3第1項、第2項)			
			(3) 旅行業者の業務の変更登		_	+
			録(第5条第2項、第6条		_	
			第2項、第6条の4第1			
			項、第2項)			
						61

マ和コキャカ・ロ	 	#122년시· Z
		(4) 旅行業者等に対する業務
		停止命令及び登録の取消し
		(第6条第2項、第19条、
		第26条第 2 項、第37条)
		(5) 旅行業者等の登録事項の
		変更の届出の処理(第6条
		の4第3項、第4項、第27
		条)
		(6) 旅行業者の営業保証金に
		係る届出の受理及び催告
		(第7条第2項、第4項、
		第8条第3項、第9条第2
		項、第6項、第18条 第2
		項、第18条の2第3項、第
		54条第 4 項、第61条第 2
		項)
		(7) 旅行業者に対する登録の
		取消し(第7条第5項、第
		8条第3項、第9条第2
		項)
		(8) 旅行業者及び旅行業者代
		理業者の取引額の報告の受
		理(第10条、旅行業法施行
		規則第10条の4)
		(9) 旅行業者等に対する必要
		な措置の勧告 (第11条の 2
		第 8 項、第28条第 7 項)
		(10) 旅行業者等に対する勧告
		に係る措置命令(第11条の
		2 第 9 項、第28条第 8 項)
		(11) 旅行業者の定める旅行業
		約款の認可及び変更の認可
		(第12条の2第1項)
		(12) 旅行業者等の事業の廃止
		等の届出の受理(第15条第
		1 項から第 3 項まで、第35 名 、
		条)
		(13) 旅行業者等に対する業務
		改善命令 (第18条の 3 第 1
		項、第36条)
		(14) 旅行業者等の登録の抹消
		<u>(第20条第1項、第2項、</u>
		第38条)
		(15) 登録、有効期間の更新の
		登録及び変更登録の拒否を
		しようとする場合の意見の
		聴取(第64条第1項、第2
		頂)
		(16) 報告の徴収及び立入検査
		(第70条第1項、第3項)

7180 1 773 1			2 271		
		2 旅行業協会に関すること。			
		(1) 旧協会に対する保証社員			
		であつた旅行業者の登録の			
		抹消の通知(第62条第1			
		<u>項)</u>			
		3 旅行業者等が組織する団体			
		に関すること。			
		(1) 設立の届出の受理(第68			
		条)			
					-
		(2) 報告の徴収(第70条第 1 項)			
	0 4			+++	$\dashv \mid$
	8 住宅 宿泊事	1 住宅宿泊事業に関するこ			
	宿泊事 業法の	<u>Ł.</u>		++	$\dashv \mid$
	施行に	(1) 営業の届出の処理(第3			
	関する	条第1項、第7項、住宅宿			
	事務	泊事業法施行規則第4条第			
		第7項)		++	-
		(2) 変更の届出の処理(第3		-	
		条第4項、第7項)		++	_
		(3) 廃業等の届出の処理(第			
		3条第6項、第7項)			_
		(4) 宿泊者名簿の提出の要求		_[
		(第8条第1項)			
		(5) 定期報告の受理(第14		.	_
		<u>条)</u>			
		(6) 業務改善命令(第15条)	$\lfloor \rfloor \rfloor$		
		(7) 業務停止命令(第16条第			
		1項、第3項)			
		(8) 廃止命令(第16条第2			
		項、第3項)			
					$\dashv \mid$
		 (10) 情報の提供(第20条第2			\dashv
		項)			
					$\dashv \mid$
		<u>ک.</u>			
					\dashv
		(第8条第1項、第36条)			
		(2) 登録等の通知の受理(第			
		24条第 2 項、第26条第 3			_
		項、第43条第 2 項)			
		(3) 業務改善命令等の通知の			\dashv \mid
		受理(第41条第1項、第42			
		条第3項)			
		(4) 業務改善命令(第41条第			\dashv
		2項)			
		(5) 処分の要請(第42条第2			$\dashv \mid$
		項)	-		
					$\bot\bot$

	(6) 報告の徴収及び立入検査 (第45条第2項)			_	
9 物産	1 物産の販路拡大				
の販路					
拡大そ	ナショップ運営協議会に関す			_	
の他物	ること。				
産に関	<u> </u>				
<u>する事</u>					
<u>務</u>					
10 伝統	1 伝統的工芸品の指定及び指		_		
的工芸	定の変更の申出書の進達(第				
品産業	2条第3項、第7項)				
の振興	2 認定申請書の進達(第4				
に関す	条、第7条、第9条、第11				
る法律	条、第13条)				
の施行	3 変更認定申請書の進達(第				
に関す	4条第2項、第5条第2項、				
る事務	第4項、第8条第2項、第4				
	項、第10条第2項、第4項、				
	第12条第2項、第4項、第14				
	条第2項、第4項)				
	4 報告の徴収(第22条)				
11 えひ	1 えひめ伝統工芸士等の認定				
め伝統	及び認定の取消し(えひめ伝				
工芸士	統工芸士等認定規程(昭和56				
等に関	年10月愛媛県告示第1254号)				
<u>する事</u>	第2条第1項、第6条)				
<u>務</u>					

				:h ##	区八	
組織	事務の	事項			区分	-
名	種類	梦 块	<u>知</u> 事	部長	局長	課長
国際	<u>1 国際</u> 交流に	1 都道府県国際交流推進協議 会に関すること。		<u>د</u>	Δ.	<u>-</u>
交流	関する事務	2 海外友好親善事業に関すること。			_	
<u>課</u>		3 国際交流員に関すること。				
		(1) 受入方針に関すること。			_	
		(2) その他国際交流員に関す <u>ること。</u>			_	
		4 在県留学生に関すること。				
	<u>2 国際</u> 協力に	1 海外技術研修員の受入れに関すること。				
	関する	(1) 受入方針に関すること。			_	
	<u>事務</u>	(2) その他海外技術研修員に関すること。			_	
		2 青年海外協力隊の募集・啓 発事業の実施				_

_				1 国際観光振興事業の実施	3 国際
					観光振
					興事業
					<u>の実施</u>
					に関す
					る事務
				1 外客来訪促進計画に関する	4 外国
				<u>こと。</u>	人観光
				(1) 策定(第4条第1項)	旅客の
				(2) 変更(第4条第6項)	旅行の
				(3) 観光庁長官への同意申請	容易化 _
	_			(第4条第2項、第6項)	等の促
			+		進によ
	_			(4) 関係市町との協議(第4	る国際
	<u> </u>	\square	\sqcup	<u>条第4項、第6項)</u> ————————————————————————————————————	観光の
	_			⑤ 公表(第4条第5項、第	振興に
				6項)	関する
_		ıΠ		2 事業者に対する助言、指導	法律の
				等 (第12条第 1 項)	施行に
					関する
					<u>事務</u>
				1 登録 (第18条、第22条)	5 通訳
				2 変更の届出に係る登録証の	案内士
_				訂正(第23条)	施
			H		テに関
_	_	\vdash		3 登録証の再交付(第24条)	事 -
_				4 登録の取消し等及び消除	
	<u> </u>			(第25条、第26条)	
_	<u> </u>			5 登録簿の閲覧(第27条)	
_	<u></u>			6 報告の徴収(第34条)	
_				7 登録証の返納の受理(通訳	
				案内士法施行規則第20条第2	
				項)_	
				1 必要な措置の指示(第12条	国際
				第2項、第13条第2項、第18	光ホ
				条第2項)	· <u>整</u>
		\neg			<u>まの</u>
_				(第44条第1項、第3項)	<u>-11</u>
				<u> </u>	
					務
			\vdash		外
_		,	1		<u>主に</u> する
_		'			
_					
				1 一般旅券に係る申請を外務	1
				1 一般旅券に係る申請を外務 省で行う必要性の認定(第3	<u>券</u>
					務 旅券 の施 に関
				省で行う必要性の認定(第3	放券の施
_				省で行う必要性の認定(第3 条第1項ただし書、第9条第	<u>券</u> 施 関

			_	
	3 一般旅券の交付(第8条第			_
	1項、第2項、第9条 第3			
	項、第10条第4項、第12条第			
	3項、旅券法施行規則(以下			
	この部において「省令」とい			
	う。)第7条 第3項、第5			
	項)			
	4 一般旅券への渡航先の追加			_
	記載(第9条第1項)			
	5 一般旅券の職権による作成			_
	(第10条第3項)			
	6 一般旅券の査証欄の増補			_
	(第12条第1項、省令第3条			
	第1項、第2項、第5項)			
	7 一般旅券の紛失又は焼失に			_
	係る届出を外務省で行う必要			
	性の認定(第17条第1項ただ			
	<u>し書)</u>			
	8 返納された一般旅券の還付			_
	(第19条第6項)			
9 東日	1 震災特例旅券の作成(第2			_
本大震	条第1項、第2項、旅券法第			
<u>災の被</u>	<u>7条)</u>			
<u>災者に</u>	2 震災特例旅券の交付(第3			_
<u>係る一</u>	条第1項、旅券法第8条第1			
般旅券	項、第2項、東日本大震災の			
<u>の発給</u>	被災者に係る一般旅券の発給			
の特例	の特例に関する法律施行規則			
に関す	本則、旅券法施行規則第7条			
る法律	第3項、第5項)			
の施行				
に関す				
る事務				

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

				決裁区分								
組織	事務の	事	項	źΠ		専ジ	大者					
名	種類	₹	枳	知事	部	局	課	主				
				7	長	長	長	幹				
畜	1 ~ 21											
産	省略											
課	22 家畜	1										
	保健衛	(<u>第4条</u>)										
	生所手											
	数料条											
	例											
	の施行											
	に関す											
	る事務											

別表第8(第4条関係)

知事の権限に属する農林水産部関係事務に係る特定決裁事項

40				決	裁区	分	
組織	事務の	事項	知		専ジ	各者	
名	種類	1 ×	事	部	局	課	主
				長	長	長	幹
畜	1 ~ 21						
産	省略						
課	22 家畜	1 使用料及び手数料の減免					
	保健衛	(<u>第5条</u>)					
	生所使						
	用料及						
	び手数						
	料条例						
	の施行						
	に関す						
	る事務						

	~ 1	#34471 <u></u>			~						,,,,	711.4	_		
	23 省略								23 省略						
	24 愛媛	1 手数料の免除(<u>第5条</u>)							24 愛媛	1 手数料の免除(第6条)					
	県家畜								県家畜						
	種付手								種付手						
	数料条								数料条						
	例の施								例の施						
	行に関								行に関						
	する事								する事						
	務								務						
	25 • 26								25 • 26						
	省略								省略						
				決	裁区	· 分						決	裁区	: 分	
組	事務の				専決			組	事務の					- / /	
織	種類	事項	知		局			織	種類	事項	知			課	_
名			事		長			名			事	1		長	
林	1 ~ 6							林	1 ~ 6						
業	省略							業	省略						
政策	7 森林	1 森林組合に関すること。						政策	7 森林	1 森林組合に関すること。					
課	組合法 の施行							課	組合法 の施行	(1) 森林組合の設立、解散の		-			
	に関す								に関す	決議及び合併の認可(第78					
	る事務								る事務	条第1項、第80条第1項、					
	3 4-3%								3433	第83条第2項、第3項、第					
										84条第 2 項、第 3 項)					
										(2) 報告の要求 (第78条第2				$\left -\right $	
										項、第83条第3項、第84条 第3項)					
		(1) 認可に関する証明(第80								(3) 認可に関する証明(第80					
		条第 2 項、第 5 項、第83条								条第 2 項、第 5 項、第83条					
		第3項、第84条第3項、第								第3項、第84条第3項					
		88条の3第3項))					
										条第5項)					
		د. د.								٤.					
	•														
										散の決議、合併及び組織変		_			
										更の認可(第80条第1項、					
										第83条第2項、第3項、第					
										84条第2項、第3項、第100					
										条第3項、第4項、第100					
										条の8、第100条の16、					
										第100条の18、第100条の22					
										第1項、第3項、第100条 の24)					
					\vdash					<u>の24)</u> (2) 報告の要求(第78条第 2					
										項、第100条の8第2項、				-	
										第100条の18、第100条の					
- 1			1	1	ı l		ı				1	1	1		l
										24)					

	(2) 省略			
	<u>ك.</u>			
	条第2項、第5項、第84条		_	
	第3項、第108条の2第3			
	項、第108条の5第3項、			
	第108条の13第3項、第109			
	条第4項、第5項)			
	4 組合			
	の業務又は会計の検査 (<u>第</u>			
	111条 第 1 項 か ら 第 5 項 ま			
	<u>で</u>)			
8 ~ 17				
省略				

別表第9(第4条関係)

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織	事務の	事	項	fn.		裁区	分	
名	種類	"	坍	知事	部長	局長	課長	主幹
河	1 ~ 10							
Ш	省略							
課								

備考この表 1 の部 24の項、 4 の部、 7 の部、 8 の部及び10の部の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「水資源・ダム政策監」とする。

組	事務の	* G		決裁	区分字決市	
名	種類	事項	事	部長	局長	課長
都	1 ~ 6					
市	省略					
計	7 都	1~5 省略				
画	市計					
課	画法					

(<u>4</u>) 省略			
3 森林組合及び生産森林組合 の業務又は会計の検査(第 111条)			
4 森林組合及び生産森林組合 の業務又は会計の法令等の違 反に対する措置命令(第113 条第1項、第2項)			
5 森林組合の信託規程、共済 規程、林地処分事業実施規程 及び森林経営規程の承認の取 消し(第113条第3項)			
6 解散命令(第114条)			
7 森林組合及び生産森林組合が行つた議決又は選挙若しくは当選及び専用契約の取消し(第115条、第116条)			

別表第9(第4条関係)

8 ~ 17 省略

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織	事務の	事項	知	_	裁区		
名	種類	7	事	部長	局長	課長	主幹
河	1 ~ 10						
Ш	省略						
課							

組織	事務の	事項	決裁区分			
			źΠ	専決者		
名	種類	.	知事	部	局	課
-			#	長	長	長
都	1 ~ 6					
市	省略					
計	7 都	1~5 省略				
画	市計	6 基礎調査の結果の通知(第6				
課	画法	条第4項)				

1 1				
の施	6 省略			
行に	<u>7</u> 省略			
関する事	8 省略			
の事 	9 省略			
3,3	<u>10</u> 省略			
	<u>11</u> 市町が定める都市計画の協議			
	(第19条第3項、第21			
	条第2項)			
	12 省略			
	13 都市計画の図書の縦覧(第20			
	条第2項 、第21条第2項)			
	<u>14</u> 省略			
	<u>15</u> 省略			
	16 市街化調整区域に係る開発区			
	域の面積が5ヘクタール未満の			
	第34条第14号に規定する開発行			
	為の許可に関すること(第29条			
	第1項)。	_		
	<u>17</u> 都市計画法施行令			
	第19条による規模の決定(第29			
	条第1項第1号)			
	<u>18</u> 省略			
	<u>19</u> 省略			
	20 省略			
	21 省略			
	22 省略			
	23 省略			
	24 都市計画事業の認可に関する			
	関係地方公共団体の長の意見の			
	<u>聴取(第59条第 5 項</u>)			
	25 省略			
				L
8 ~ 15				
省略				

	را تع	J /	1 2			_
の施	7 省略					
行に	8 省略					
関す	<u>。</u>					
る事	10 省略					
務	11 省略					
	12 市町が定める都市計画の協議 及び同意(第19条第3項、第21					
	条第2項)					
	13 省略					
	1項、第2項、第21条第2項)					
	16 省略					
	土地の試掘等の許可(第25条、				_	
	第26条)					
	<u>18</u> 市街化調整区域に係る					
	第34条第14号に規定する開発行					
	為の許可に関すること(第29条					
	第1項)。 ————————————————————————————————————					
	(1) 開発区域の面積が5ヘクタ		_			
	<u>ール以上のもの</u>					
	(2) (1)以外のもの			_		
	19 都市計画法施行令(以下この					
	部において「政令」という。)					
	第19条による規模の決定(第29 条第1項第1号)					
	20 省略					
	21 省略					
	22 省略					
	23 省略					
	<u>24</u> 省略					
	<u>25</u> 省略					
	<u>26</u> 都市計画事業の認可 <u>(第59条</u>					
	第1項、第4項、第5項					
)					
	27 省略					
	28 事業計画変更の認可に関する					
	こと(第63条第1項)。					
	(1) 事業施行についての周知措 置を伴うもの		_			
0 45	(2) (1)以外のもの				_	
8~15 省略						
H*0						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第8号

 庁 中 一 般

 地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

掲げる事務を所掌し、中予地方局課税課においては、同項第7号

から第9号までに掲げる事務及び不動産取得税に係る家屋の評価

に関する事務を所掌する。

(1)~(25) 省略

(農林水産振興部各課室の所掌事務)

第4条 農業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 正 前 (地域産業振興部各課室の所掌事務) (総務企画部各課____の所掌事務) 第2条 省略 第2条 省略 2 省略 2 省略 3 商工観光課及び商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 商工業及び観光事業の振興に関すること。 ② 地域経済の振興に関すること。 ③ 商工会議所、商工会その他商工団体に関すること。 (4) 大規模小売店舗の立地に関すること。 (5) 中小企業振興資金に関すること。 (6) 中小企業情報に関すること。 (7) 貸金業に関すること。 (8) 住宅宿泊事業に関すること。 (9) 観光まちづくり事業の実施に関すること(住民グループの育 成支援に限る。)。 回 国際交流及び国際協力に関すること。 (11) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関するこ <u>د.</u> (12) エネルギーの需給動向に関すること。 □③ 伝統的特産品産業の振興に関すること。 (14) 労働組合に関すること。 (15) 労働教育に関すること。 16) 労働福祉に関すること。 (17) 中小企業労働相談所に関すること。 ᠒ 雇用対策に関すること。 3 省略 4 省略 5 省略 4 省略 6 省略 5 省略 <u>7</u> 東予地方局税務管理課においては、<u>第4項第1号</u>から第6号<u>ま</u> <u>6</u> 東予地方局税務管理課においては、<u>第3項第1号</u>から第6号<u>ま</u> でに掲げる事務を所掌し、中予地方局税務管理課においては、同 での ___事務を所掌し、中予地方局税務管理課においては、同 項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事務を所掌する。 項第1号から第6号まで及び第9号に掲げる事務を所掌する。 8 東予地方局課税課においては、第4項第7号から第9号までに │ 7 東予地方局課税課においては、第3項第7号から第9号までに

73

掲げる事務を所掌し、中予地方局課税課においては、同項第7号 から第9号までに掲げる事務及び不動産取得税に係る家屋の評価

に関する事務を所掌する。

(1)~(25) 省略

(産業経済部 各課室の所掌事務)

第4条 産業振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

2 商工観光室の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 商工業及び観光事業の振興に関すること。
- (2) 地域経済の振興に関すること。
- ③ 商工会議所、商工会その他商工団体に関すること。
- (4) 大規模小売店舗の立地に関すること。
- (5) 中小企業振興貸付資金に関すること。
- (6) 中小企業振興資金に関すること。
- (7) 中小企業情報に関すること。
- (7)の2 住宅宿泊事業に関すること。
- (8) 伝統的特産品産業の振興に関すること。
- (9) 観光まちづくり事業の実施に関すること(住民グループの育 成支援に限る。)。
- 回 国際交流及び国際協力に関すること。
- (11) 貸金業に関すること。
- (12) 愛媛広域文化交流基盤整備の推進に係る連絡調整に関するこ と。
- (13) エネルギーの需給動向に関すること。
- (14) 労働組合に関すること。
- (15) 労働教育に関すること。
- (16) 労働福祉に関すること。
- (17) 中小企業労働相談所に関すること。
- (18) 雇用対策に関すること。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 7 農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第4項に規定 │ 8 農村整備第一課及び農村整備第二課においては、第5項に規定 する農村整備課の事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区 分に従つて分掌する。ただし、同項第11号及び第12号に規定する 事務は、農村整備第一課において分掌する。
- 8 第6項の規定にかかわらず、南予地方局八幡浜支局において 9 第7項の規定にかかわらず、南予地方局八幡浜支局において は、西予市(三瓶町を除く。)の区域について、水産課の分掌事 務を所掌しないものとする。

10 省略

- は、第1項第1号、第3号、第10号から第13号まで及び第3項に 規定する事務を所掌する。
- 11 第4項及び第7項の規定にかかわらず、支局の農村整備課、農 │ 12 第5項及び第8項の規定にかかわらず、支局の農村整備課、農 村整備第一課及び農村整備第二課においては、第5項第1号から 第10号までに規定する事務を所掌する。
- 12 第5項の規定にかかわらず、支局の森林林業課においては、同 │ 13 第6項の規定にかかわらず、支局の森林林業課においては、同 項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から 第26号までに規定する事務を所掌する。

(支局の所掌事務)

第7条 省略

- までに掲げる事務並びに同項第7号に掲げる事務のうち次に掲げ るものを所掌する。
- (1)~(4) 省略
- (地方局長に対する事務の委任)

- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- する農村整備課の事務を、地方局長が知事の承認を得て定める区 分に従つて分掌する。ただし、同項第11号及び第12号に規定する 事務は、農村整備第一課において分堂する。
- は、西予市(三瓶町を除く。)の区域について、水産課の分掌事 務を所掌しないものとする。
- 9 省略
- 10 第2項の規定にかかわらず、支局の地域農業育成室において │11 第3項の規定にかかわらず、支局の地域農業育成室において は、第1項第1号、第3号、第10号から第13号まで及び第2項に 規定する事務を所掌する。
- 村整備第一課及び農村整備第二課においては、第4項第1号から 第10号までに規定する事務を所掌する。
- 項第1号から第3号まで、第5号から第11号まで及び第13号から 第26号までに規定する事務を所掌する。
- 13 肱川流域林業振興課においては、第5項第1号から第3号ま で、第5号から第11号まで及び第13号から第26号までに規定する 事務を所掌する。

(支局の所掌事務)

第7条 省略

- 2 税務室においては、第2条第4項第2号及び第4号から第6号 │ 2 税務室においては、第2条第3項第2号及び第4号から第6号 までに掲げる事務並びに同項第7号に掲げる事務のうち次に掲げ るものを所掌する。
- (1)~(4) 省略
- (地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

- 2 地方局長に委任する事務のうち、<u>地域産業振興部</u>及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)~(11) 省略
- ⑪ 中小企業振興資金の融資対象者の認定に関すること。
- (119 貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録に関すること。
- (120) 貸金業法第3条第2項の規定に基づく登録の更新に関すること。
- (注) 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換えの申請の処理に関すること。
- (122) 貸金業法第8条第1項の規定に基づく変更の届出の処理に関すること。
- <u>(23)</u> 貸金業法第10条第 1 項の規定に基づく廃業等の届出の受理に 関すること。
- (124 貸金業法第24条の6の2の規定に基づく開始等の届出の受理 に関すること。
- (型) 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づく業務改善命令 に関すること。
- <u>128</u> 貸金業法第24条の6の4第1項及び第2項の規定に基づく監督処分に関すること。
- (型) 貸金業法第24条の6の5第1項の規定に基づく登録の取消し に関すること。
- ①28 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づく所在不明者等 の登録の取消しに関すること。
- ①29 貸金業法第24条の6の6第1項第1号の規定に基づく貸金業 者の営業所等を確知できない事実の公告に関すること。
- (30) 貸金業法第24条の6の7の規定に基づく登録の抹消に関する こと。
- 貸金業法第24条の6の9の規定に基づく事業報告書の受理に 関すること。
- 貸金業法第24条の6の10第1項から第5項まで(これらの規定を同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- <u>貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の命令に関すること。</u>
- (34) 貸金業法第24条の6の12第3項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の承認に関すること。
- (33) 貸金業法第24条の6の12第4項の規定に基づく承認を受けた 社内規則の変更又は廃止の承認に関すること。
- (33) 貸金業法第44条の2第1項及び第3項の規定に基づく登録等 に関する意見聴取に関すること。
- (33) 貸金業苦情相談コーナーの運営に関すること。
- 133 中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づく経営革新 計画の承認に関すること。
- 139 中小企業等経営強化法第15条第 1 項の規定に基づく経営革新 計画の変更の承認に関すること。
- 144 中小企業等経営強化法第15条第2項の規定に基づく経営革新 計画の承認の取消しに関すること。
- (4) 中小企業等経営強化法第64条第2項の規定に基づく調査に関すること。

第13条 省略

- 2 地方局長に委任する事務のうち、<u>総務企画部</u>及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1)~(11) 省略

- (4) 中小企業等経営強化法第64条第7項の規定に基づく指導及び 助言に関すること。
- ①43 中小企業等経営強化法第65条第2項の規定に基づく報告の徴収に関すること。
- (14) 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の規定に基づく特定 共済組合の他の事業の承認に関すること(主たる事務所が地方 局の所管区域内に存する事業協同組合(火災等共済組合を除 く。次号から第170号までにおいて同じ。)、事業協同小組 合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 45 中小企業等協同組合法第9条の2の2(同法第9条の9第5 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく団体協約に 係るあつせん及び調停に関すること(主たる事務所が地方局の 所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合 連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 46 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項(同法第9条の 9第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合 員以外の者の事業の利用の認可に関すること(主たる事務所が 地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、 協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 44 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項(同法第9条の 9第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合 員以外の者の事業の利用の認可の取消しに関すること(主たる 事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同 小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 48 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項(同法第9条の 9第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく共済 規程の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内 に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び 企業組合に係るものに限る。)。
- 49 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項(同法第9条の 9第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく共済 規程の変更及び廃止の認可に関すること(主たる事務所が地方 局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同 組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (50) 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づく特定 共済組合連合会の他の事業の承認に関すること(主たる事務所 が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組 合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- り 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づく設立 の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存 する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業 組合に係るものに限る。)。
- (5) 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員の変更の届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (53) 中小企業等協同組合法第48条(同法第55条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく総会又は総代会の招集の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (54) 中小企業等協同組合法第51条第2項(同法第55条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく定款の変更の認可

- に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- サ小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく共済事業を 行う組合等の余裕金の運用方法の認可に関すること(主たる事 務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小 組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (56) 中小企業等協同組合法施行規則第169条第2項の規定に基づ く説明書類の縦覧開始の延期の承認に関すること(主たる事務 所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組 合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (5) 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (58) 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づく責任共済 等の事業を行う組合の解散決議の認可に関すること(主たる事 務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小 組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 野 中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令 に伴う登記の嘱託に関すること(主たる事務所が地方局の所管 区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合 会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ・中小企業等協同組合法第104条の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 662 中小企業等協同組合法第105条第1項の規定に基づく業務等 の検査請求に基づく検査に関すること(主たる事務所が地方局 の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組 合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (63) 中小企業等協同組合法第105条の2第1項及び第2項の規定 に基づく決算関係書類の受理に関すること(主たる事務所が地 方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協 同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 664 中小企業等協同組合法施行規則第187条第3項の規定に基づ 〈決算関係書類の提出の延期の承認に関すること(主たる事務 所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組 合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 呼 中小企業等協同組合法第105条の3第1項から第4項まで及び第105条の4第1項から第4項までの規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (166) 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善を合い関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 伸 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命

- 令に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合 に係るものに限る。)。
- 168 中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 69 中小企業等協同組合法第106条の2の規定に基づく共済事業 に係る監督上の処分に関すること(主たる事務所が地方局の所 管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連 合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 前 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づく共済事業 に係る届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管 区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合 会及び企業組合に係るものに限る。)。
- 中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項の規定に 基づく事業の転換の認可に関すること(主たる事務所が地方局 の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- □池 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項の規定に基づく設立の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- #用する中小企業等協同組合法第35条の23第3項において 準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員 の変更届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管 区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- 174 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において 準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく総会の招 集の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に 存する協業組合に係るものに限る。)。
- #用する中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において 準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づく定 款の変更の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区 域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- #用する中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において 準用する中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく余裕 金の運用方法の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所 管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- #用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解 散の届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区 域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- 17秒 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において 準用する中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合 併の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に 存する協業組合に係るものに限る。)。
- サ小企業団体の組織に関する法律第5条の23第5項において 準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解 散命令に伴う登記の嘱託に関すること(主たる事務所が地方局 の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- 180 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において 準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づく 業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること(主たる 事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限

る。)。

- (影) 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において 準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づく 業務等の検査請求に基づく検査に関すること(主たる事務所が 地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- 1部 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において 準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定に基 づく決算関係書類の受理に関すること(主たる事務所が地方局 の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (服) 中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項の規定に基づく決算書類の提出の延期の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- 184 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において 準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項及び第2項 並びに第105条の4第1項の規定に基づく業務又は会計に関す る報告の徴収及び検査に関すること(主たる事務所が地方局の 所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- # 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において 準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく 業務改善命令に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域 内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- 188 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において 準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく 解散命令に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に 存する協業組合に係るものに限る。)。
- 順か 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において 準用する中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく 解散命令に代わる官報掲載に関すること(主たる事務所が地方 局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- 188 中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項の規定に基づ <協業組合への組織変更の認可に関すること(主たる事務所が 地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (189) 中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項の規定に基づ く協業組合への組織変更の届出の受理に関すること(主たる事 務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限 る。)。
- 990 中小企業団体の組織に関する法律第100条の11の規定に基づ く株式会社への組織変更の届出の受理に関すること。
- <u>修</u> 商工会法第23条第1項の規定に基づく設立の認可に関するこ と。
- 192 商工会法第23条第3項(同法第44条第4項(同法第48条第5 項において準用する場合を含む。)及び第52条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく関係都道府県知事 等への意見聴取に関すること。
- (明) 商工会法第42条第5項(同法第48条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく総会及び総代会の招集の承認に関すること。
- 64 商工会法第44条第2項(同法第48条第5項において準用する 場合を含む。)の規定に基づく定款変更の認可に関すること。
- <u>199</u> 商工会法第49条の規定に基づく事業報告書、貸借対照表、収 支決算書及び財産目録の受理に関すること。
- (99) 商工会法第50条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検

査に関すること。

- <u>賃</u> 商工会法第51条第1項から第4項までの規定に基づく警告又 は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関すること。
- (別) 商工会法第51条第 5 項の規定に基づく警告又は解散の勧告及 び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見 の聴取に関すること。
- (例) 商工会法第52条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関 すること。
- ⑩ 商工会法第52条の2第2項の規定に基づく合併の認可に関す ること。
- ⑩ 商工会法第53条の規定に基づく清算人の選任に関すること。
- ⑩ 商工会法第54条第1項及び第2項の規定に基づく財産処分の 方法の認可に関すること。
- ⑩ 商工会法第54条の3の規定に基づく清算結了の届出の受理に 関すること。
- ⑩ 商工会議所法第7条第2項の規定に基づく特定商工業者の該 当基準の許可に関すること。
- ⑩ 商工会議所法第10条第2項の規定に基づく法定台帳の作成の 期間の延長に関すること。
- ⑩ 商工会議所法第12条第1項の規定に基づく負担金の賦課の許 可に関すること。
- ⑩ 商工会議所法第27条第3項(同法第46条第4項及び第60条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく経済 産業大臣への意見具申に関すること。
- ⑩ 商工会議所法第46条第5項の規定に基づく定款変更の届出の 受理に関すること。
- ⑩ 商工会議所法第57条の規定に基づく収支決算等の報告の受理 に関すること。
- ◎11 商工会議所法第58条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立 入検査に関すること。
- ◎11 商工会議所法第59条第1項及び第4項の規定に基づく警告及 び業務の一部停止命令に関すること。
- 👊 商工会議所法第59条第4項の規定に基づく商工会議所に対す る業務の一部停止若しくは設立の認可の取消処分又は地区変更 若しくは解散の勧告についての意見の具申に関すること。
- 及び検査並びに業務の一部停止命令に係る経済産業大臣への報 告に関すること。
- 014 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法 律第5条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の認定 の申請の受理に関すること。
- 019 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法 律第6条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の変更 の申請の受理に関すること。
- (16) 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金に係る愛媛県補助金等交付 規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項 において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条 第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第 15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条 第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並び に第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関す ること。
- 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの │ 3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するもの

- は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)~(74) 省略
- (75) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律<u>第</u>15条第12項(同条第18項、同法)第15条の2第3項及び第15条の3第4項において準用する場合を含む。)及び第35条第2項(同法<u>第50条第4項</u>において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の証の交付に関すること。

(76)~(11) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、<u>農林水産振興部</u>に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)から(3)まで 削除

- は、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
- (1)~(74) 省略
- (75) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律<u>第</u>15条第4項(同条第7項、 第15条の2第3項及び第15条の3第4項において準用する場合を含む。)及び第35条第2項(同法<u>第50条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該職員の証の交付に関すること。

(76)~(11) 省略

- 4 地方局長に委任する事務のうち、<u>産業経済部</u>に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 中小企業振興資金の融資対象者の認定に関すること。
 - (1)の2 貸金業法第3条第1項の規定に基づく登録に関すること。
 - (1)の3 貸金業法第3条第2項の規定に基づく登録の更新に関すること。
 - (1)の4 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換え の申請の処理に関すること。
 - (1)の5 貸金業法第8条第1項の規定に基づく変更の届出の処理 に関すること。
 - (1)の6 貸金業法第10条第1項の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること。
 - (1)の7 貸金業法第24条の6の2の規定に基づく開始等の届出の 受理に関すること。
 - (1)の8 貸金業法第24条の6の3第1項の規定に基づく業務改善 命令に関すること。
 - (1)の9 貸金業法第24条の6の4第1項及び第2項の規定に基づ <監督処分に関すること。
 - (1)の10 貸金業法第24条の6の5第1項の規定に基づく登録の取消しに関すること。
 - (1)の11 貸金業法第24条の6の6第1項の規定に基づく所在不明 者等の登録の取消しに関すること。
 - (1)の12 貸金業法第24条の6の6第1項第1号の規定に基づく貸金業者の営業所等を確知できない事実の公告に関すること。
 - (1)の13 貸金業法第24条の6の7の規定に基づく登録の抹消に関すること。
 - (1)の14 貸金業法第24条の6の9の規定に基づく事業報告書の受理に関すること。
 - (1)の15 貸金業法第24条の6の10第1項から第5項まで(これらの規定を同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
 - (1)の16 貸金業法第24条の6の12第2項の規定に基づく社内規則 の作成又は変更の命令に関すること。
 - (1)の17 貸金業法第24条の6の12第3項の規定に基づく社内規則 の作成又は変更の承認に関すること。
 - (1)の18 貸金業法第24条の6の12第4項の規定に基づく承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認に関すること。
 - (1)の19 貸金業法第44条の2第1項及び第3項の規定に基づく登録等に関する意見聴取に関すること。
 - (1)の20 貸金業苦情相談コーナーの運営に関すること。
 - (1)の21 中小企業等経営強化法第14条第 1 項の規定に基づく経営 革新計画の承認に関すること。

- (1)の22 中小企業等経営強化法第15条第1項の規定に基づく経営 革新計画の変更の承認に関すること。
- (1)の23 中小企業等経営強化法第15条第 2 項の規定に基づく経営 革新計画の承認の取消しに関すること。
- (1)の24 中小企業等経営強化法第70条第 2 項の規定に基づく調査 に関すること。
- (1)の25 中小企業等経営強化法第70条第7項の規定に基づく指導 及び助言に関すること。
- (1)の26 中小企業等経営強化法第71条第2項の規定に基づく報告 の徴収に関すること。
- (1)の27 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第4条第1項、第5条第1項(同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、第20条第1項の規定に基づく事業計画の承認及び変更承認に関すること。
- (1)の28 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第5条第2項(同法第20条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく事業計画の承認の取消しに関すること。
- (1)の29 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法第28条の規定に基づく 承認事業計画又は中小企業承認事業計画の実施状況の報告の徴収に関すること。
- (2) 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の規定に基づく特定 共済組合の他の事業の承認に関すること(主たる事務所が地方 局の所管区域内に存する事業協同組合(火災等共済組合を除 く。次号から第2号の27までにおいて同じ。)、事業協同小組 合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ②の2 中小企業等協同組合法第9条の2の2(同法第9条の9 第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく団体協 約に係るあつせん及び調停に関すること(主たる事務所が地方 局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同 組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の3 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項(同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の4 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項(同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の認可の取消しに関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の5 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項(同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく 共済規程の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区 域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 及び企業組合に係るものに限る。)。
- ②の6 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項(同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく 共済規程の変更及び廃止の認可に関すること(主たる事務所が 地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、

協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。

- (2)の7 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づく 特定共済組合連合会の他の事業の承認に関すること(主たる事 務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小 組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ②の8 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づく 設立の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内 に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び 企業組合に係るものに限る。)。
- ② の 9 中小企業等協同組合法第35条の 2 の規定に基づく役員の変更の届出の受理に関すること (主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の10 中小企業等協同組合法第48条(同法第55条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づく総会又は総代会の招集の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の11 中小企業等協同組合法第51条第2項(同法第55条第6項 において準用する場合を含む。)の規定に基づく定款の変更の 認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存す る事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組 合に係るものに限る。)。
- (2)の12 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく共済事業を行う組合等の余裕金の運用方法の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の13 中小企業等協同組合法施行規則第169条第 2 項の規定に基づく説明書類の縦覧開始の延期の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ② の14 中小企業等協同組合法第62条第 2 項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の15 中小企業等協同組合法第62条第 4 項の規定に基づく責任 共済等の事業を行う組合の解散決議の認可に関すること(主た る事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協 同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限 る。)。
- (2)の16 中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併 の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存 する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業 組合に係るものに限る。)。
- ② の17 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令に伴う登記の嘱託に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ②の18 中小企業等協同組合法第104条の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。

- (2)の19 中小企業等協同組合法第105条第1項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の20 中小企業等協同組合法第105条の2第1項及び第2項の 規定に基づく決算関係書類の受理に関すること(主たる事務所 が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組 合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の21 中小企業等協同組合法施行規則第187条第 3 項の規定に 基づく決算関係書類の提出の延期の承認に関すること(主たる 事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同 小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の22 中小企業等協同組合法第105条の3第1項から第4項まで及び第105条の4第1項から第4項までの規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ② の23 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ② の24 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ② の25 中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の26 中小企業等協同組合法第106条の2の規定に基づく共済 事業に係る監督上の処分に関すること(主たる事務所が地方局 の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組 合連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- (2)の27 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づく共済 事業に係る届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の 所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合 連合会及び企業組合に係るものに限る。)。
- ② の28 中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項の規定に基づく事業の転換の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の29 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項の規定に基づく設立の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の30 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員の変更届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の31 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく総会の招集の承認に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- ② 032 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づ

- く定款の変更の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所 管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の33 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく余裕金の運用方法の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の34 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の35 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の36 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令に伴う登記の嘱託に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の37 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条第2項の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の38 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第2項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の39 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定に基づく決算関係書類の受理に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- ②の40 中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項 の規定に基づく決算書類の提出の延期の承認に関すること(主 たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るもの に限る。)。
- (2)の41 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第1項及び第2項並びに第105条の4第1項の規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の42 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- (2)の43 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。
- ②の44 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載に関すること(主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。)。

- (2)の45 中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項の規定に 基づく協業組合への組織変更の認可に関すること(主たる事務 所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限 る。)。
- (2)の46 中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項の規定に 基づく協業組合への組織変更の届出の受理に関すること(主た る事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに 限る。)。
- ②の47 中小企業団体の組織に関する法律第100条の11の規定に 基づく株式会社への組織変更の届出の受理に関すること。
- ②の48 商工会法第23条第 1 項の規定に基づく設立の認可に関すること。
- ② の49 商工会法第23条第3項(同法第44条第4項(同法第48条 第5項において準用する場合を含む。)及び第52条の2第2項 において準用する場合を含む。)の規定に基づく関係都道府県 知事等への意見聴取に関すること。
- (2)の50 商工会法第42条第5項(同法第48条第5項において準用 する場合を含む。)の規定に基づく総会及び総代会の招集の承 認に関すること。
- ②の51 商工会法第44条第2項(同法第48条第5項において準用 する場合を含む。)の規定に基づく定款変更の認可に関すること。
- ② の52 商工会法第49条の規定に基づく事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理に関すること。
- ②の53 商工会法第50条第 1 項の規定に基づく報告の徴収及び立 入検査に関すること。
- (2)の54 商工会法第51条第 1 項から第 4 項までの規定に基づく警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関すること。
- ② の55 商工会法第51条第5項の規定に基づく警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取に関すること。
- ② の56 商工会法第52条第 2 項の規定に基づく解散の届出の受理 に関すること。
- (2)の57 商工会法第52条の2第2項の規定に基づく合併の認可に 関すること。
- (2)の58 商工会法第53条の規定に基づく清算人の選任に関するこ と。
- (2)の59 商工会法第54条第1項及び第2項の規定に基づく財産処分の方法の認可に関すること。
- (2)の60 商工会法第54条の3の規定に基づく清算結了の届出の受理に関すること。
- ② の61 商工会議所法第7条第2項の規定に基づく特定商工業者 の該当基準の許可に関すること。
- ② の62 商工会議所法第10条第2項の規定に基づく法定台帳の作成の期間の延長に関すること。
- (2)の63 商工会議所法第12条第1項の規定に基づく負担金の賦課 の許可に関すること。
- (2)の64 商工会議所法第27条第3項(同法第46条第4項及び第60条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づく経済産業大臣への意見具申に関すること。
- ② 065 商工会議所法第46条第5項の規定に基づく定款変更の届出の受理に関すること。
- (2)の66 商工会議所法第57条の規定に基づく収支決算等の報告の

(4)~(32)の2 省略

③②の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5 条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において 準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、 第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2 項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、 第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に 基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア~コ 省略

サ 知事の承認を得た未来型果樹産地強化支援事業費補助金

シ・ス 省略

- セ 省略
- ソ 省略
- タ 知事の承認を得た新規就農総合支援事業費補助金

- 5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に │ 5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に 定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。
 - (1) 省略

受理に関すること。

- (2)の67 商工会議所法第58条第1項の規定に基づく報告の徴収及 び立入検査に関すること。
- (2)の68 商工会議所法第59条第1項及び第4項の規定に基づく警 告及び業務の一部停止命令に関すること。
- (2)の69 商工会議所法第59条第4項の規定に基づく商工会議所に 対する業務の一部停止若しくは設立の認可の取消処分又は地区 変更若しくは解散の勧告についての意見の具申に関すること。
- (2)の70 商工会議所法施行令第7条第2項の規定に基づく報告の 徴収及び検査並びに業務の一部停止命令に係る経済産業大臣へ の報告に関すること。
- (2)の71 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関す る法律第5条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の 認定の申請の受理に関すること。
- (2)の72 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関す る法律第6条第1項の規定に基づく事業継続力強化支援計画の 変更の申請の受理に関すること。
- (3) 自転車競技法第2条の規定に基づく競輪の開催の届出及び変 更の届出の経済産業局長への進達に関すること。
- (3)の2 営農活動支援交付金に係る生産計画及び実施状況の確認 に関すること。
- (3)の3 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金に係る愛媛県補助金等 交付規則第5条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第 4項において準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第 9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規 則第15条第2項において準用する場合を含む。)、第14条、第 15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条 並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に 関すること。
- (4)~(32)の2 省略
- ③②の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5 条から第7条(同規則第9条第3項及び第17条第4項において 準用する場合を含む。)まで、第8条第1項、第9条第1項、 第11条、第12条第1項及び第2項、第13条(同規則第15条第2 項において準用する場合を含む。)、第14条、第15条第1項、 第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に 基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア~コ 省略

- サ 知事の承認を得た次世代につなぐ果樹産地づくり推進事業 費補助金
- シ・ス 省略
- セ 知事の承認を得た新規就農者拡大促進事業費補助金
- ソ 知事の承認を得た認定農業者経営発展支援事業費補助金
- 夕 省略
- チ 省略
- ツ 知事の承認を得た加工用野菜生産流通体制整備事業費補助 金
- テ 知事の承認を得た薬用作物生産流通体制支援事業費補助金
- 定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。
- (1) 省略

(1)の2 省略

(1)の3 浄化槽法第12条の5第4項(同条第5項において準用す る場合を含む。)の規定に基づく浄化槽の設置に関する計画の 協議及び同意に関すること。

(1)の4~(77) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(21) 省略

② 住宅宿泊事業法第17条第1項及び第45条第2項の規定に基づ く報告の徴収及び立入検査に関すること。

② 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換えの申 請の経由に関すること。

(24)から(30)まで 削除

(31) ~ (36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、農林水産振興部に関す ┃ 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部 に関す る事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 削除

(2)~(52) 省略

6~9 省略

(十木事務所長等の専決事項)

とおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについて は、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)~(11)の2 省略

(11)の2の2 浄化槽法第12条の5第4項(同条第5項において準 用する場合を含む。)の規定に基づく浄化槽の設置に関する計 画の協議及び同意に関すること。

(11)の3~(26)の16 省略

2~4 省略

(1)の2 削除

(1)の3 省略

(1)の4~(77) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、地域産業振興部及び支 │ 2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部 及び支 局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)~(21) 省略

22)から30)まで 削除

(31) ~ (36) 省略

3・4 省略

る事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅宿泊事業法第17条第1項及び第45条第2項の規定に基づ く報告の徴収及び立入検査に関すること。

(1)の2 貸金業法施行規則第6条第1項の規定に基づく登録換え の申請の経由に関すること。

(2)~(52) 省略

6~9 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げる **│第16条** 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げる とおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについて は、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)~(11)の2 省略

(11)の3~(26)の16 省略

2~4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第9号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程(昭和55年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改 正 後

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

			決裁区分				
事務の	 	局	Ę	専決者	ž		
種 類	.	長	部	課	主		
			長	長	幹		
1 ~ 12							
省略							

備考 1 省略

- 2 この表4の部1の項(5)及び(7)イ並びに3の項の適用 については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるの は、「地域産業振興部長」とする。
- 3・4 省略
- 5 防災対策室(中予地方局を除く。)、商工観光室____、地域農業育成室、産地戦略推進室、企画調整室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。

(1)~(6) 省略

6 省略

7 商工観光室

____に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業育成室長」とする。

(1)~(4) 省略

8 省略

\sim	
ч	

(1)~(5) 省略

10・11 省略

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する<u>地域産業振興部関係事務</u>及び支局関係事務に 係る特定決裁事項

ぞれ「課長」又は「室長」とする。

4 0					決裁	区分		
組織	事務の	事	項	局	į	決	旨	
名	種類	 -		長	部	課	主	
					長	長	幹	

改 正 前

別表第1(第4条関係)

局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項

事務の 事種 類			決裁	区分	
	事項		Ę	亨決 者	Ĭ
	7 %	局	部	課	主
			長	長	幹
1 ~ 12					
省略					

備考 1 省略

- 2 この表 4 の部 1 の項(5)及び(7)イ並びに 3 の項の適用 については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるの は、「総務企画部長」とする。
- 3・4 省略
- 5 防災対策室(中予地方局を除く。)、商工観光室、 支局商工観光室、地域農業育成室、産地戦略推進室、 企画調整室、支局地域農業育成室又は支局産地戦略推 進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適 用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるの は、「室長」とする。

(1)~(6) 省略

- 6 省略
- 7 商工観光室<u>(中予地方局を除く。) 又は支局商工観光室</u>に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「支局地域農業育成室長」とする。

(1)~(4) 省略

- 8 省略
- 9 中予地方局商工観光室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「産業振興課主幹」とし、支局地域農業育成室及び支局産地戦略推進室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのは「支局地域農業育成室主幹」とし、主幹を置かない課又は室(中予地方局商工観光室及び支局産地戦略推進室を除く。)に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「主幹」とあるのはそれぞれ「課長」又は「室長」とする。

(1)~(5) 省略

10・11 省略

別表第2(第4条関係)

局長の権限に属する<u>総務企画部関係事務</u> 及び支局関係事務に 係る特定決裁事項

					決裁	区分	
組織	事務の	事	項	局	į	淳決 有	
名	種類	7	Ą	長	部	課	主
					長	長	幹

地	1 ~ 11				
域	省略				
政					
策課					
帰る	当路				
ma -	7 8 14		<u> </u>	快裁区:	 分
組	事務の				二 夬者
織	 種 類	<u>事 項</u>	局	部	課
<u>名</u>			<u>長</u>	長	長
商	1 商工	1 中小企業対策相談窓口に関す			_
픠	業及び	<u>ること。</u>			
観	観光事	2 地域産業の振興に関するこ	_		
光	業の振	<u>Ł.</u>			
<u>課</u>	興に関	3 地域経済情勢の調査に関する			_
	<u>する事</u> 務	<u>事務</u>			
	<u>477</u>	4 伝統的特産品産業の振興に関		_	
		<u>すること。</u>			
		5 愛媛広域文化交流基盤整備の	_		
		推進に係る連絡調整に関するこ	_		
		<u>Ł.</u>			
	2 商工	1 設立の認可に係る経済産業大			
	<u>会議所</u>	臣への意見具申(第27条第3			
	<u>法の施</u>	項)			
	行に関				
	<u>する事</u>	業大臣への意見具申(第27条第			
	<u>務</u>	3項、第46条第4項)			
		3 合併の認可に係る経済産業大	_		
		臣への意見具申(第27条第3			
		項、第60条の2第5項)			
		4 商工会議所に対する業務の一	_		
		部停止若しくは設立認可の取消			
		処分又は地区変更若しくは解散			
		の勧告についての意見の具申			
		<u>(第59条第4項)</u>			
	3 商工	1 商工会に関すること。			
	<u>会法の</u> 施行に	(1) 警告又は解散の勧告及び設	_		
	<u>施行に</u> 関する	立の認可の取消し等に関する			
	事務	関係都道府県知事等への意見			
		の聴取(第51条第5項)			
	4 中小	1 経営革新計画の承認及び変更		_	
	企業等 経営強	の承認 (第14条第 1 項、第15条 第 1 項 第66条第 2 項)			
	経営強 化法の	第1項、第66条第2項)			
	施行に	2 経営革新計画の承認の取消し		_	
	関する	(第15条第2項)			
	事務				
	r 44.^	1 貸余業者に関すること。			
	5 달오	- 「日本学者に関すること	i	1	

地	1 ~ 11		
域	省略		
政			
策			
課			

	業法の	(1) 登録(第3条第1項、第5	_	
	施行に	条、第6条第2項)		
	関する			
	事務	<u>項)</u>	_	
		(3) 報告の徴収及び立入検査	_	
		(第24条第2項、第24条の2		
		第2項、第24条の3第2項、		
		第24条の4第2項、第24条の		
		5 第 2 項、第24条の 6 の10第		
		1項から第5項まで)		
		(4) 社内規則の作成又は変更の	_	
		命令(第24条の6の12第2		
		項)		
		(5) 社内規則の作成又は変更の	_	
		承認(第24条の6の12第3		
		項)		
		(6) 承認を受けた社内規則の変	_	
		更又は廃止の承認 (第24条の		
		6の12第4項)		
		(7) 登録等に関する意見聴取		
		(第44条の2第1項、第3		
		項)		
	6 労働	1 労働組合基本調査に関するこ		_
	組合に	<u>と。</u>		
	関する	2 労働情勢の調査に関するこ		
	<u>事務</u>	<u>と。</u>		
	7 労働	1 独立行政法人労働政策研究・		
	教育に	研修機構に関すること。		
	関する	2 中小企業労働セミナーに関す		
	事務	<u>ること。</u>		
	8 労働	1 勤労青少年リーダーの育成指		
	福祉に	導に関すること。		
	関する	2 労働福祉法人の指導に関する		
	<u>事務</u>	<u>こと。</u>		
- 1		1	1	1

備考 商工観光室においては、この表1の部及び6の部から8 の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「商 工観光課」とあるのは「商工観光室」とし、同表決裁区分 の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を 適用する。

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

					決裁区分				
組織	事務の	務の事	事項	局	Ę	亨 決者	шК		
名	種類		7	同長	部	課	±		
					長	長	幹		
地	1 ~ 10								
域	省略								
福	11 老人	1・2 省略							

別表第3(第4条関係)

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

					決裁	区分	
組織	事務の	事 項 i 類	局	Ę	享決 者	¥	
名	種 類		長	部	課	主	
					長	長	幹
地	1 ~ 10						
域	省略						
福	11 老人	1・2 省略					

1									_
祉	福祉法	3 在宅老人福祉に関するこ		祉	福祉法	3 在宅老人福祉に関するこ			
課	の施行	と。		課	の施行	と。			
	に関す				に関す	(1) 老人居宅生活支援事業の		_	
	る事務				る事務	開始の届出の受理 (第14			
						<u>条)</u>			
						(2) 老人居宅生活支援事業の			
						変更の届出の受理(第14条			
						<u> </u>			
						(3) 老人居宅生活支援事業の			
						廃止及び休止の届出の受理			
						(第14条の3)			
						(4) 報告の徴収及び立入検査			
						(第18条第1項)			
		(1) 省略				(5) 省略			
						(6) 事業の停止等の命令(第			t
						18条の2第2項)	-		
		4 老人福祉施設に関するこ				4 老人福祉施設に関するこ			
		٤.				ځ.			
		(1) 老人福祉施設の設置の認				 (1) 老人福祉施設の設置の認			t
		可(第15条第4項				可(及び届出の受理(第15条			
)				第2項から第4項まで)			
						(2) 老人福祉施設の変更の 届			t
						出の受理(第15条の2)		-	
		(2) 老人福祉施設の廃止、休				(3) 老人福祉施設の廃止、休			
		止若しくは入所定員の減少				止若しくは入所定員の減少			
		又は入所定員の増加の認可				又は入所定員の増加の認可			
		_(第16条第3項				及び届出の受理(第16条第			
)				1項から第3項まで)			
						(4) 報告の徴収及び立入検査			
						(第18条第1項、第2項)			
						(5) 事業の停止等の命令(第			
						18条の2第2項)			
						(6) 改善等の命令及び設置認			
						可の取消し(第19条第1			
						項)			
		5 当該職員の証明書の交付				5 当該職員の証明書の交付			
		(第18条第3項、 <u>第29条第14</u>				(第18条第3項、 <u>第29条第12</u>			
		<u>項</u>)				<u>項</u>)			
		6 有料老人ホームに関するこ				6 有料老人ホームに関するこ			
		٤.				と。			
						(1) 設置、変更、廃止又は休			
						止の届出の受理 (第29条第			
						1項から第3項まで)			
						(2) 報告の受理(第29条第9			
						<u>項)</u>			
						(3) 報告の徴収及び立入検査			T
		(1) 改善命令(第29条第15				(4) 改善命令(<u>第29条</u> 第13	\Box		
		<u>項</u>)				<u>項</u>)			

	12~31 省略			

			決	裁区:	分
組織	事務の	事項	局	専決	人者
名	種類		長	部	課
			1	長	長
健	1 ~ 4				
康	省略				
増	5 感染	1 当該職員の証の交付(第15条			
進	症の予	第12項、第18項、第15条の2第			
課	防及び	3項、第15条の3第4項、第35			
	感染症	条第2項、 <u>第50条第4項</u>)			
	の患者				
	に対す				
	る医療				
	に関す				
	る法律				
	の施行				
	に関す る事務				
	る事務				
	6 省略				

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する農林水産振興部関係事務に係る特定決裁事項

組織	事務の	事	項		裁区	分
名	種 類	∌	块	局長	部	課
				tx	長	長
農	1 ~ 19					
<u>業</u>	省略					
振						
興						
課						

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、16の部1の項及び2の項並びに19の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「農業振興課」とあるのは「地域農業育成室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

	(5) 事業の停止等の命令(第 29条第14項、第16項)	_		
12~31 省略				

備考 省略

40			決	裁区:	分
組織	事務の	事項	局	専決	快者
名	種類	Ŧ ×	長	部	課
			(長	長
健	1 ~ 4				
康	省略				
増	5 感染	1 当該職員の証の交付(第15条			
進	症の予	第4項、第7項、第15条の2第			
課	防及び	3項、第15条の3第4項、第35			
	感染症	条第2項、第50条第2項)			
	の患者				
	に対す				
	る医療				
	に関す				
	る法律				
	の施行				
	に関す				
	る事務				
	6 省略				

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務 に係る特定決裁事項

組			決	裁区	
織	事務の	事項	局	専治	央者
名	種 類	7 %	月長	部	課
			TX.	長	長
産	1 ~ 19				
業	省略				
振					
興					
<u>課</u>					

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局においては、この表9の部1の項、16の部1の項及び2の項並びに19の部に掲げる事務については、同表組織名の欄中「<u>産業振興課</u>」とあるのは「地域農業育成室」とし、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは「室長」として、同表の規定を適用する。

<u>組</u>	事務の		<u>決</u>	裁区:	<u>分</u> 央者
<u>織</u> 名	<u>垂 類</u>	事 項	昼	部	室
프			長	<u>長</u>	<u>長</u>
<u>商</u>	1 商工	1 工場立地法に基づく諸報告に			_
エ	業及び	<u>関すること。</u>			
<u>観</u>	観光事	2 中小企業対策相談窓口に関す			
光	業の振	<u>ること。</u>			
室	興に関	3 大規模小売店舗立地法に係る			
	<u>する事</u>	届出書等の縦覧に関すること。			_
	<u>務</u>	(第5条第3項、第6条第3			
		項、第8条第3項、第6項、第			
		9条第5項)			
		<u> </u>			

マ和コキャカ・ロ	 	1120	为 15.	ノラハ		
			4 地域産業の振興に関するこ	_		
			<u>と。</u>			
			5 地域経済情勢の調査に関する			_
			<u>事務</u>			
			6 伝統的特産品産業の振興に関		_	
			<u>すること。</u>			
			7 愛媛広域文化交流基盤整備の	_		
			推進に係る連絡調整に関するこ			
			<u>と。</u>			
		2 中小	1 事業協同組合(火災等共済組			
		企業等	合を除く。)、事業協同小組			
		協同組	合、協同組合連合会及び企業組			
		合法の	<u>合に関すること。</u>			
		<u>施行に</u> 関する	(1) 特定共済組合の他の事業の	_		
		事務	承認 (第9条の2第7項、第			
			9条の9第5項)			
			(2) 団体協約に係るあつせん及	_		
			び調停(第9条の2の2、第			
			9条の9第5項)			
			(3) 組合員以外の者の事業の利	_		
			用の認可(第9条の2の3第			
			1項、第9条の9第5項)			
			(4) 組合員以外の者の事業の利	_		
			用の認可の取消し(第9条の			
			2の3第2項、第9条の9第			
			5項)			
			(5) 共済規程の認可(第9条の			-
			6の2第1項、第9条の9第			
			5項)			
			(6) 共済規程の変更及び廃止の			-
			認 可(第9条 の6の2第4			
			項、第9条の9第5項)			
			(7) 特定共済組合連合会の他の	_		
			事業の承認(第9条の9第4			
			項、第5項)			
			(8) 設立の認可(第27条の2第	_		
			1項)			
			(9) 役員の変更の届出の受理			-
			(第35条の2)			
			(10) 総会又は総代会の招集の承 認(第48条、第55条第6項)			-
			(11) 中勢の本事の却でく答ける			
			(ii) 定款の変更の認可(第51条 第2項、第55条第6項)			_
			第2項、第55条第6項)			_
				_		_

マ和コキャカ・ロ	 1100	>15.5	ノラハ		
		(13) 説明書類の縦覧開始の延期			
					-
		の承認(中小企業等協同組合			
		法施行規則(以下この部にお			
		いて「省令」という。)第169			
		<u>条第2項)</u>			
		(14) 解散の届出の受理(第62条			
		第2項)			
		(15) 責任共済等の事業を行う組		.	-
		合の解散決議の認可(第62条			
		第4項)			
		(16) 合併の認可(第66条第1			
		項)			_
					_
		(17) 解散命令に伴う登記の嘱託			-
		(第96条第5項)			
		(18) 業務等に関する不服の申出			
		に対する措置(第104条)	_		
					-
		(19) 業務等の検査請求に基づく	_		
		検査 (第105条第1項)			
		② 決算関係書類の受理(第105			
		条の2第1項、第2項)			
		②① 決算関係書類の提出の延期			_
		の承認(第105条の2、省令第			
		187条第3項)			
		(22) 業務又は会計に関する報告			
		の徴収及び検査(第105条の3			_
		第1項から第4項まで、第105			
		条の4第1項から第4項ま			
		<u>で)</u>			
		② 業務改善命令(第106条第1	_		
		項)			
		(4) 知此合介(第100名第 2 15)			-
		24 解散命令(第106条第2項)	_		\Box
		② 解散命令に代わる官報掲載	_		
		(第106条第3項)			
		②6 共済事業に係る監督上の処			\neg
		分(第106条の2)	_		
					\dashv
		② 共済事業に係る届出の受理		.	$-\mid$
		(第106条の3)			
	3 中小	1 協業組合に関すること。			
	企業団				\dashv
	体の組	(1) 事業の転換の認可(第5条			$-\mid$
	織に関	の7第2項、第101条の3、中			
	する法	小企業団体の組織に関する法			
		律施行令(以下この部におい			
	律の施	て「政令」という。)第11条			
	行に関	第1項)			
	<u>する事</u>	(2) 製力の割司(第5名の17等			\dashv
	<u>務</u>	(2) 設立の認可(第5条の17第	_		
		1項、第101条の3、政令第11			
		<u>条第1項)</u>			
					0

	447十十万・日	 	210	기기기		
			(3) 役員の変更の届出の受理			
			(第5条の23第3項、第101条			
			の3、中小企業等協同組合法			
			(以下この部において「協同			
			組合法」という。)第35条の			
			2、政令第11条第1項)			
			2(10(4)))			
			(4) 総会の招集の承認(第5条			_
			の23第3項、第101条の3、協			
			同組合法第48条、政令第11条			
			第1項)			
			(5) 定款の変更の認可(第5条			
			の23第3項、第101条の3、協			-
			同組合法第51条第2項、政令			
			<u>第11条第 1 項)</u>			
			(6) 余裕金の運用方法の認可			
			(第5条の23第3項、第101条			
			の3、協同組合法第57条の			
			5、政令第11条第1項)			
			(7) 解散の届出の受理(第5条			-
			の23第4項、第101条の3、協			-
			同組合法第62条第2項、政令			
			<u>第11条第 1 項)</u>			
			(8) 合併の認可(第5条の23第			_
			4項、第101条の3、協同組合			
			法第66条第 1 項、政令第11条			
			<u>第1項)</u>			
			(9) 解散命令に伴う登記の嘱託			
			(第5条の23第5項、第101条			_
			の3、協同組合法第96条第5			
			項、政令第11条第1項)			
			(10) 業務等に関する不服の申出	_		
			に対する措置(第5条の23第			
			6項、第101条の3、協同組合			
			法第104条第2項、政令第11条			
			第1項)			
			(11) 業務等の検査請求に基づく			
			検査(第5条の23第6項、第			
			101条の3、協同組合法第105			
			条第2項、政令第11条第1			
			項)			
			(12) 油質則以事業不可四(於5		-	-
			(12) 決算関係書類の受理(第5			$-\mid \mid$
			条の23第6項、第101条の3、			
			協同組合法第105条の2第1			
			項、政令第11条第1項)			
			(13) 決算関係書類の提出の延期			_
			の承認(中小企業団体の組織			
			に関する法律施行規則第90条			
			第2項)			
Щ						

10 世際又は会計に同する報告 ②を提及工程機能、第多条の23 音(原 表別であり、第 日間 会議をは完める 3 第 日間 会		マ和コキャカ・ロ	 	 	N112	J – 71		
の即収及が発達(育5条の23 第10条 対10条の3 回収録 会談が10条の1 第10条 対10条の 1 回収録 会談が10条の 2 第10条 対10条の 2 第10条 対10条の 2 第10条 対10条の 3 第10条 対10条 の 3 第 0 2 表	1				(14) 業務又は会計に関する報告			
(東京の東京の3年10年回り 3年10年回り 3年10年回り 3年10年回り 1年 20年回り 20年回日 1年 20年回日 20年回日 20年回日 20年回日 20年回日 20年回日 20年回日 20年回日 20年回 (10年回日 20年回日								
会議費10条の2度1項。数2 塩、剤10条の13 1、10 参 剤10条11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
原、集かの参の4第1項 砂や 第11章 1 日 砂や 第11章 1 日 砂								
10								
第 (3 項 到10 条の 3 配同程					<u>第11条第 1 項)</u>			
会演第106条第1項、数令第11 奈音1項) 「知能命令(第5条の22項6 現、所の5条第2項。数令第1条第 1項) 「解称命令に代わる監管理職 (第5条の22頁を目、第101条 の3、機令第11条頁 1項) 「数 数型線を1項、第10条の 3、機令第11条頁 1項) 「数 数型線を2項の 可(第50条を2月、第10条の 3、機令第11条頁 100条の 3、機令第11条頁 100条の 3、機令第11条頁 100条の 3、機令第11条頁 100条の 2 無理合への規模変更の庭 1 回受理 (第50条形 7月) 2 無理合社への規模変更の庭 1 回受理 (第50条形 7月) 2 無理合社への規模変更の庭 1 回交理 (第50条形 7月) 2 無理合社への規模変更の庭 1 回交理 (第50条形 7月) 2 無理合社のの形式 100条の 第17に 「第18年 1項) 2 25条目 現 第3限、第24条 条 型60条 且 全計器の含 の形定形にて接合。とい この形と影にで、接合ととい この形と影にで、集中の影 1 第 20条 列の条 見令第 2					(15) 業務改善命令(第5条の23)			1
無数1年) (2) 報数命令(第2条の23第6 日 現 売が1等の23 協同等語法 類150条の23 協同等語法 到150条 (第2条の23第4 日 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年 日 年					第6項、第101条の3、協同組			
10 解教会 (第5 条0 23 第 0 15、第10 条0 23 版 16					合法第106条第1項、政令第11			
					条第1項)			
#106条署 2項、政令家11条案 11日)					(16) 解散命令(第5条の23第6	_		
1項					項、第101条の3、協同組合法			
(第 5条の23第 6 項 第101条 (第 5条の23第 6 項 第105条 3 別 改字 第11条 第 1 項 1 項 1 図 取 1 項 1 図 1 図 1 図 1 図 1 図 1 図 1 図 1 図 1 図					第106条第2項、政令第11条第			
(第5条の23第6項、第105条の3、頭向側的法第105条の3、頭向側的法第105条列3項、政令第11条第1項、以向公司(東京縣第4項) (2					1項)			
回り 3、脳同館合法第106条第3 回り 20					(17) 解散命令に代わる官報掲載	_		
頂、政令第11条第 1					(第5条の23第6項、第101条			
回答 協業相合への相随変更の認 一					の3、協同組合法第106条第3			
可(第95条第 4 1度、第101条の 3、及今第11条第 1 1 日) 18 協業給令の組織変更の雇					項、政令第11条第1項)			
3、及令第11条第1項 1回 国家組合への組織変更の国地の受理(第95条第7項) 2 株式会社への組織変更の副出の受理(第100条の11、第101条 の3、政令第11条第1項) 1 周工会に関すること。 1 設立の認可又は不認可(第 23条第1項、第 31頁、第 24条 第 360条。 国工会法第60条 の規定により都固府房が処理 する事務に関する政令(以下この部におして「改全」としいう。)第1号、第 2号) (2) 総会及び総代会の招集の承認(第 4 2条第 5 項、第 4 9条第 2 頁、第 4 号) (4) 事業報告書、資借対限表、収支決算書及び財産目録の受理 (第 4 9条条、第 6 9条、数令第 2 号、第 4 号) (4) 事業報告書、資借対限表、収支決算書及び財産目録の受理 (第 4 9条、第 6 0条、政令第 2 号、第 4 号) (4) 事業報告書、資借対限表、収支決算書及び財産目録の受理 (第 4 9条、第 6 0条、政令第 5 号) (5) 報告の権収及び立入検査 (第 5 0条、政					(18) 協業組合への組織変更の認			
19 協業組合への組織変更の歴出の受理(第55条第7項) 2 株式会社への組織変更の配出の受理(第100条の11、第101条の3、政令第11条第1項) 4 商工					可 (第95条第 4 項、第101条の			
世の受理(第95条第7項) 2 株式会社への組織を更の届出 の受理(第10条の11、第101条 の3、数や第11条第1項) 4 商工 会法の 施行に 関する 事務 1 商工会に関すること。 (1) 股立の認可又は不認可(第 会系の条、商工会法第60条 の規定により都延伸所が処理 する事務に関する政令(以下 この部において「数令」とい う。)第1号、第2号) (2) 総会及び総代会の相集の承 認(第42条第 51項、第48条第 51項、第60条、政令第 5号) (3) 定数変更の認可又は不認可 (第2条第 31項、第48条第 51項、第48条第 51页、第49条系第 51页、第49条系第 51页、第49条系第 51页、第49条系第 51页、第49条系第 51页、第49条系第 51页、第40条、政令第 2 号、第4号) (4) 事業報告書、資間対照表 収支決算書及び財産目録の受理(第49条第 56条、政令第 2 号、第4号) (4) 事業報告書、資間対照表 収支決算書及び財産目録の受理(第40条系第 50条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第 11項、第60条、政					3、政令第11条第1項)			
2 株式会社への組織変更の届出 の受理(第100条の11、第101条 の3、政令第11条第1項) 一 4 商工 会法の 施行に 関する 事務 1 商工会に関すること。 1 別立の認可又は不認可(第 23条第1項、第3項、第24 条、第60条、商工会法第60条 の規定により都適用架が処理 する事務に関する政令(以下 この部におけて「政令」とい う。)第1号、第2号) (2) 総会及び総代会の招集の承 認(第42条第5項、第48条第 5項、第60条、政令第3号) 一 (3) 定款変更の認可又は不認可 (第2条第3項、第4項、第4項、第4項、第4項、第4項、第4項、第4項、第4項、第4項、第4					19 協業組合への組織変更の届		١	
					出の受理(第95条第7項)			
1 商工会に関すること。 (1) 設立の認可又は不認可(第 23条第1項、第3項、第24 条、第60条、商工会法第60条 の規定により都適前限が処理 する事務に関する数令(以下この部において「数令」という。)第1年 第2号 (2) 総会及び総代会の招集の承認(第42条第5項、第48条第 5項、第60条、数令第3号 (第23条第3項、第44系第 2項、第44、第 44条第 2項、第44条第 2項、第44条第 2項、第44条第 2項、第44条第 2項、第44条第 2列、第48条第 5 9 9 第 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9					2 株式会社への組織変更の届出		_	
4 南工会に関すること。 (1) 設立の認可又は不認可(第					の受理 (第100条の11、第101条			
(1) 設立の認可又は不認可(第 23条第 1項、第 3項、第 24 条、第 60条、 商工会法第 60条 の規定により都道府県が処理 する事務に関する政令(以下 この部において「政令」という。)第 1号、第 2号) (2) 総会及び総代会の招集の承認(第 42条第 5項、第 48条第 5項、第 60条、政令第 3号) (3) 定款変更の認可又は不認可(第 23条第 3項、第 24条、第 44条第 2項、第 4項、第 44条、第 44条第 2項、第 4項、第 44条第 2項、第 4 4条第 2 項、第 5項、第 60条、政令第 2号、第 4 号) (4) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理(第 49条条、第 60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査(第 50条、政令第 5号)					の3、政令第11条第1項)			
施行に 関する 事務 ま務 (2) 総会及び総代会の招集の承 一の規定により都適用県が処理 する事務に関する政令(以下 この部において「政令」とい う。)第1号、第2号) (2) 総会及び総代会の招集の承 「認(第44条第5項、第48条第 5項、第60条、政令第3号) (3) 定款変更の認可又は不認可 (第23条第3項、第24条、第 44条第2項、第4項、第48条 第5項、第60条、政令第2 号、第4号) (4) 事業報告書、貸債対照表 「収支決算書及び財産目録の受 理(第49条、第60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、政					1 商工会に関すること。			
動する					(1) 設立の認可又は不認可(第	_		
事務					23条第1項、第3項、第24			
する事務に関する政令(以下 この部において「政令」とい う。)第1号、第2号) (2) 総会及び総代会の招集の承 認(第42条第5項、第48条第 5項、第60条、政令第3号) (3) 定款変更の認可又は不認可 (第23条第3項、第24条、第 44条第2項、第4項、第48条 第5項、第60条、政令第2 号、第4号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受 理(第49条、第60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、政					条、第60条、商工会法第60条			
この部において「政令」という。)第1号、第2号) (2) 総会及び総代会の招集の承認(第42条第5項、第48条第 5項、第60条、政令第3号) (3) 定款変更の認可又は不認可(第23条第3項、第24条、第44条第2項、第4項、第4項、第48条第5項、第60条、政令第2号、第4号) (4) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理(第49条、第60条、政令第5号) (4) 事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理(第49条、第60条、政令第5号)				争務				
5。)第1号、第2号) (2) 総会及び総代会の招集の承								
(2) 総会及び総代会の招集の承 認(第42条第5項、第48条第 5項、第60条、政令第3号) (3) 定款変更の認可又は不認可 (第23条第3項、第24条、第 44条第2項、第4項、第48条 第5項、第60条、政令第2 号、第4号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受 理(第49条、第60条、政令第 5号)								
 認 (第42条第5項、第48条第 5項、第60条、政令第3号) (3) 定款変更の認可又は不認可 (第23条第3項、第24条、第 44条第2項、第4項、第48条 第5項、第60条、政令第2 号、第4号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受理(第49条、第60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、政 					<u>つ。)第1号、第2号)</u>			
5項、第60条、政令第3号) (3) 定款変更の認可又は不認可 (第23条第3項、第24条、第 44条第2項、第4項、第48条 第5項、第60条、政令第2 号、第4号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受理(第49条、第60条、政令第5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、政					(2) 総会及び総代会の招集の承		_	
(3) 定款変更の認可又は不認可 (第23条第 3 項、第24条、第 44条第 2 項、第 4 項、第48条 第 5 項、第60条、政令第 2 号、第 4 号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受 理(第49条、第60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第 1 項、第60条、政					認(第42条第5項、第48条第			
(第23条第 3 項、第24条、第 44条第 2 項、第 4 項、第48条 第 5 項、第60条、政令第 2 号、第 4 号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受 理(第49条、第60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第 1 項、第60条、政					5項、第60条、政令第3号)			
44条第 2 項、第 4 項、第48条 第 5 項、第60条、政令第 2 号、第 4 号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受理(第49条、第60条、政令第5号) (5) 報告の徴収及び立入検査(第50条第 1 項、第60条、政					(3) 定款変更の認可又は不認可			
第 5 項、第60条、政令第 2 号、第 4 号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受 理(第49条、第60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第 1 項、第60条、政					(第23条第3項、第24条、第			
号、第4号) (4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受 理(第49条、第60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、政					44条第2項、第4項、第48条			
(4) 事業報告書、貸借対照表、 収支決算書及び財産目録の受 理(第49条、第60条、政令第 5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、政								
収支決算書及び財産目録の受理(第49条、第60条、政令第					号、第4号 <u>)</u>			
理(第49条、第60条、政令第 (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、政							_	
5号) (5) 報告の徴収及び立入検査 (第50条第1項、第60条、政								
<u>(5)</u> 報告の徴収及び立入検査 <u>(第50条第1項、第60条、政</u>								
					<u>5号)</u>			
							_	
<u>令第6号)</u>								
					令第6号 <u>)</u>			07

マポンチャグ・ロ				ノラハ		
			(6) 警告又は解散の勧告及び設	_		
			立の認可の取消し等(第51条			
			第1項から第4項まで、第60			
			条、政令第7号)			
			(7) 警告又は解散の勧告及び設	-		
			立の認可の取消し等に関する			
			関係都道府県知事等への意見			
			の聴取 (第51条第5項、第60			
			条、政令第7号)			
			(8) 解散の届出の受理(第52条		_	
			第2項、第60条、政令第8			
			<u>号)</u>			
			(9) 合併の認可又は不認可(第	_		
			23条第 3 項、第24条、第52条			
			の2第2項、第5項、第60			
			条、政令第2号、第9号)			
			10 清算人の選任(第53条、第		_	
			60条、政令第10号)			
			(11) 財産処分の方法の認可又は	_		
			不認可(第24条、第54条第1			
			項、第2項、第4項、第60			
			条、政令第2号、第11号)			
			(12) 清算結了の届出の受理(第		_	
			54条の3、第60条、政令第12			
			<u>号)</u>			
		5 商工	1 特定商工業者の該当基準の許		_	
		会議所	可(第7条第2項、第84条、商			
		<u>法の施</u>	工会議所法施行令(以下この部			
		行に関	において「政令」という。)第			
		<u>する事</u>	7条第1項第1号)			
		<u>務</u>	2 法定台帳の作成の期間の延長		_	
			(第10条第2項、第3項、第84			
			条、政令第7条第1項第2号)			
			3 負担金の賦課の許可(第12条		_	
			第1項、第84条、政令第7条第			
			_1項第3号)			
			4 設立の認可に係る経済産業大	_		
			臣への意見具申(第27条第3			
			項)			
			5 定款変更の認可に係る経済産		_	
			業大臣への意見具申(第27条第			
			3項、第46条第4項)			
			6 合併の認可に係る経済産業大	_		
			臣への意見具申(第27条第3			
			項、第60条の2第5項)			
			7 定款変更の届出の受理(第46		_	
			条第5項、第84条、政令第7条			
			第1項第4号)			
 			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		 	00

8 東京美術会の発行の実理(質	г	マ和コキャカ・ロ	 	- 150	75.15.	기기기		
# 報告の確议及び立人改産 (第	l				8 収支決算等の報告の受理(第		_	
9 配告の条収及び立入検査(別 が発棄 11年 類4年 数 2 年	l							
20	l							
第第12第6号) 10 整治及皮膚の一部神上命令 (変勢の条単112第1号、第4 13、原分集、数令第7条第112 第7号) 11	l						_	
10	l							
(第59条第 1 原第14条、数令第7条第 1 原	l							
近、素が条、改令第7条第1日 第7号 11 周工会議所に対する業務の	l					_		
第7年) 11	l							
部停止者しくは対策のの動態としくは解散の動態としていての尾及の見申(策が急弾 4 排) 12 報告の極度及び検査並びに業務の一部伸止命令に応ら経済差素大型への報告(政令第7条第 2 連) 5 小規	l							
一	l				11 商工会議所に対する業務の一	_		
の動告についての意見の具件 (漢595原名 41 世) 1 報告の商収及 以接重並に	l				部停止若しくは設立認可の取消			
(第59条第 4 日) 12 報告の動収及び検査並びに業	l							
1 報告の他収及び始全並びに業 1 小規模事業所では、	l							
精の一部停止命令に係る経済産業大臣への報告(教令第7条第2円) 1 小規模事業経営支援事業費権 物金の交付申請に関すること。	l							
選大臣への報告(改令第7条第 2項)							_	
1 小規模事業経告支援事業費補								
経言支 経言支 授事業 費補助 金の交 付申諾 に関す 多事務 フール 企業据 例資付 資金に 関する 事務 ・ による改正前の愛煙県規則第19号) による改正前の愛煙県中小企業 近代化資金質付規則による資付 企業の適回環導及び債権管理に 関すること。 8 中小 企業振 関資金 に関する ・ による政正前の愛煙県中小企業 近代化資金質付規則による資付 企業の適回環導及び債権管理に 関すること。 8 中小 企業振 関すること。 9 住宅 電泊事 第20部 第20部 ・ に関する ・ で表示の意味の動質対象 者の認定 ・ 「対象第1項、第45条第2項) ・ 「対象第2項 ・ 「対象第1項、第45条第2項) ・ 「対象第2項 ・ 「対象数数数数 ・ 「対象数数数数数 ・ 「対象数数数数数 ・ 「対象数数数数 ・ 「対象数数数数 ・ 「対象数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数数数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数数数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数数数数数 ・ 「対象数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数数								
超当支 担事業 費補助 全の交 付申請 に関す 多事務 フ・中小 企業振 興資仁 資金に 関する 事務 ホニネ改正する規則 (平成12年度程限規則による資付 資金に 関すること。 の進の指導及び債権管理に 関すること。 8 中小 企業版 担資を 主関すること。 8 中小 企業版 担当を を主し関する 事務 1 中小企業振興資金の融資対象 者の認定 担当な を主し関す る事務 3 住宅 高泊事 差法の 施行に 関する 事務 1 報告の徴収及び立入検査(第 17条条 1 項、第45条第 2 項) 基本の通常表 を表し、同する 事務 1 報告の過収及び立入検査(第 17条条 1 項、第45条第 2 項) 基本の 重要表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、同様表 を表し、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	l			6 小規	1 小規模事業経営支援事業費補			
提事業 登補的 金の女 付申請 上間す 多事務 7 中小 金家振 受援県中小企業近代化資金貸 付規則の一部を改正する規則 (平成12年愛媛県規則第19号) 上記代化液量貸付規則による貸付 事務 近代化液量貸付規則による貸付 企業の巡回指導及び債権管理に 関すること。 1 中小企業振興資金の融資対象 名の認定 上間す 3事務 1 報告の衙収及び立入検査(第 1 報告の商収及び立入検査(第 1 報告の商収入を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表	l				助金の交付申請に関すること。			
登補助 金の交 付申請 に関す る事務 フ 中小 企業版 「付規則の一部を改正する規則 (平成12年愛媛県規則第19号) による改正前の愛媛県中小企業 断する 事務 企業の巡回指導及び債権管理に 関すること。 1 中小企業振興資金の融資対象 者の認定 興資金 に関す る事務 9 住宅 電泊事 業法の 施行に 関する 事務 1 般告の徴収及び立入検査(第 17条第1頃、第45条第2頃) 第1 独立行政法人労働校策研究・ 研修機構に関すること。 2 中小企業労働セミナーに関す ・ 研修機構に関すること。 2 中小企業労働セミナーに関す	l			経営支				
金の交 付申講 に関す 2 要類 1 要類県中小企業近代化資金貸 7 中小 企業版 円 受援 円 で成12年 更短乗規則第19号 による改正前変整規申小企業 近代化資金貸付規則による貸付 企業の巡回指導及び債権管理に関すること。 3 中小 企業版 円 中小企業版 円 中小企業版 円 小企業版 円 小企業版 円 小企業版 円 小企業版 円 小企業版 円 小企業版 円 小企業 円 小企 円 小 円 小 円	l			援事業				
竹申議 上間す 2事務 1	l							
上間す 3事務	l							
7 中小 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	l							
	l							
興貸付 資金に 関する 事務 (平成12年愛煙県規則第19号) による改正前の愛煙県中小企業 近代化資金貸付規則による貸付 企業の巡回指導及び債権管理に 関すること。 8 中小 企業振 興資金 に関す る事務 1 中小企業振興資金の融資対象 者の認定 9 住宅 宿泊事 業法の 施行に 関する 事務 1 報告の徴収及び立入検査(第 17条第1項、第45条第2項) 10 労働 教育に 関する 1 独立行政法人労働政策研究・ 研修機構に関すること。 2 中小企業労働セミナーに関す 研修機構に関すること。 2 中小企業労働セミナーに関す	l			7 中小	1 愛媛県中小企業近代化資金貸		_	
資金に関する による改正前の愛媛県中小企業 近代化資金貸付規則による貸付 企業の巡回指導及び債権管理に関すること。 8 中小 企業振 興資金 に関する事務 1 中小企業振興資金の融資対象 者の認定 9 住宅 宿泊事業法の施行に関する事務 1 報告の徴収及び立入検査(第 17条第1項、第45条第2項) 10 労働 教育に関する。 1 独立行政法人労働政策研究・ 研修機構に関すること。 2 中小企業機関セミナーに関する。 2 中小企業機関であること。 2 中小企業機関である。 2 中小企業機関を対象の	l			企業振	付規則の一部を改正する規則			
関する 近代化資金貸付規則による貸付 企業の巡回指導及び債権管理に 関すること。 8 中小 企業振 異資金 に関す 名の認定 2 車が 第45条第2項 1 報告の徴収及び立入検査(第	l							
事務 企業の巡回指導及び債権管理に関すること。 8 中小 1 中小企業振興資金の融資対象 査事務 者の認定 9 住宅 1 報告の徴収及び立入検査(第 17条第 1 項、第45条第 2 項) 施行に関する事務 10 労働教育に関すること。 財育の 研修機構に関すること。 2 中小企業労働セミナーに関す 2 中小企業労働セミナーに関す	l							
関すること。 8 中小 企業振 興資金	l							
企業振 興資金 に関す る事務 1 報告の徴収及び立入検査(第 宿泊事 業法の施行に関する事務 10 労働 教育に関すること。 関する 事務 1 独立行政法人労働政策研究・ 研修機構に関すること。 2 中小企業労働セミナーに関す	l			7-12				
興資金 に関す 3事務 1 報告の徴収及び立入検査(第 9 住宅 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 第方の施行に関する事務 10 労働 教育に関すること。 一 研修機構に関すること。 関する 2 中小企業労働セミナーに関す 2 中小企業労働セミナーに関す				8 中小	1 中小企業振興資金の融資対象		_	
に関す 3事務 9 住宅 1 報告の徴収及び立入検査(第 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2項) 17条第1項、第45条第2可。				企業振	者の認定			
3事務 9 住宅 1 報告の徴収及び立入検査(第 17条第1項、第45条第2項) 端行に関する事務 10 労働教育に関すること。 関する 教育に関すること。 2 中小企業労働セミナーに関す。	l							
9 住宅 1 報告の徴収及び立入検査(第 宿泊事 17条第1項、第45条第2項) 業法の施行に関する事務 1 独立行政法人労働政策研究・研修機構に関すること。 10 労働教育に関する 2 中小企業労働セミナーに関す	l							
宿泊事業法の施行に関する事務 1 独立行政法人労働政策研究・					4 却什不是問刀。以上 \ 1人士 / ^*			
業法の施行に関する事務 10 労働 教育に関すること。 関する 2 中小企業労働セミナーに関す							-	
施行に関する事務 10 労働教育に関する。 教育に関する。 関する。 2 中小企業労働セミナーに関す。					17 亦为「央、为42 亦布(以)			
関する 事務 10 労働 1 独立行政法人労働政策研究・ 研修機構に関すること。 関する 関する 2 中小企業労働セミナーに関す				<u> </u>				
10 労働 1 独立行政法人労働政策研究・								
教育に 研修機構に関すること。 関する 2 中小企業労働セミナーに関す				事務				
関する <u>関する</u> <u>2 中小企業労働セミナーに関す</u>				10 労働	1 独立行政法人労働政策研究・			
本力					研修機構に関すること。			
<u>事務</u> <u>ること。</u>					2 中小企業労働セミナーに関す		_	
00				<u>事務</u>	<u>ること。</u>			

		1 勤労青少年リーダーの育成指
		導に関すること。
		2 労働福祉法人の指導に関する
-		こと。
		1 貸金業者に関すること。
-		(1) 登録(第3条第1項、第5
		条、第6条第2項)
_		② 登録の更新(第3条第2
		項)
		(3) 登録換えの申請の処理(貸
		金業法施行規則第6条)
		(4) 変更の届出の処理(第8
		条)_
		(5) 廃業等の届出の受理(法第
-		10条第1項)
-		(6) 開始等の届出の受理(第24
		条の6の2)
	_	(7) 業務改善命令(第24条の6
		の3第1項)
		(8) 監督処分(第24条の6の4
		第1項、第2項、第24条の6
		<u>08)</u>
		(9) 登録の取消し(第5条第2
	-	項、第24条の6の5、第24条
		0608)
	-	(10) 所在不明者等の登録の取消
		し (第24条の6の6第1項、
		第24条の6の8)
	_	(11) 貸金業者の営業所等を確知
		できない事実の公告(第24条
		の6の6第1項第1号)
		(12) 登録の抹消 (第24条の6の
		<u>7)</u>
		(13) 事業報告書の受理(第24条
-		0609)
_		(14) 報告の徴収及び立入検査
		(第24条第2項、第24条の2
	I.	公正 200.450000000000000000000000000000000000
		第 2 項、第24条の 3 第 2 項、
		第24条の4第2項、第24条の
		第24条の4第2項、第24条の5第2項、第24条の5第2項、第24条の6の10第
		第24条の4第2項、第24条の
		第24条の4第2項、第24条の5第2項、第24条の5第2項、第24条の6の10第
_		第24条の4第2項、第24条の5第2項、第24条の6の10第1項から第5項まで)
_		第24条の4第2項、第24条の 5第2項、第24条の6の10第 1項から第5項まで)
_		第24条の4第2項、第24条の 5第2項、第24条の6の10第 1項から第5項まで) (15) 社内規則の作成又は変更の 命令(第24条の6の12第2 項)
_		第24条の4第2項、第24条の 5第2項、第24条の6の10第 1項から第5項まで) (15) 社内規則の作成又は変更の 命令(第24条の6の12第2

		(17) 承認を受けた社内規則の変			
		 更又は廃止の承認 (第24条の			
		6の12第4項)			
		□◎ 登録等に関する意見聴取			
		(第44条の2第1項、第3			_
		項)_			
	13 中小				
	企業等	の承認 (第14条第 1 項、第15条		_	
	経営強	第1項、第72条第2項)			
	化法の	2 経営革新計画の承認の取消し			
	施行に	2 経営革新計画の承認の取消し (第15条第2項)		_	
	関する	<u>(知13水和 2 項)</u>			
	事務				
	14 労働	1 労働組合基本調査に関するこ			_
	組合に	<u>と。</u>			
	関する	2 労働情勢の調査に関するこ			
	事務	<u>と。</u>			
	15 エネ	1 事業計画の承認及び変更承認			
	<u>ルギー</u>	(第4条第1項、第5条第1			
	<u>等の使</u>	項、第20条第1項、第2項、第			
	用の合	29条第2項、エネルギー等の使			
	理化及	用の合理化及び資源の有効な利			
	び資源	用に関する事業活動の促進に関			
	の有効	する臨時措置法施行令(以下こ			
	<u>な利用</u>	の部において「政令」とい			
	<u>に関す</u>	う。)第16条第2項)			
	る事業	2 事業計画の承認の取消し(第			
	活動の	5条第2項、第20条第2項、第			
	促進に	29条第2項、政令第16条第2			
	<u>関する</u> 臨時措	<u>項)</u>			
	置法の	3 承認事業計画又は中小企業承			
	施行に	認事業計画の実施状況の報告の			
	<u>炒ける</u>	徴収(第28条、第29条第2項、			
	事務	政令第16条第2項)			
	16 自転	1 競輪の開催の届出及び変更の			_
	車競技	届出の経済産業局長への進達			
	<u>法の施</u>	(第2条、自転車競技法施行規			
	行に関	則第6条第2項)			
	<u>する事</u>				
	<u>務</u>				
構え	東予地方	5 局今治支局及び南予地方局八幅	浜支	局にも	いて

備考 東予地方局今治支局及び南予地方局八幡浜支局において は、この表1の部1の項から3の項まで及び5の項、4の 部1の項(5)、5の部9の項、8の部、9の部並びに12の部 1の項(5)、(6)及び(13)の規定を適用する。

					決裁	区分		
組織	事務の	事	項	局	Ę	亨決者	¥	
名	種類	7	**	月長	部	課	主	
					長	長	幹	

				決裁	区分	
組織	事務の	事項		Ę	厚決者	Ĭ
名	種類	尹 块	局長	部	課	主
				長	長	幹

森	1 ~ 20			
林	省略			
林				
業				
課				

備考 1 省略

2 肱川流域林業振興課においては、この表 2 の部から 11の部まで、15の部、16の部及び18の部から20の部までに掲げる事務については、同表組織名の欄中「森林 林業課」とあるのは、「肱川流域林業振興課」として、同表の規定を適用する。

3 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

			決	裁区:	分	
組織	事務の	事項	局	専決者		
名	種類		長	部	課	
				長	長	
管	1 省略					
理	2 浄化	1 浄化槽工事業者の登録に関す				
課	槽法の	ること。				
	施行に					
	関する 事務					
	7777					
		(<u>1</u>) 省略				
		2 少政				
		2 省略				
	3 ~ 37					
	省略					

40			決	裁区:	分
組織	事務の	事項	局	専治	快者
名	種類	Ŧ ~	長	部	課
				長	長
建	1 ~ 8				
築	省略				
指	9 浄化	1 浄化槽の設置に関すること。			

_			 	
森	1 ~ 20			
林	省略			
林				
業				
課				
				l .

備考 1 省略

2 省略

別表第5(第4条関係)

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

	回及の惟似	に属りる建設部関係事務に係る	117 AE //	· ** *	一——
4.5			決	裁区:	分
組織	事務の	事 項	局	専決	人者
名	種 類	¥ 2×	長	部	課
				長	長
管	1 省略				
理	2 浄化	1 浄化槽工事業者の登録に関す			
課	槽法の	ること。			
	施行に	(1) 登録(第21条第1項、第23			_
	関する	条第2項、第24条第2項)			
	事務	(2) 登録の更新(第21条第3			_
		項、第23条第 2 項、第24条第			
		2項)			
		(3) 省略			
		(4) 変更の届出の処理(第23条			_
		第 2 項、第25条)			
		(5) 廃業等の届出の処理(第24			_
		条第 2 項、第26条、第27条第			
		2項)			
		2 特例浄化槽工事業者の届出に			
		関すること。_			
		(1) 浄化槽工事業の開始、変更			-
		又は廃止の届出の受理(第33 条第3項)			
		<u>3</u> 省略			
	3 ~ 37				
	省略				

45			決	裁区	分
組織	事務の	事 項	局	専治	央者
名	種類	→ →×	長	部	課
				長	長
建	1 ~ 8				
築	省略				
指	9 浄化	1 浄化槽の設置に関すること。			

導	槽法の	(1) 省略		
課	施行に 関する 事務	(2) 設置計画に関する協議及び 同意(第12条の5第4項、第5項) 2 浄化槽工事業者に対する指導監督に関すること。		
		<u>(1)</u> 省略		
		3 省略	·	
	10 ~ 17			
	省略			

別表第7(第4条関係)

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

			決	裁区	分
織	務の	事項	所	専治	央者
名	類		長	課長	主幹
用 1~					
管 4 理	浄化	1 浄化槽の設置に関すること。			
課	法の	(1) 省略			
関	語行に 引する ■務	(2) 設置計画に関する協議及び 同意(第12条の5第4項、第 <u>5項)</u>			
		2 浄化槽工事業者の登録に関すること。			
	•				
		(1) 省略			

導	槽法の	(1) 省略		
課	施行に			
	関する			
	事務			
		2 浄化槽工事業者に対する指導 監督に関すること。 (1) 浄化槽工事の施工の差止め 命令(第28条第2項) (2) 省略 3 省略	_	
	10 ~ 17			
	省略			

別表第7(第4条関係)

			決	裁区:	分
組織	事務の	事項	所	専治	十十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
名	種類		長	課長	主幹
用地	1~3 省略				
管理課	4 浄化 槽法の 施行に	1 浄化槽の設置に関すること。			
	関する 事務				
		2 浄化槽工事業者の登録に関すること。			
		(1) 登録 (第21条第 1 項、第23 条第 2 項、第24条第 2 項)		_	
		(2) 登録の更新(第21条第3 項、第23条第2項、第24条第 2項)		_	
		(<u>3</u>) 省略			
		(4) 変更の届出の処理 (第23条 第 2 項、第25条)		_	
		(5) 廃業等の届出の処理 (第24 条第 2 項、第26条、第27条第 2 項)			
		(6) 指示(第32条第1項)	-		
		3 特例浄化槽工事業者の届出に関すること。			
		(1) 浄化槽工事業の開始、変更 又は廃止の届出の受理(第33 条第3項)		_	

5 ~ 52 省略		

- 備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織 名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から 3の部まで、4の部2の項
 - 、5の部から8の部まで、11の部から37の部ま で、39の部、40の部、43の部1の項及び 52の部に掲 げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10 の部に掲げる事務については「用地課」として、同表 の規定を適用する。
 - 2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織 名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から 3 の部まで、<u>4 の部 2 の項</u>

_、5の部から8の部まで、11の部から37の部ま で、43の部1の項及び 52の部1の項に掲げる事務に ついては「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に 掲げる事務については「用地課」として、同表の規定 を適用する。

3 省略

- 4 浄化槽工事業者及び特例浄化 槽工事業者に対する報告徴収及 び立入検査に関すること(第33 条第2項、第53条第1項第3 <u>号、第2項)。</u> 5 ~ 52 省略
- 備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織 名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から 3 の部まで、<u>4 の部 2 の項(1)から(5)まで、3 の項及び</u> 4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部ま で、39の部、40の部、43の部1の項並びに52の部に掲 げる事務については「管理課」と、同表9の部及び10 の部に掲げる事務については「用地課」として、同表 の規定を適用する。
 - 2 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織 名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から 3 の部まで、4 の部 2 の項(1)から(5)まで、3 の項及び 4の項、5の部から8の部まで、11の部から37の部ま で、43の部1の項並びに52の部1の項に掲げる事務に ついては「事業管理課」と、同表9の部及び10の部に 掲げる事務については「用地課」として、同表の規定 を適用する。
 - 3 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第10号

庁 中 ー 船 各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

今和3年4月1日

防及び

感染症

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表(第4条、第8条関係) 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項 決裁区分 組 事務の 織 頂 種 類 所長 課長 名 1 ~ 3 健 康 省略 増 4 感染 1 感染症に関する情報の収集及 進 症の予 び公表に関すること。 課

(1) 患者等の診断の届出の受理

(第12条第1項____、第

別表(第4条、第8条関係)

所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

正

組	車数の		決裁区分		
織名	事務の種類	事項	所長	課長	
健	1 ~ 3				
康	省略				
増	4 感染	1 感染症に関する情報の収集及			
進	症の予	び公表に関すること。			
課	防及び	(1) 患者等の診断の届出の受理			
	感染症	(第12条第 1 項 <u>、第 4 項</u> 、第			

の患者	6 項、第 8 項、第13条第 1		
に対す			
る医療	(2) 省略		
に関す			
る法律	(3) 指定届出機関及び指定提出 機関の指定の辞退の申出の受	_	
(平成	理(第14条第5項、第14条の		
10年法	2 第 7 項)		
律 第	(4) 検体等の検査の実施(第14		
114号)	条の2第3項、第15条第5		
の施行	項、第16条の3第7項、第26		
に関す	条の3第5項、第26条の4第		
る事務	5項、第44条の7第5項、第		
	50条第2項、第3項)		
	(5) 質問及び調査の実施(第15条		
	第 1 項、第 3 項 <u>第 8 項</u> 、第 15		
	条の2第1項、第15条の3第2		
	項)		
	(6) 省略		
	2 ~ 6 省略		
	7 消毒その他の措置に関するこ		
	と。		
	(1) 検体等の提出命令(第26条		
	の3第1項、第50条第1項)		
	(2) 検体等の収去(第26条の3		
	第 3 項、第50条第 1 項)		
	(3) 検体の提出等の命令(第26		
	条の4第1項 <u>、第50条第1</u>		
	<u>項</u>)		
	(4) 検体の採取(第26条の4第		
	3 項 <u>、第50条第 1 項</u>)		
	(5)~(11) 省略		
	(12) 措置を実施する旨の通知等		
	(第36条第1項、第44条の4		
	第 1 項、 <u>第50条第 5 項</u>)		
	(13) 建物への立入制限等の措置		
	の実施に係る掲示(<u>第36条第</u>		
	<u>4項</u> 、第44条の4第1項、 <u>第</u>		
	50条第6項)		
	8 省略		
	9 新型インフルエンザ等感染症		
	に関すること。		
	(1) 感染症にかかつていると疑		
	うに足りる正当な理由のある		
	者に対する報告の徴収又は協		
	 力 の 要 請 (第44条 の 3 第 1		
	項)		
	(2) 感染症の患者に対する報告		
	の徴収又は協力の要請(第44		
	条の3第2項)		

の患者	6 項、第13条第 1	
に対す	項、第5項)	
る医療	(2) 省略	
に関す	 (3) 指定届出機関及び指定提出	
る法律	機関の指定の辞退の申出の受	
(平成	理(第14条第4項、第14条の	
10年法	2 第 6 項)	
律 第	(4) 検体等の検査の実施(第14	
114号)	条の2第3項、第15条第4	
の施行	項、第16条の3第7項、第26	
に関す	条の3第5項、第26条の4第	
る事務	5項、第44条の7第5項、第	
	50条第2項、第3項)	
	(5) 質問及び調査の実施(第15条	
	第1項、第3項 、第15	
	条の2第1項、第15条の3第2	
	項)	
	-	
	(6) 省略	
	2~6 省略	
	7 消毒その他の措置に関するこ	
	と。	
	(1) 検体等の提出命令(第26条	
	の3第1項)	
	(2) 検体等の収去(第26条の3	
	第 3 項)	
	(3) 検体の提出等の命令(第26	
	条の4第1項	
	(4) 検体の採取(第26条の4第	
	3項)	
	(5)~(11) 省略	
	(2) 措置を実施する旨の通知等	
	(第36条第1項、第44条の4	
	第 1 項、第50条第 1 項)	
	(13) 建物への立入制限等の措置	
	の実施に係る掲示(第36条第	
	<u>3 項</u> 、第44条の 4 第 1 項、 <u>第</u>	
	<u>50条第4項</u>)	
	8 省略	
	9 新型インフルエンザ等感染症	
	に関すること。	
	(1) 感染症にかかつていると疑	
	うに足りる正当な理由のある	
	者に対する報告の徴収	
	(第44条の3第1	
	項)	
	(2) 報告を求めた者に対する	
	協力の要請(第44	
	条の3第2項)	

	(3)•(4) 省略	
	10 新感染症に関すること。	
	(1)~(8) 省略	
	(9) 感染症にかかつていると疑	
	うに足りる正当な理由のある	
	者に対する報告の徴収 <u>又は協</u>	
	力の要請(第50条の2第1	
	項)	
	□ 感染症の所見がある者に対	
	<u>する報告の徴収又は</u> 協力の要	
	請(第50条の2第2項)	
	(11) • (12) 省略	
	11 省略	
5 ~ 7		
省略		

備考	省略			
組	事みの		決裁	区分
織	事務の 種 類	事項	~ =	+B =
名	作里 大規		所長	課長
環	1 省略			
境	2 大気	1~4 省略		
保	汚染防	5 特定粉じん排出等作業に関す		
全	止 法	ること。		
課	(昭和	(1) 実施の届出の受理(第18条		
	43年法	<u>の17第1項</u> 、第2項)		
	律第97	(2) 計画の変更の命令 (<u>第18条</u>		
	号)の 施行に	<u></u>)		
	関する	(3) 作業基準適合命令等(第18		
	事務	<u>条の21</u>)		
		6 水銀排出施設に関すること。		
		(1) 設置の届出の受理(第18条		
		 の28第1項、省 令 第10条 の		
		6)		
		(2) 使用の届出の受理(<u>第18条</u>		
		<u>の29第1項</u> 、省令第10条の		
		6)		
		(3) 構造等の変更の届出の受理		
		(第18条の30第1項、省令第		
		10条の6)		
		(4) 計画の変更又は廃止の命令		
		(<u>第18条の31</u>)		
		(5) 改善勧告等(<u>第18条の34第</u>		
		<u>1項</u>)		
		(6) 改善命令等(<u>第18条の34第</u>		
		<u>2項</u>)		
		(7) 実施の制限期間の短縮の承		
		認 (第10条第2項、 <u>第18条の</u>		
		<u>36第 1 項</u>)		

(3)・(4) 省略	
10 新感染症に関する	らこと。
(1)~(8) 省略	
(9) 感染症にかかつ	つていると疑
うに足りる正当な	は理由のある
者に対する報告の)徴収
(第50)条 の 2 第 1
項)	
(10) 報告を求めた者	黄に対する
	協力の要
請(第50条の2第	至項)
(11) · (12) 省略	
11 省略	
5 ~ 7	
省略	

	自哈			
備考	省略			
組織名	事務の種 類	事項	決裁 所長	課長
	種類 1 2 汚止(34律号施関事 4 気防法和法97のにる	1~4 省略 5 特定粉じん排出等作業に関すること。 (1) 実施の届出の受理(第18条の15第1項、第2項) (2) 計画の変更の命令(第18条の16) (3) 作業基準適合命令等(第18条の19) 6 水銀排出施設に関すること。 (1) 設置の届出の受理(第18条の23第1項、省令第10条の	所長	課長
		(2) 使用の届出の受理(<u>第18条</u> <u>の24第1項</u> 、省令第10条の 6) (3) 構造等の変更の届出の受理 (第18条の25第1項、省令第 10条の6) (4) 計画の変更又は廃止の命令 (第18条の26) (5) 改善勧告等(第18条の29第 1項) (6) 改善命令等(第18条の29第 2項)		
		(7) 実施の制限期間の短縮の承認(第10条第2項、 <u>第18条の</u> 31第1項)		

<u> </u>	14344711		 717 IM	7001	J/1 =
	(8) 氏名等の変更又は使用の廃			(8) 氏名等の変更又は使用の廃	
	止の届出の受理(第11条、第			止の届出の受理(第11条、 <u>第</u>	
	18条の36第2項)			18条の31第 2 項)	
	(9) 地位の承継の届出の受理			(9) 地位の承継の届出の受理	
	(第12条 第 3 項、第18条 の36			(第12条第3項、第18条の31	
	第 2 項)			第 2 項)	
	7・8 省略			7・8 省略	
3 廃棄	1~5 省略		3 廃棄	1~5 省略	
物の処	 6 産業廃棄物収集運搬業及び特		物の処	 6 産業廃棄物収集運搬業及び特	
理及び	別管理産業廃棄物収集運搬業の		理及び	別管理産業廃棄物収集運搬業の	
清掃に	許可に関すること。		清掃に	許可に関すること。	
関する	(1) • (2) 省略		関する	(1) • (2) 省略	
法律	(3) 災害時等緊急収集運搬業者		法律		
(昭和	の指定(省令第9条第14号、	_	(昭和		
45年法 律 第	第10条の11第6号)		45年法 律 第		
137	(4) 能力及び実績の基準適合性		137	(3) 能力及び実績の基準適合性	
号)の	の認定(省令第9条の2第6		号)の	の認定(省令第9条の2第4	
施行に	項、第10条の9第2項、第10		施行に	項、第10条の9第2項、第10	
関する	条の12第2項、第10条の22第		関する	条の12第2項、第10条の22第	
事務	2 項)		事務	2 項)	
	<u>(5)</u> 省略			<u>(4)</u> 省略	
	(6) 省略			(5) 省略	
	<u>(7)</u> 省略			(<u>6</u>) 省略	
	(<u>8</u>) 省略			<u>(7)</u> 省略	
	(<u>9</u>) 省略			(<u>8</u>) 省略	
	<u>(10)</u> 省略			(<u>9</u>) 省略	
	(11) 省略			(10) 省略	
	(12) 省略			(11) 省略	
	(13) 省略			(12) 省略	
	理産業廃棄物処分業の許可に関			理産業廃棄物処分業の許可に関	
	すること。			すること。	
	(1) • (2) 省略			(1) • (2) 省略	
	(3) 災害時等緊急処分業者の指				
	定(省令第10条の3第10号、				
	第10条の15第4号)				
	(<u>4</u>) 能力及び実績の基準適合性			(3) 能力及び実績の基準適合性	
	の認定(省令 <u>第10条の4第5</u>			の認定(省令第10条の4第3	
	項、第10条の9第3項、第10			項、第10条の9第3項、第10	
	条の16第2項、第10条の22第			条の16第2項、第10条の22第	
	3項)			3項)	
	<u>(5)</u> 省略			<u>(4)</u> 省略	
	<u>(6)</u> 省略			(5) 省略	
	(7) 省略			(6) 省略	
	(8) 省略			<u>(7)</u> 省略	
	(9) 省略			(8) 省略	
	(10) 省略			(<u>9</u>) 省略	
				-	1

	<u>(11)</u> 省略	
	(12) 省略	
	<u>(13)</u> 省略	
	8~17 省略	
4 ~ 11		
省略		
12 ポリ	1~10 省略	
塩化ビ	11 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃	
フェニ	棄物の保管場所等の変更の届出	
ル廃棄	の受理(ポリ塩化ビフェニル廃	
物の適	棄物の適正な処理の推進に関す	
正な処	る特別措置法施行規則(平成13	
理の推	年環境省令第23号。以下この部	
進に関	において「省令」という。)第	
する特	10条第2項、第11条、第21条、	
別措置	第28条)	
法(平	12 事業を承継すべき相続人であ	
成13年	ることを証する書類の提出要求	
法律第	(省令第25条第2項、第35条第	
65号)	2項)	
の施行		
に関す	の譲受けの届出の受理(省令第	_
る事務	26条第 2 項、第36条)	
12 17		
13~17 少w		
省略		

	<u>(10)</u> 省略	
	<u>(11)</u> 省略	
	(12) 省略	
	8~17 省略	
4 ~ 11		
省略		
12 ポリ	1~10 省略	
塩化ビ		
フェニ		
ル廃棄		
物の適		
正な処		
理の推		
進に関		
する特		
別措置		
法(平		
成13年		
法律第		
65号)		
の施行		
に関す		
る事務		
13 ~ 17		
省略		

(愛媛県農林水産研究所処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県農林水産研究所処務規程(昭和50年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後 改 正 前 (分掌事務) (分掌事務) 第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務 │第2条 研究所の部、センター及び所並びに課及び室の分掌事務 は、次のとおりとする。 は、次のとおりとする。 省略 省略 企画戦略部 企画戦略部 研究企画室 研究企画室 (1) 省略 (1) 省略 ② 研究所と地方局農林水産振興部農業振興課との調整に関す ② 研究所と地方局産業経済部産業振興課 との調整に関す ること。 ること。 (3)~(7) 省略 (3)~(7) 省略 省略 省略 省略 省略

(愛媛県青少年対策本部規程の一部改正)

第3条 愛媛県青少年対策本部規程(昭和54年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係) 1 観光スポーツ文化部長 2~5 省略	別表(第3条関係) 1 スポーツ・文化部長 2~5 省略

(愛媛県長寿社会対策本部規程の一部改正)

第4条 愛媛県長寿社会対策本部規程(昭和59年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第 3 条関係)	別表 (第3条関係)
1・2 省略 3 観光スポーツ文化部長 4 ~ 9 省略	1・2 省略 3 スポーツ・文化部長 4 ~ 9 省略

(愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正)

第5条 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程(昭和59年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制)	(職制)
第3条 班に班長を置き、 <u>地方局地域産業振興部長</u> の職にある者を	第3条 班に班長を置き、地方局総務企画部長 の職にある者を
もつて充てる。	もつて充てる。
2 班に副班長を置き、 <u>地方局地域産業振興部総務県民課長</u> の職に	2 班に副班長を置き、地方局総務企画部総務県民課長 の職に
ある者をもつて充てる。	ある者をもつて充てる。
3 省略	3 省略
(庶務)	(庶務)
第5条 班の庶務は、 <u>地方局地域産業振興部総務県民課</u> において処	第5条 班の庶務は、地方局総務企画部総務県民課 において処
理する。	理する。
別表 (第3条関係)	別表(第3条関係)
1 地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長	1 地方局総務企画部総務県民課防災対策室長
2 地方局地域産業振興部地域政策課長	2 地方局総務企画部地域政策課長
3 地方局地域産業振興部商工観光課長	
4 省略	3 省略
5 省略	<u>4</u> 省略
	5 地方局産業経済部産業振興課商工観光室長
6 地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室長	6 地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室長
7 地方局農林水産振興部森林林業課長	7 地方局産業経済部森林林業課長
8 地方局農林水産振興部水産課長	8 地方局産業経済部水産課長
9・10 省略	9・10 省略
11 地方局地域産業振興部支局商工観光室長	
12 省略	11 省略
13 省略	12 省略
	13 地方局産業経済部支局商工観光室長
14 地方局農林水產振興部支局地域農業育成室長	14 地方局産業経済部支局地域農業育成室長
15 地方局農林水産振興部支局森林林業課長	15 地方局産業経済部支局森林林業課長
16 地方局農林水産振興部支局水産課長	16 地方局産業経済部支局水産課長
17~19 省略	17~19 省略
	1

(愛媛県男女共同参画推進本部規程の一部改正)

第6条 愛媛県男女共同参画推進本部規程(平成2年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 正 別表1(第3条関係) 別表1(第3条関係) 1~3 省略 1~3 省略 4 観光スポーツ文化部長 4 スポーツ・文化部長 5~12 省略 5~12 省略 別表2(第6条関係) 別表2(第6条関係) 1・2 省略 1・2 省略 3 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長 3 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長 4~12 省略 4~12 省略

(愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程の一部改正)

第7条 愛媛県県民総合相談プラザ及び県民相談プラザ規程(平成3年愛媛県訓令第6号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

īF 改 後 īF 前 (設置) (設置) **第1条** 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させ **│ 第1条** 親切行政を推進するとともに、県民の声を県政に反映させ ることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画振興部政 ることにより、開かれた県政の推進に資するため、企画振興部政 策企画局広報広聴課に県民総合相談プラザを、地方局総務企画部 策企画局広報広聴課に県民総合相談プラザを、地方局地域産業振 興部地域政策課及び支局総務県民室に県民相談プラザを設置す 地域政策課 及び支局総務県民室に県民相談プラザを設置す る。 る。 (任務) (任務) 第2条 県民総合相談プラザは、次に掲げる事務を処理する。 第2条 県民総合相談プラザは、次に掲げる事務を処理する。 (1) • (2) 省略 (1) • (2) 省略 (3) 県政広報ビデオライブラリーの運営に関すること。 (3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (4) 省略 2 県民相談プラザは、当該地方局管内(支局にあっては、当該支 2 県民相談プラザは、当該地方局管内(支局にあっては、当該支 局管内)における前項第1号から<u>第3号</u>までに掲げる事務を処理 別表(第4条関係) 別表(第4条関係) 1 省略 1 省略

2 県民相談プラザ

地方局地域産業振興部地域政策課長及び支局総 室長 務県民室長の職にある者 室長補佐 地方局地域産業振興部地域政策課主幹の職にあ る者(地方局長が指定する者に限る。)及び支局 総務県民室地域政策班長の職にある者 地方局地域産業振興部地域政策課地域振興係及 室昌 び支局総務県民室地域政策係に属する職員

局管内)における前項第1号から<u>第4号</u>までに掲げる事務を処理

2 県民相談プラザ

地方局総務企画部地域政策課長 及び支局総 室長 務県民室長の職にある者 室長補佐 地方局総務企画部地域政策課主幹 の職にあ る者(地方局長が指定する者に限る。)及び支局 総務県民室地域政策班長の職にある者 室員 地方局総務企画部地域政策課地域振興係 び支局総務県民室地域政策係に属する職員

(愛媛県地方局県民情報室規程の一部改正)

第8条 愛媛県地方局県民情報室規程(平成5年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改 īF

(設置)

第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図ると 第1条 情報公開制度及び個人情報保護制度の円滑な実施を図ると ともに、行政資料の有償頒布を行うため、<u>地方局地域産業振興部</u> 総務県民課及び支局総務県民室並びに四国中央庁舎、西条第二庁 舎、久万高原庁舎、大洲庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎(以下「出 先庁舎」という。)の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及 び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県 民情報室を設置する。

別表第2(第5条関係)

1 地方局地域産業振興部総務県民課及び支局総務県民室に設置 する地方局県民情報室

室長 地方局地域産業振興部総務県民課長及び支局総務県 民室長の職にある者

室員 地方局地域産業振興部総務県民課長補佐及び支局総 務県民室主幹の職にある者 地方局地域産業振興部総務県民課総務係並びに支局 総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グ ループに属する職員

2 省略

改 īF 前

(設置)

ともに、行政資料の有償頒布を行うため、地方局総務企画部総務 県民課 及び支局総務県民室並びに四国中央庁舎、西条第二庁 舎、久万高原庁舎、大洲庁舎、西予庁舎及び愛南庁舎(以下「出 先庁舎」という。)の地方局長が定める課所に、情報公開窓口及 び個人情報保護窓口並びに行政資料有償頒布窓口として地方局県 民情報室を設置する。

別表第2(第5条関係)

1 地方局総務企画部総務県民課 及び支局総務県民室に設置 する地方局県民情報室

室長 地方局総務企画部総務県民課長 及び支局総務県 民室長の職にある者

室員 地方局総務企画部総務県民課長補佐 及び支局総 務県民室主幹の職にある者

> 地方局総務企画部総務県民課総務係 並びに支局 総務県民室の総務県民防災グループ及び総務県民グ ループに属する職員

2 省略

(愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程の一部改正)

第9条 愛媛県地方局農林水産業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第12号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正

(職制)

- 第4条 地方局推進班に班長を置き、地方局農林水産振興部長の職 │ 第4条 地方局推進班に班長を置き、地方局産業経済部長 にある者をもって充てる。
- 2 地方局推進班に副班長を置き、地方局農林水産振興部農業振興 │ 2 地方局推進班に副班長を置き、地方局産業経済部産業振興課長 課長の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第6条 地方局推進班の庶務は、地方局農林水産振興部農業振興課 において処理する。

別表(第3条関係)

- 1 地方局農林水産振興部長
- 2 地方局農林水産振興部農業振興課長
- 3 地方局農林水産振興部農村整備課長(中予地方局及び南 予地方局八幡浜支局にあっては、農村整備第一課長及び農 村整備第二課長)
- 4 地方局農林水産振興部森林林業課長(中予地方局にあっ ては久万高原森林林業課長を、南予地方局にあっては肱川 流域林業振興課長を含む。)
- 5 地方局農林水産振興部水産課長(南予地方局にあって は、愛南水産課長を含む。)

6~8 省略

(職制)

- にある者をもって充てる。
- の職にある者をもって充てる。

(庶務)

第6条 地方局推進班の庶務は、地方局産業経済部産業振興課 において処理する。

別表(第3条関係)

- 1 地方局産業経済部長
- 2 地方局産業経済部産業振興課長
- 3 地方局産業経済部農村整備課長 (中予地方局及び南 予地方局八幡浜支局にあっては、農村整備第一課長及び農 村整備第二課長)
- 4 地方局産業経済部森林林業課長 (中予地方局にあっ ては、久万高原森林林業課長を

__含む。)

- 5 地方局産業経済部水産課長 (南予地方局にあって は、愛南水産課長を含む。)
- 6~8 省略

(愛媛県市町村合併推進本部規程の一部改正)

第10条 愛媛県市町村合併推進本部規程(平成13年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

薆 媛 県 報 令和3年4月1日 第193号外 2 改 正 後 改 īΕ 前 (地方本部) (地方本部) 第7条 省略 第7条 省略 2 省略 2 省略 3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は地方局 3 地方本部長は地方局長の職にある者を、副地方本部長は<u>地方局</u> 地域産業振興部長の職にある者をもって充てる。 総務企画部長 の職にある者をもって充てる。 4~6 省略 4~6 省略 別表1(第3条関係) 別表1(第3条関係) 1~4 省略 1~4 省略 5 観光スポーツ文化部長 5 スポーツ・文化部長 6~15 省略 6~15 省略 別表2(第6条関係) 別表2(第6条関係) 1~5 省略 1~5 省略 6 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長 6 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長 7~13 省略 14 東予地方局地域産業振興部地域政策課長 14 東予地方局総務企画部地域政策課長 15 中予地方局総務企画部地域政策課長 15 中予地方局地域産業振興部地域政策課長 16 南予地方局総務企画部地域政策課長 16 南予地方局地域産業振興部地域政策課長 (愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正) 第11条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 (幹事会) (幹事会) 第6条 省略 第6条 省略 2 省略 2 省略 3 幹事長は、企画振興部政策企画局長の職にある者に知事が命ず 3 幹事長は、企画振興部地域振興局長の職にある者に知事が命ず

をもって充てる。

5~9 省略

(事務局)

第8条 対策本部の事務を処理するため、企画振興部政策企画局地 │第8条 対策本部の事務を処理するため、企画振興部地域振興局地 域政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画振興部政策企画局地域政策課長 の職にある者をもって充てる。

別表1(第3条関係)

1 省略

2 観光スポーツ文化部長

3~7 省略

別表2(第6条関係)

1~3 省略

4 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長

5 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長

6 省略

7~9 省略

10 南予地方局地域産業振興部地域政策課長

別表3(第7条関係)

4 副幹事長は、企画振興部政策企画局地域政策課長の職にある者 4 副幹事長は、企画振興部地域振興局地域政策課長の職にある者 をもって充てる。

5~9 省略

(事務局)

域政策課に事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、企画振興部地域振興局地域政策課長 の職にある者をもって充てる。

別表1(第3条関係)

1 省略

2 スポーツ・文化部長

3~7 省略

別表2(第6条関係)

1~3 省略

4 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長

5 省略

6 経済労働部観光交流局観光物産課長

7~9 省略

10 南予地方局総務企画部地域政策課長

別表3(第7条関係)

- 2 南予地方局地域産業振興部長
- 3 南予地方局農林水産振興部長
- 4 省略

別表4(第7条関係)

- 1 南予地方局地域産業振興部地域政策課長
- 2 南予地方局地域産業振興部商工観光課長
- 3 南予地方局農林水産振興部農業振興課長
- 4 南予地方局農林水産振興部農村整備課長
- 5 南予地方局農林水産振興部森林林業課長
- 6 南予地方局農林水産振興部水産課長
- 7~9 省略
- 10 南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室長

- 1 省略
- 2 南予地方局総務企画部長
- 3 南予地方局産業経済部長
- 4 省略

別表4(第7条関係)

- 1 南予地方局総務企画部地域政策課長
- 2 南予地方局産業経済部産業振興課長
- 3 南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室長
- 4 南予地方局産業経済部農村整備課長
- 5 南予地方局産業経済部森林林業課長
- 6 南予地方局産業経済部水産課長
- 7~9 省略
- 10 南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室長

(愛媛県経済成長戦略推進班規程の一部改正)

第12条 愛媛県経済成長戦略推進班規程(平成21年愛媛県訓令第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 後 改 正 前 別表(第3条関係) 別表(第3条関係) 1~4 省略 1~4 省略 5 経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長 5 省略 6 省略 6 経済労働部産業支援局産業人材課長 7 省略 7 省略 8 経済労働部観光交流局観光物産課長 9 経済労働部観光交流局国際交流課長

(愛媛県広報広聴推進班規程の一部改正)

第13条 愛媛県広報広聴推進班規程(平成22年愛媛県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

前 改 正 後 孙 正 別表(第3条関係) 別表(第3条関係) 1~5 省略 1~5 省略 6 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長 6 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長 7~14 省略 7~14 省略 15 地方局地域産業振興部地域政策課長 15 地方局総務企画部地域政策課長 16・17 省略 16・17 省略

(愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程の一部改正)

第14条 愛媛県行政改革・地方分権戦略本部規程(平成23年愛媛県訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表 1 (第 3 条関係)	別	表 1 (第 3 条関係)	
1~7 省略		1~7 省略	
8 観光スポーツ文化部長		8 スポーツ・文化部長	
9~23 省略		9~23 省略	

別表2(第6条関係)

- 1~3 省略
- 4 観光スポーツ文化部スポーツ局長
- 5~10 省略
- 11 東予地方局地域産業振興部長
- 12 中予地方局地域産業振興部長
- 13 南予地方局地域産業振興部長
- 14~19 省略

別表2(第6条関係)

- 1~3 省略
- 4 スポーツ・文化部スポーツ局長
- 5~10 省略
- 11 東予地方局総務企画部長
- 12 中予地方局総務企画部長
- 13 南予地方局総務企画部長
- 14~19 省略

(愛媛県特別滞納整理班規程の一部改正)

第15条 愛媛県特別滞納整理班規程(平成24年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

WO FOR DEPTH OF THE CHARGE THE CALL OF THE		
改 正 後	改 正 前	
(組織)	(組織)	
第3条 班は、別表に掲げる職にある者及び中予地方局地域産業振	第3条 班は、別表に掲げる職にある者及び中予地方局総務企画部	
興部税務管理課納税室の職員(特別滞納整理グループに属する者	税務管理課納税室 の職員(特別滞納整理グループに属する者	
に限る。)をもって組織する。	に限る。)をもって組織する。	
(職制)	(職制)	
第4条 省略	第4条 省略	
2 班に副班長を置き、中予地方局地域産業振興部税務管理課長の	2 班に副班長を置き、中予地方局総務企画部税務管理課長 の	
職にある班員をもって充てる。	職にある班員をもって充てる。	
(庶務)	(庶務)	
第6条 班の庶務は、 <u>中予地方局地域産業振興部税務管理課</u> におい	第6条 班の庶務は、 <u>中予地方局総務企画部税務管理課</u> におい	
て処理する。	て処理する。	
別表 (第3条関係)	別表(第3条関係)	
1 省略	1 省略	
2 中予地方局地域産業振興部税務管理課長	2 中予地方局総務企画部税務管理課長	
3 東予地方局地域産業振興部税務管理課長	3 東予地方局総務企画部税務管理課長	
4 省略	4 省略	

- 5 南予地方局地域産業振興部税務課長6 省略
- 7 中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室長
- 8 中予地方局地域産業振興部税務管理課納税室滞納処分専
 - 門員(中予地方局長が指定するものに限る。)

- 5 南予地方局総務企画部税務課長
- 6 省略
- 7 中予地方局総務企画部税務管理課納税室長
- 8 中予地方局総務企画部税務管理課納税室滞納処分専門員
 - ____(中予地方局長が指定するものに限る。)

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第16条 愛のくに えひめ営業本部規程(平成24年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(任務)	(任務)
第2条 省略	第2条 省略
2 前項に定めるもののほか、営業本部は、伝統工芸品産業の振興	
に関することを処理する。	
<u>3</u> 営業本部は、 <u>前2項</u> の事項に係る業務を円滑に処理するため必	<u>2</u> 営業本部は、 <u>前項</u> の事項に係る業務を円滑に処理するため必
要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するも	要があるときは、あらかじめ関係部局と調整した上で処理するも
のとする。	のとする。
(営業統括課長、企画主幹及び営業グループ)	(営業統括課長、企画主幹及び営業グループ)
第6条 省略	第6条 省略

_		_	/12 m/s
,	~	5	省略

- 6 営業グループに<u>、企画戦略グループ</u>、すご味グループ及びすご 6 営業グループに__ モノグループを置く。
- 8 営業課長は、すご味係長、すごモノ係長及びスゴ技係長の職に 8 営業課長は、すご味係長、すごモノ係長及びスゴ技係長の職に ある者をもって充てるほか<u>、観光スポーツ文化部</u>、経済労働部及 び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。
- 9 省略
- 10 営業副課長は、観光スポーツ文化部、経済労働部及び農林水産 10 営業副課長は_ 部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。
- 11 省略

(東京営業本部)

- ため、営業本部に東京営業本部を置く。
- をもって組織する。
- 6 東京本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理す │6 東京本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理す るとともに、東京営業本部の事務を統括する。
- 7・8 省略

(大阪営業本部)

- 第8条 近畿地方及び中部地方における機動的かつ効果的な営業活 │第8条 近畿地方及び中部地方における機動的かつ効果的な営業活 動を展開するため、営業本部に大阪営業本部を置く。
- 2 大阪営業本部は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課 2 大阪本部 は、大阪本部長、大阪営業部長及び名古屋営業課 長をもって組織する。
- 3~5 省略
- るとともに、大阪営業本部の事務を統括する。
- 7・8 省略

別表(第3条関係)

- 1 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略
- 6 省略
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 東予地方局地域産業振興部商工観光課長
- 14 東予地方局農林水産振興部農業振興課長
- 15 中予地方局地域産業振興部商工観光課長
- 16 中予地方局農林水産振興部農業振興課長 17 南予地方局地域産業振興部商工観光課長
- 18 南予地方局農林水産振興部農業振興課長

- 2~5 省略
- 、すご味グループ及びすご モノグループを置く。
- ある者をもって充てるほか___ ____、経済労働部及 び農林水産部の職員のうちから知事が命ずる。
- 9 省略
- 、経済労働部及び農林水産 部に所属する職員のうちから、必要に応じて知事が命ずる。
- 11 省略

(東京本部)

- **第7条** 関東地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開する **│第7条** 関東地方における機動的かつ効果的な営業活動を展開する ため、営業本部に東京本部 を置く。
- 2 東京営業本部は、東京本部長、東京副本部長及び東京営業部長 2 東京本部 は、東京本部長、東京副本部長及び東京営業部長 をもって組織する。
 - 3~5 省略
 - るとともに、東京本部 の事務を統括する。
 - 7・8 省略

(大阪本部)

- 動を展開するため、営業本部に大阪本部 を置く。
- 長をもって組織する。
- 3~5 省略
- 6 大阪本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理す │ 6 大阪本部長は、本部長と緊密に連携して第2条の任務を処理す るとともに、大阪本部___の事務を統括する。
 - 7・8 省略

別表(第3条関係)

- 1 省略
- 2 省略
- 3 省略
- 4 省略
- 5 経済労働部観光交流局観光物産課長
- 6 経済労働部観光交流局国際交流課長
- 7 省略
- 8 省略
- 9 省略
- 10 省略
- 11 省略
- 12 省略
- 13 省略
- 14 東予地方局産業経済部産業振興課長
- 15 中予地方局産業経済部産業振興課長
- 16 南予地方局産業経済部産業振興課長

(愛媛県県有財産管理推進本部規程の一部改正)

第17条 愛媛県県有財産管理推進本部規程(平成24年愛媛県訓令第16号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第 3 条関係)	別表 (第 3 条関係)
1 · 2 省略 3 観光スポーツ文化部スポーツ局長 4 ~ 11 省略	1 · 2 省略 3 スポーツ・文化部スポーツ局長 4 ~ 11 省略

(愛媛県被災地派遣実施本部規程の一部改正)

第18条 愛媛県被災地派遣実施本部規程(平成30年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1~3 省略	1~3 省略
4 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長	4 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長
5~11 省略	5~11 省略
12 東予地方局地域産業振興部総務県民課長	12 東予地方局総務企画部総務県民課長
13 中予地方局地域産業振興部総務県民課長	13 中予地方局総務企画部総務県民課長
14 南予地方局地域産業振興部総務県民課長	14 南予地方局総務企画部総務県民課長
15・16 省略	15・16 省略

(愛媛県産業人材対策班規程の一部改正)

第19条 愛媛県産業人材対策班規程(平成31年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制)	(職制)
第4条 班に班長を置き、経済労働部産業支援局長の職にある班員	第4条 班に班長を置き、経済労働部産業雇用局長の職にある班員
をもって充てる。	をもって充てる。
2 班に副班長を置き、経済労働部産業支援局産業人材課長	2 班に副班長を置き、経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材
の職にある班員をもって充てる。	<u>室長</u> の職にある班員をもって充てる。
(庶務)	(庶務)
第6条 班の庶務は、経済労働部産業支援局産業人材課	第6条 班の庶務は、経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室
において処理する。	において処理する。
別表(第3条関係)	別表(第3条関係)
1 経済労働部産業支援局長	1 経済労働部産業雇用局長
2 省略	2 省略
3 観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課長	
<u>4</u> 省略	3 省略
5 省略	<u>4</u> 省略
6 省略	5 省略
7 省略	6 省略
	7 経済労働部産業雇用局労政雇用課産業人材室長
8 経済労働部産業支援局産業人材課長	8 経済労働部観光交流局国際交流課長
9~11 省略	9~11 省略

(副知事の担任事務に関する規程の一部改正)

第20条 副知事の担任事務に関する規程(令和元年愛媛県訓令第13号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
1 副知事の担任事務は、次のとおりとする。	1 副知事の担任事務は、次のとおりとする。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 副知事 田中英樹	(2) 副知事 田中英樹
ア <u>観光スポーツ文化部観光交流局、</u> 県民環境部防災局、経済	ア県民環境部防災局、経済
労働部、農林水産部及び土木部の所掌事務に関すること。	労働部、農林水産部及び土木部の所掌事務に関すること。
イ 省略	イ 省略
(3) 副知事 八矢拓	(3) 副知事 八矢拓
ア 観光スポーツ文化部スポーツ局及び文化局、県民環境部県	ア スポーツ・文化部 、県民環境部県
民生活局及び環境局、保健福祉部並びに出納局の所掌事務並	民生活局及び環境局、保健福祉部並びに出納局の所掌事務並
びに公営企業管理局の事務に関すること。	びに公営企業管理局の事務に関すること。
イ 省略	イ 省略
2 省略	2 省略

(愛媛県気候変動適応センター規程の一部改正)

第21条 愛媛県気候変動適応センター規程 (令和2年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第 3 条関係)	別表(第3条関係)
1・2 省略	1 · 2 省略
3 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長	3 スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課長
4~19 省略	4~19 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般 各 地 方 機 関 労働委員会事務局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	5	女 〕	Œ	後				5	文	E	前			
別	別表第2 (第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準						表第2(第2条、第5 作業服等の貸与基準	条関係)						
	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考		貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	
	1~13 省略							1~13 省略						
	14 循環型社会推進課	作業服	1	年間	2年	廃棄物の監視		14 循環型社会推進課	作業服	1	年間	2年	現地調査を担	
	に勤務する職員のう	作業服	1	夏期	2年	指導業務に従		に勤務する職員のう	作業服	1	夏期	2年	当するものに	

一般廃棄物に関する	る職員を
TO 10.40 * 16.95 * 1.1	<u>-</u>
現地調査、指導又は 作業服 2 年間 2年 廃棄	物の監視
検査の業務 たび事す	業務に従
	る職員に
限る	<u>-</u>
7t \$P 17 4 5 th 3 5 th	
防寒服 1 冬期 3年	
[ಬೆ	
ヘルメ 1 年間 3年	
ット	
ゴム長 1 年間 2年	
靴	
15 自然保護課に勤務 作業服 1 年間 2年	
する職員のうち、鳥 <u>防寒服 1 冬期 3年</u>	
獣保護管理に関する現地調査の業務に従作業帽1 年間2年	
<u>ゴム長</u> <u>1</u> 年間 <u>2年</u>	
<u>単</u> 化	
16 省略	
17 省略	
18 省略	
19 衛生環境研究所に 省略	
勤務する職員のう 省略 省略	
ち、試験研究業務又	
作業服 省 は医療業務に従事す (万里) 188	
るもの (夏) 略	
<u>墜落制</u> <u>1</u> <u>4 年間</u> <u>3 年</u> <u>3 年</u>	
<u>止用器</u>	
<u> </u>	
<u>* </u>	
省略	
ぱ 略	
<u>ヘルメ</u> <u>1</u> 年間 <u>3年</u>	
<u>ット</u>	
省略	
20 省略	
21 省略	
22 省略	
23 省略	
24 省略	
25 省略	
26 省略	
27 省略	

ち、 <u>産業廃棄物関係</u> 業務又は一般廃棄物	(夏)				限る。_	
関係業務						
に従事す るもの						
<u> </u>						
	防寒服	1	冬期	3年		
	雨がつ	1	年間	2年		
	ぱ					
	ヘルメ	1	年間	3年		
	ット					
	ゴム長 靴	1	年間	2年		
45 dame						
15 省略						
<u>16</u> 省略						
<u>17</u> 省略						
18 衛生環境研究所に 勤務する職員のう	省略				d) mb	
ち、試験研究業務又	省略 ———				省略	
は医療業務に従事す	作業服(夏)	省略				
るもの	(2)	rH.				
	省略	211				
	雨がつ ぱ	省略				
	省略					
20 省略						
<u>24</u> 省略						
25 省略						
<u>26</u> 省略						

(145)	.,, . д									15.50	
28 農政課又は地方局	省略]	27 農政課又は地方局	省略				
農業振興課、地域農						産業振興課、地域農					
業育成室、産地戦略						業育成室、産地戦略					
推進室、支局地域農						推進室、支局地域農					
業育成室若しくは支						業育成室若しくは支					
局産地戦略推進室に						局産地戦略推進室に					
勤務する職員のう						勤務する職員のう					
ち、地籍調査業務、						ち、地籍調査業務、					
国有農地の境界査定						国有農地の境界査定					
業務、農地転用現地						業務、農地転用現地					
調査業務、経営構造						調査業務、経営構造					
対策事業等の現地調						対策事業等の現地調					
査、指導若しくは検						査、指導若しくは検					
査の業務、実地指導						査の業務、実地指導					
業務又は土壌サンプ						業務又は土壌サンプ					
リング調査業務に従						リング調査業務に従					
事するもの		L		L		事するもの		L			
29 地方局農業振興課	省略]	28 地方局産業振興課	省略				
支局地域農業育成室						支局地域農業育成室					
に勤務する職員のう						に勤務する職員のう					
ち、ほ場管理業務に						ち、ほ場管理業務に					
従事するもの						従事するもの					
30 省略					1	29 省略					
31 省略					1	30 省略					
_	少岐					_	少岐				
32 復興監及び農地整	省略					31 復興監及び農地整	省略 ————				
備課又は地方局農村 整備課、企画調整	ヘルメ	1	年間	3年		備課又は地方局農村 整備課、企画調整	ヘルメ	1	年間	3年	地方局農村整
· ·	ット						ット				備課、企画調
室、農村整備第一						室、農村整備第一					整室、農村整
課、企画調整室、農						課、企画調整室、農					備第一課、企
村整備第二課、支局						村整備第二課、支局 農村整備課、支局農					画調整室、農
10010 - 11000											村整備第二
村整備第一課若しく						村整備第一課若しく					課、支局農村
は支局農村整備第二						は支局農村整備第二					整備課、支局
課に勤務する職員の						課に勤務する職員の					農村整備第一
うち、土地改良事業						うち、土地改良事業 の調査、測量、監					課又は支局農
の調査、測量、監											村整備第二課
督、指導、検査又は						督、指導、検査又は					に勤務する職
用地取得の業務に従						用地取得の業務に従					員のうち、用
事するもの						事するもの					地取得業務に
											従事するもの
											<u>を除く。</u>
	省略	_					省略				
33 省略						32 省略					
34 省略						33 省略					
35 省略						34 省略					
36 省略					1	35 省略					
					1						
	省略					<u> </u>	省略				
策課若しくは森林整	= =					<u>37</u> 複典	- FH				
開発を表現しては森林を開発して、は森林を開発して、は、一般には、地方局森林林						備課、地方局森林林					

業課、支局森林林業	業課、支局森林林業
課、久万高原森林林	課者しくは久万高原
業課若しくは肱川流	森林林業課
域林業振興課又は農	又は農
林水産研究所林業研	林水産研究所林業研
究センターに勤務す	究センターに勤務す
る職員のうち、林業	る職員のうち、林業
又は森林に関する現	又は森林に関する現
地調査、指導、工事	地調査、指導、工事
監督又は工事検査の	監督又は工事検査の
業務に従事するもの	業務に従事するもの
39 省略	38 省略
40 省略	39 省略
41 省略	40 省略
42 省略	41 省略
43 省略	42 省略
44 省略	43 省略
45 省略	44 省略
46 省略	45 省略
47 省略	46 省略
48 省略	47 省略
49 省略	48 省略
樣式第2号 (第5条関係) 被服等再貸与申請書	樣式第2号 (第5条関係) 被服等再貸与申請書
省略	省略
職氏名	職氏名
省略	省略
省略	省略
注省略	注省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第12号

庁 中 一 般各 地 方 機 関

愛媛県デジタル総合戦略本部規程を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県デジタル総合戦略本部規程

(設置)

第1条 県政のデジタルトランスフォーメーションを推進するため、愛媛県デジタル総合戦略本部(以下「戦略本部」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 戦略本部は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) デジタルトランスフォーメーションの推進の総括に関すること。
 - (2) デジタル人材の活用及び育成に関すること。
 - (3) 県における全ての情報資産の情報セキュリティに関すること。
 - (4) その他デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

(組織)

第3条 戦略本部は、本部長、最高デジタル責任者、最高情報セキュリティ責任者、副本部長、本部員及び最高デジタル責任者補佐官をもっ

て組織する。

- 2 本部長は、デジタルトランスフォーメーションの総括に関する事務を担任する副知事をもって充て、最高デジタル責任者及び最高情報 セキュリティ責任者の職を兼ねる。
- 3 副本部長は、企画振興部長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 最高デジタル責任者補佐官は、知事が委嘱する。

(職務)

- 第4条 本部長は、戦略本部の事務を統轄し、戦略本部を代表する。
- 2 最高デジタル責任者は、第2条第1号、第2号及び第4号の任務を統轄する。
- 3 最高情報セキュリティ責任者は、第2条第3号の任務を統轄する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 最高デジタル責任者補佐官は、デジタルトランスフォーメーションに関し専門的な知見に基づき、助言を行う。

(会議)

- 第5条 戦略本部の会議は、本部長が必要の都度招集し、これを主宰する。
- 2 本部長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

- **第6条** デジタルトランスフォーメーションの推進に係る連絡調整等を行うため、最高デジタル責任者の統轄の下に、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。
- 3 会長は、企画振興部デジタル戦略局長の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課長の職にある者をもって充てる。
- 5 会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 会長は、最高デジタル責任者の命を受け、幹事会の事務を掌理する。
- 7 副会長は、会長を補佐する。
- 8 幹事会の会議は、会長が必要の都度招集し、これを主宰する。
- 9 会長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(個別専門部会)

第7条 最高デジタル責任者の統轄の下に、必要に応じて、個別専門部会を置くことができる。

(情報セキュリティ委員会)

- **第8条** 情報セキュリティポリシーの策定、運用管理、評価及び見直しを行うため、最高情報セキュリティ責任者の統轄の下に、情報セキュリティ委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、副本部長をもって充てる。
- 4 副委員長は、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課長の職にある者をもって充てる。
- 5 委員は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 委員長は、最高情報セキュリティ責任者の命を受け、委員会の事務を掌理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐する。
- 8 委員会の会議は、委員長が必要の都度招集し、これを主宰する。
- 9 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 10 委員会の事務は、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課において処理する。

(情報セキュリティに関する緊急対応チーム)

- 第9条 委員会に情報セキュリティに関する緊急対応チーム(以下「チーム」という。)を置く。
- 2 チームの事務は、次に掲げる事項とする。
- (1) 情報セキュリティインシデントが発生した際の初動対応及び情報収集に関すること。
- (2) 発生した情報セキュリティインシデントの把握及び分析並びに被害の拡大の防止、復旧及び再発防止策の実施に関すること。
- (3) 全庁からの情報セキュリティに関する問合せへの対応に関すること。
- 3 チームの構成員は、企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課に所属する職員をもって充てる。
- 4 チームの責任者は、副委員長をもって充てる。

(事務局)

- 第10条 戦略本部の事務を処理するため、企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課に事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置き、企画振興部デジタル戦略局デジタルシフト推進課長の職にある者をもって充てる。 (雑則)
- 第11条 この訓令に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表1(第3条関係)

- 1 営業本部長
- 2 防災安全統括部長
- 3 総務部長
- 4 観光スポーツ文化部長
- 5 県民環境部長
- 6 保健福祉部長
- 7 経済労働部長
- 8 農林水産部長
- 9 土木部長
- 10 出納局長
- 11 公営企業管理局長
- 12 議会事務局長
- 13 副教育長
- 14 警察本部総務室長

別表2(第6条関係)

- 1 営業本部マネージャー
- 2 総務部総務管理局総務管理課長
- 3 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 4 企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課長
- 5 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
- 6 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 7 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 8 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 9 農林水産部農政企画局農政課長
- 10 土木部土木管理局土木管理課長
- 11 出納局会計課長
- 12 公営企業管理局総務課長
- 13 人事委員会事務局次長
- 14 議会事務局総務課長
- 15 監査事務局次長
- 16 教育委員会事務局管理部教育総務課長
- 17 労働委員会事務局次長
- 18 警察本部総務室情報管理課長

別表3(第8条関係)

- 1 総務部総務管理局総務管理課長
- 2 総務部総務管理局人事課長
- 3 総務部総務管理局私学文書課長
- 4 企画振興部政策企画局総合政策課長
- 5 企画振興部政策企画局広報広聴課長
- 6 観光スポーツ文化部スポーツ局地域スポーツ課長
- 7 県民環境部県民生活局県民生活課長
- 8 保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
- 9 経済労働部産業雇用局産業政策課長
- 10 農林水産部農政企画局農政課長
- 11 土木部土木管理局土木管理課長
- 12 出納局会計課長
- 13 公営企業管理局総務課長
- 14 人事委員会事務局次長

- 15 議会事務局総務課長
- 16 監査事務局次長
- 17 教育委員会事務局管理部教育総務課長
- 18 警察本部総務室情報管理課長

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 īF 後 改 īF 前 (組織) (組織)

第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそ **│ 第2条** 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそ の右欄に掲げる係を置く。

部	課	係
	省略	
管理部	社会教育課	教育推進係
	省略	
省略		

- 3 保健体育課に全国高校総体推進室を置く。
- 4・5 省略

(各課及び室の所掌事務)

第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

保健体育課(第4号の事務のうち全国高等学校総合体育大会に関 する事務にあっては、全国高校総体推進室の所掌とする。)

(1)~(6) 省略

省略

(職)

- **第7条** 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職 **第7条** 法律に特別の定めがあるものを除き、事務局に置かれる職 員の職は、次のとおりとする。
- (1)~(8) 省略
- (9) 魅力化推進監
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

(14) ~ (30) 省略

2 省略

(必要に応じて置く職員)

第10条 必要な課及び室に参事、副参事 、管理主事、指導主 **│第10条** 必要な課及び室に参事、副参事、室付、管理主事、指導主 事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教 育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。

2~4 省略

れぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表 れぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表 の右欄に掲げる係を置く。

部	課	係
	省略	
管理部	社会教育課	教育推進係 <u>指導係</u>
	省略	
省略		

- 2 省略
- 3 保健体育課に全国高校総体準備室を置く。
- 4・5 省略

(各課及び室の所掌事務)

第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。

保健体育課(第4号の事務のうち全国高等学校総合体育大会に関 する事務にあっては、全国高校総体準備室の所掌とする。)

(1)~(6) 省略

省略

(職)

- 員の職は、次のとおりとする。
- (1)~(8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 室付
- (14) ~ (30) 省略
- 2 省略

(必要に応じて置く職員)

事、社会教育主事、教育専門員、専門員、専門学芸員、主任、教 育主任、主任学芸員及び学芸員を置く。

2~4 省略

5 室付は、上司の特命に係る事務を処理する。

5_ 省略	6 省略				
<u>6</u> 省略	7 省略				
<u>7</u> 省略	8 省略				
8 省略	9 省略				
<u>9</u> 省略	10 省略				
10 省略	11 省略				
11 省略	12 省略				
12 省略	13 省略				
13 省略	14 省略				
14 省略	15 省略				
15 省略	16 省略				
(高校教育課に置く職員)	(高校教育課に置く職員)				
第11条 高校教育課に財務指導監 <u>及び魅力化推進監</u> を置く。	第11条 高校教育課に財務指導監を置く。				
2 省略	2 省略				
3 魅力化推進監は、上司の命を受け、特命事項を処理するととも					
に、県立学校の魅力向上に関して、専門的な指導及び助言を行					
<u>5.</u>					
(愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)					

第2条 愛媛県教育委員会事務局職員等の勤務時間の割振り等に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第12号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定義)	(定義)
第2条 この規則で職員とは、愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県	第2条 この規則で職員とは、愛媛県教育委員会事務局及び愛媛県
教育委員会の所管に属する地方教育行政の組織及び運営に関する	教育委員会の所管に属する地方教育行政の組織及び運営に関する
法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関に勤務	法律(昭和31年法律第162号)第30条に規定する教育機関に勤務
する職員(する職員(愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育課に属する職
市町村立学校職員	員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの、市町村立学校職員
給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職	給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職
員及び事務職員、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関す	員及び事務職員、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関す
る条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第2条に規定する教育職員	る条例(昭和27年愛媛県条例第31号)第2条に規定する教育職員
並びに愛媛県立図書館に勤務する職員を除く。)をいう。	並びに愛媛県立図書館に勤務する職員を除く。)をいう。

(愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

以上後	CX LE NI
愛媛県立図書館 に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関	愛媛県立図書館等に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関
する規則	する規則
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する	第1条 この規則は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する
条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。)第11	条例(昭和26年愛媛県条例第56号。以下「条例」という。)第11
条第 3 項ただし書及び第13条第 1 項の規定に基づき、愛媛県立図	条第 3 項ただし書及び第13条第 1 項の規定に基づき、愛媛県立図
書館に勤務する職員	書館に勤務する職員 <u>及び愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育</u>
(以下	課に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するもの(以下
「職員」という。)の勤務時間の割振り等について必要な事項を	「職員」という。)の勤務時間の割振り等について必要な事項を
定めるものとする。	定めるものとする。
(勤務時間)	(勤務時間)
第2条 省略	第 2 条 省略

2 <u>職員</u> の前項の勤務時間の割振りは、 次の区分により所属長が行う。	2 <u>愛媛県立図書館に勤務する職員</u> の前項の勤務時間の割振りは、 次の区分により所属長が行う。
省略	3 第1項の勤務時間は、愛媛県教育委員会事務局管理部社会教育 課に属する職員で愛媛県生涯学習センターに駐在するものにあっ ては午前8時50分から午後5時35分までに割り振るものとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとする。

管理部保健体育課全国高校総体準備室 管理部保健体育課全国高校総体推進室

○愛媛県教育委員会規則第4号

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県県立学校教職員設置規則の一部を改正する規則

愛媛県県立学校教職員設置規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前					
別表(第1条の2関係)	別表(第1条の2関係)					
1~8 省略	1~8 省略					
9 宇和島東高等学校津島分校						
10 北宇和高等学校三間分校						
11 省略	9 省略					
12 省略	10 省略					
13 新居浜特別支援学校みしま分校						
	_					

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局

教育機 関

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会事務局教育事務所処務規程(昭和32年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(課及び係)	(課及び係)
第1条 教育事務所に総務課、教職員課及び地域教育推進課	第1条 教育事務所に総務課、教職員課 <u>、教育指導課及び社会教育</u>
を置く。	課を置く。
2 各課の分掌事務を次のとおりとする。	2 各課の分掌事務を次のとおりとする。
省略	省略
地域教育推進課	教育指導課
省略	省略
	社会教育課
(<u>9)</u> 省略	(<u>1</u>) 省略
<u>(10)</u> 省略	(2) 省略
(11) 省略	(3) 省略
<u>(12)</u> 省略	(<u>4</u>) 省略
<u>[13]</u> 省略	(<u>5</u>) 省略
(14) 省略	(<u>6</u>) 省略
<u>(15)</u> 省略	<u>(7)</u> 省略
3 省略	3 省略
(職員)	(職員)
第 4 条 省略	第 4 条 省略
2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織	2 前項に規定する職員は、それぞれ愛媛県教育委員会事務局組織
規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、 <u>第</u>	規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)第10条第4項、 <u>第</u>
<u>5 項から第 9 項まで、第11項、第12項及び第13項</u> に規定する職務	<u>6 項から第10項まで、第12項、第13項及び第14項</u> に規定する職務
に従事する。	に従事する。
(備付簿冊)	(備付簿冊)
第8条 教育事務所には、別に定める様式により、次の簿冊を備え	第8条 教育事務所には、別に定める様式により、次の簿冊を備え
つけ、整理しておかなければならない。	つけ、整理しておかなければならない。
(1) 省略	(1) 省略
(2) 勤務時間記録簿	(2) 出勤簿
(3)~(8) 省略	(3)~(8) 省略

(愛媛県立図書館処務規程の一部改正)

第2条 愛媛県立図書館処務規程(昭和33年愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改	Œ	後		改	正	前	
(職務)				(職務)				
第1条 省略				第1条 省	略			

- 2~4 省略
- 5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、 第10条第11項、第12項及び第13項に規定する職務に従事する。
- 6~8 省略

2~4 省略

- 5 教育専門員、専門員、係長、担当係長、主任及び教育主任は、 それぞれ組織規則第10条第8項及び第9項、第9条第6項並びに それぞれ組織規則第10条第9項及び第10項、第9条第6項並びに 第10条第12項、第13項及び第14項に規定する職務に従事する。
 - 6~8 省略

(愛媛県総合教育センター処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県総合教育センター処務規程(昭和41年愛媛県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職務)	(職務)
第2条 省略	第2条 省略
2~5 省略	2~5 省略
6 指導主事は、組織規則 <u>第10条第6項</u> に規定する職務に従事す	6 指導主事は、組織規則 <u>第10条第7項</u> に規定する職務に従事す
వ .	ა .
7 専門員は、組織規則 <u>第10条第9項</u> に規定する職務に従事する。	7 専門員は、組織規則 <u>第10条第10項</u> に規定する職務に従事する。
8 省略	8 省略
9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並	9 係長、担当係長及び主任は、それぞれ組織規則第9条第6項並
びに <u>第10条第11項及び第12項</u> に規定する職務に従事する。	びに <u>第10条第12項及び第13項</u> に規定する職務に従事する。
10・11 省略	10・11 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 6 - 211

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和3年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の採用及び昇任に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の採用及び昇任に関する規則の一部改正)

第1条 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

					-	_ 133			
別表第1(第	4条関係)		別	別表第1(第4条関係)					
	行政職群級別	削職務区分表		行政職群級別職務区分表					
職務の級	部局	職務の級区分欄の級に含まれ		職務の級	部局	職務の級区分欄の級に含まれ			
区分		る職		区分		る職			
省略	管理者の事務部局	省略		省略	管理者の事務部局	省略			
8 級				8 級		<u>局長</u>			
		局付(8級)				局付(8級)			
		中央病院事務局長							
		省略				省略			
9 級		<u>局長</u>		9 級					
		局付(9級)				局付(9級)			
						中央病院事務局長			
備考 省略				備考 省略					
別表第4(第	4条関係)		別	表第4 (第	4条関係)				
	医療職群⊖級	別職務区分表			医療職群⊖級	別職務区分表			
職務の級	部局	職務の級区分欄の級に含まれ		職務の級	部局	職務の級区分欄の級に含まれ			
区分		る職		区分	D1 1-01	る職			
省略				省略					
	省略				省略				
5 級	管理者の事務部局			5 級	管理者の事務部局	病院管理監			
		省略				省略			

(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第2条 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-159)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改	正	後			改	Œ	前	
別	表 (第2条関係)				別	表 (第2条関係)				
	省略					省略				
						公立学校共済組合				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7-1235

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

2・3 省略

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当等の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当) (用地交渉等業務に従事する職員の特殊勤務手当) **第32条** 条例第53条の人事委員会が定める地方局等は、本庁農林水 **│第32条** 条例第53条の人事委員会が定める地方局等は、本庁農林水 産部農業振興局農地整備課、本庁土木部土木管理局用地課、地方 産部農業振興局農地整備課、本庁土木部土木管理局用地課、地方 局農林水産振興部土地改良主務課及び治山主務課並びに地方局建 局産業経済部土地改良主務課 及び治山主務課並びに地方局建 設部 (土木事務所を含む。)とする。 設部(土木事務所を含む。)とする。 2・3 省略 2・3 省略 (特殊自動車運転作業手当) (特殊自動車運転作業手当) **第34条の7** 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大 **第34条の7** 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大 学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所(水産研究センタ 学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所(水産研究センタ ーを除く。)並びに東予地方局農林水産振興部今治支局地域農業 - を除く。)並びに東予地方局産業経済部今治支局地域農業育成 育成室、中予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室及 室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室及び南予地 び南予地方局農林水産振興部農業振興課地域農業育成室をいう。 方局産業経済部産業振興課地域農業育成室をいう。

2 · 3 省略

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

 改 正 後
 改 正 前

 別表第10(第3条関係)
 別表第10(第3条関係)

 級 別 職 務 区 分 表
 級 別 職 務 区 分 表

 1 行政職給料表級別職務区分表
 1 行政職給料表級別職務区分表

 職務の 級区分
 部 局 職務の級区分欄の級に含まれる職級区分

 省略
 職務の級区分欄の級に含まれる職級区分

 省略
 職務の級区分欄の級に含まれる職額

 省略
 場所の級区分欄の級に含まれる職額

 省略
 場務の級区分欄の級に含まれる職額

 省略
 場所の級区分欄の級に含まれる職額

1 行以	職給料表級別!	敞務区分表	1 行以	概給料表級別!	敞 務 区 分 表
職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
5級	省略		5級	省略	
	教育委員会			教育委員会	室付 (5 級)
	の事務部局	省略		の事務部局	省略
	警察の事務	省略		警察の事務	省略
	部局	デジタル総合戦略統括官		部局	ICT統括官
		省略			省略
6級	知事の事務	省略	6級	知事の事務	省略
	部局	営業本部マネージャー(6級)		部局	営業本部マネージャー(6級)
		えひめ愛・野球博推進監(6級)			
		省略			省略
		原子力安全対策推進監(6級)			原子力安全対策推進監(6級)
		感染症対策調整監(6級)			
		省略			省略
		地方局地域産業振興部総務県民課長			地方局総務企画部総務県民課長
		東予地方局地域産業振興部総務県民課防			東予地方局総務企画部総務県民課防災対
		<u>災対策室長</u>			<u>策室長</u>

 	3133-172
南予地方局地域産業振興部総務県民課防	南予地方局総務企画部総務県民課防災対
災対策室長	策室長
地方局地域産業振興部地域政策課長	地方局総務企画部地域政策課長
—————————————————————————————————————	
地方局地域産業振興部税務管理課長	
地方局地域産業振興部課税課長	地方局総務企画部課税課長
南予地方局地域産業振興部税務課長	南予地方局総務企画部税務課長
地方局支局総務県民室長	地方局総務企画部支局総務県民室長
地方局支局税務室長	地方局総務企画部支局税務室長
省略	省略
南予地方局農林水産振興部復興監(6	
級)	用了他们但在来赶归即及突出(0款)
地方局農林水産振興部農業振興課長	—— —— 地方局産業経済部産業振興課長
地方局農林水産振興部農業振興課農業普	地方局産業経済部産業振興課農業普及振
	興監(6級)
及振興監(6級)	
	東予地方局産業経済部産業振興課商工観
	光室長
	南予地方局産業経済部産業振興課商工観
	光室長
地方局農林水産振興部農業振興課地域農	地方局産業経済部産業振興課地域農業育
業育成室長	成室長
地方局農林水産振興部農業振興課産地戦	地方局産業経済部産業振興課産地戦略推
略推進室長	進室長
地方局農林水産振興部農村整備課長	地方局産業経済部農村整備課長
地方局農林水産振興部農村整備第一課長	地方局産業経済部農村整備第一課長
地方局農林水産振興部農村整備第二課長	地方局産業経済部農村整備第二課長
地方局農林水産振興部森林林業課長	地方局産業経済部森林林業課長
	東予地方局産業経済部今治支局商工観光
	<u>室長</u>
地方局農林水産振興部支局地域農業育成	地方局産業経済部支局地域農業育成室長
室長	
地方局農林水産振興部支局産地戦略推進	地方局産業経済部支局産地戦略推進室長
室長	
東予地方局農林水産振興部今治支局農村	東予地方局産業経済部今治支局農村整備
整備課長	課長
南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整
村整備第一課長	備第一課長
南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整
村整備第二課長	備第二課長
地方局農林水産振興部支局森林林業課長	地方局産業経済部支局森林林業課長
中予地方局農林水産振興部久万高原森林	中予地方局産業経済部久万高原森林林業
────────────────────────────────────	課長
────────────────────────────────────	
川流域林業振興課長	
南予地方局農林水産振興部水産課長	————————————————————————————————————
南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水	1 of 3 sort of the rate of the PT SHE'S Table 3915 less
在課長	
省略	 省略
東予地方局今治土木事務所用地課長	地方局土木事務所用地課長
南予地方局八幡浜土木事務所用地課長	2077问上小字物加口26练区
	<u></u>
省略	省略

		省略	
		教育委員会	省略
		の事務部局	魅力化推進監(6級)
			省略
		省略	
	7級	知事の事務	省略
		部局	営業本部マネージャー(7級)
			えひめ愛・野球博推進監(7級)
			省略
			原子力安全対策推進監(7級)
			感染症対策調整監(7級)
			省略
			南予地方局農林水産振興部復興監(7
			級)
			地方局農林水産振興部農業振興課農業普
			及振興監(7級)
		省略	
		教育委員会	省略
		の事務部局	財務指導監(7級)
			魅力化推進監(7級)
		省略	
	省略		
	9級	知事の事務	省略
		部局	防災安全統括部長
			特命担当部長
			省略
		省略	
_			

2 公安職給料表級別職務区分表

- 44						
職務の	RIN 및 소설 다 기계 소설 기계					
級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職					
省略						
7級	省略					
	高速道路交通警察隊長(7級)					
	本部課理事官					
	省略					
省略						

3・4 省略

5 医療職給料表口級別職務区分表

職務の級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6 級	知事の事務	省略
	部局	家畜保健衛生所支所長
		家畜病性鑑定所長
		省略
	省略	
省略		

6~8 省略

	省略	
-	教育委員会	省略
	の事務部局	室付(6級)
		省略
-	 省略	
7級	知事の事務	省略
	部局	営業本部マネージャー(7級)
		省略
		原子力安全対策推進監(7級)
		省略
		南予地方局産業経済部復興監(7級)
		地方局産業経済部産業振興課農業普及振
-		興監(7級)
	省略	
	教育委員会	省略
	の事務部局	財務指導監(7級)
	省略	
省略		
9級	知事の事務	省略
	部局	防災安全統括部長
		省略
	省略	

2 公安職給料表級別職務区分表

2 23	似 船 科 农 拟 別 吼 伤 区 刀 农
職務の 級区分	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	
7級	省略 高速道路交通警察隊長(7級) ———— 省略
省略	

3・4 省略

5 医療職給料表□級別職務区分表

職務の 級区分	部局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
6級	知事の事務 部局	省略 家畜保健衛生所支所長 ————— 省略
	省略	
省略		

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第3条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-68)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改 正 後		改正前					
表第1 (第	2条関係)		別表第1(第	82条関係)				
部局	公 職	区分	部局	公職	区分			
知事の事 務部局	省略 防災安全統括部長 特命担当部長	1種	知事の事 務部局	省略 防災安全統括部長 	1種			
	省略			省略				
	省略 原子力安全対策推進監 感染症対策調整監 省略 地方局地域産業振興部総務県民課長 地方局地域産業振興部地域政策課長 東予地方局地域産業振興部市工観光課長 南予地方局地域産業振興部商工観光課長 南予地方局地域産業振興部商工観光課長 地方局支局総務県民室長 省略 地方局農林水産振興部農業振興課長 地方局農林水産振興部農業振興課長	3種		省略 原子力安全対策推進監 省略 地方局総務企画部総務県民課長 地方局総務企画部地域政策課長 地方局総務企画部地域政策課長 地方局能務企画部地域政策課長 地方局産業経済部産業振興課長 地方局産業経済部産業振興課農業普及振興監	3種			
	興監 省略 部付(1種及び3種に該当する職を除く。)	4種		省略 省略 部付(1種及び3種に該当する職を除く。)	4種			
	 えひめ愛・野球博推進監省略東予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長南予地方局地域産業振興部総務県民課防災対策室長地方局地域産業振興部税務管理課長 			省略 東予地方局総務企画部総務県民課防災対策室 長 南予地方局総務企画部総務県民課防災対策室 長 し 地方局総務企画部税務管理課長				
	地方局地域産業振興部課税課長			地方局総務企画部課税課長				
	南予地方局地域産業振興部税務課長			南予地方局総務企画部稅務課長 地方局総務企画部支局総務県民室長				
	地方局支局税務室長 省略 南予地方局農林水産振興部復興監			地方局総務企画部支局税務室長 省略 南予地方局産業経済部復興監 東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室				
				長 南予地方局産業経済部産業振興課商工観光室 長 地方局産業経済部産業振興課地域農業育成室				
	成室長 地方局農林水産振興部農業振興課産地戦略推 進室長			長 地方局産業経済部産業振興課産地戦略推進室 長				
	地方局農林水産振興部農村整備課長 地方局農林水産振興部農村整備第一課長 地方局農林水産振興部農村整備第二課長 地方局農林水産振興部森林林業課長			地方局産業経済部農村整備課長 地方局産業経済部農村整備第一課長 地方局産業経済部農村整備第二課長 地方局産業経済部森林株業課長				

	4/H2+-/1-I	
1		
	 地方局農林水産振興部支局地域農業育成室長	
	地方局農林水産振興部支局産地戦略推進室長	
	東予地方局農林水産振興部今治支局農村整備	
	課長	
	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整	
	備第一課長	
	 南予地方局農林水産振興部八幡浜支局農村整	
	備第二課長	
	地方局農林水産振興部支局森林林業課長	
	省略	
	中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業	
	課長	
	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局肱川流	
	域林業振興課長	
	南予地方局農林水産振興部水産課長	
	南予地方局農林水産振興部八幡浜支局水産課	
	<u>長</u>	
	省略	
	省略	
	省略	5種
	家畜保健衛生所支所長	
	家畜病性鑑定所長	
	省略	
委員会等	省略	
の事務部	省略	3種
局		
	省略	
	参事(3種に該当する職を除く。)	4種
	教育委員会事務局文化財専門監	
	教育委員会事務局財務指導監	
	教育委員会事務局魅力化推進監	
	省略	
	省略	5種
		- 12
	省略	
	省略	
警察の事	省略	
務部局		c 4#
	科学捜査研究所副所長	5 種
	本部課理事官 省略	
		i

	東予地方局産業経済部今治支局商工観光室長	
	地方局産業経済部支局地域農業育成室長	
	地方局産業経済部支局産地戦略推進室長	
	東予地方局産業経済部今治支局農村整備課長	
	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第	
	<u>一課長</u>	
	南予地方局産業経済部八幡浜支局農村整備第	
	二課長	
	地方局産業経済部支局森林林業課長	
	省略	
	中予地方局産業経済部久万高原森林林業課長	
	南予地方局産業経済部水産課長	
	_	
	省略	
	家畜病性鑑定所長	
	省略	
	省略	5 種
	 家畜保健衛生所支所長	
T = 4 m	40-5	
委員会等	省略	
の事務部	省略	3種
局	文化財専門監 	
	省略	
	参事(3種に該当する職を除く。)	4 種
	教育委員会事務局財務指導監	
	省略	
	省略	5 種
	<u>教育委員会事務局室付</u>	
	省略	
	省略	
警察の事	省略	
務部局		5 種
		-
	省略	
備考 省略	·	

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第4条 特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 368)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。 改 正 後

別表第1 特地公署(第2条、第3条関係)

	所在地	公 署	級別区分
省略			
越智	省略		
郡	上島町岩城 3570番地	東予地方局農林水産振興部 今治支局地域農業育成室普	2 級
	省略	及指導員岩城駐在所	
松山	中島大浦1626	中予地方局農林水産振興部	1 級
市	番地	農業振興課地域農業育成室 普及指導員中島駐在所	
	省略		
省略			

改 正

別表第1 特地公署(第2条、第3条関係)

	所在地	公 署	級別区分
省略			
越智	省略		
郡	上島町岩城	東予地方局産業経済部今治	2 級
	3570番地	支局地域農業育成室普及指	
		導員岩城駐在所	
	省略		
松山	中島大浦1626	中予地方局産業経済部産業	1 級
市	番地	振興課地域農業育成室普及	
		指導員中島駐在所	
	省略		
省略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則16 - 1

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則(愛媛県人事委員会規則16 - 0)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(内部組織の長に準ずる職)

- 第6条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号) | 第6条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部 組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次 に掲げる職とする。
 - (1)~(3) 省略
 - (4) 公営企業管理局長
 - (5) 省略

(国の部長又は課長に相当する職)

- **第20条** 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長 **第20条** 条例第2条の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長 又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるもの は、次に掲げる職とする。
 - (1) 省略
 - (2) 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企 業管理規程第5号)別表第2右欄に掲げる区分が1種、3種及 び4種に該当する職(第6条第4号及び第5号 に掲げる職 を除く。)
 - (3) 省略

- (内部組織の長に準ずる職)
- 第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部 組織の長に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、次 に掲げる職とする。
- (1)~(3) 省略
- (4) 病院管理監
- (5) 省略
- (6) 中央病院事務局長

(国の部長又は課長に相当する職)

- 又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるもの は、次に掲げる職とする。
- (1) 省略
- (2) 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企 業管理規程第5号)別表第2右欄に掲げる区分が1種、3種及 び4種に該当する職(第6条第4号から第6号までに掲げる職 を除く。)
 - (3) 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和3年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

正 後 正 前 (職の設置) (職の設置) 第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられ │ 第5条 本局に次の表の左欄に掲げる職を置き、当該職を命ぜられ た者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事 た者は、それぞれ上司の命を受けて当該右欄に掲げる職務に従事 する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、専門員、担当 する。ただし、局付、参事、技幹、副参事、課付、専門員、担当 係長及び主任については、業務の状況により置かないことができ 係長及び主任については、業務の状況により置かないことができ 職 職 務 職 職 務 省略 省略 管理者を補佐し、病院事業の経営改善に関す 病院管理監 る事務を統括する。 省略 省略

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

 $(1 \sim 9)$

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

局付(8

中央病院

事務局長

級)

局付(9

級)

人の衣の以正則の側に拘ける尻とを向衣の以正夜の側に拘ける尻	にに下級と小りように以正りる。				
改 正 後	改 正 前				
(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及	(期末手当及び勤勉手当の算定基礎額につき加算を受ける職員及				
び加算額の割合)	び加算額の割合)				
第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職	第7条 別表第2右欄に掲げる区分が1種に該当する職を占める職				
員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料	員の期末手当及び勤勉手当の算定基礎額の給料月額は、当該給料				
月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に	月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に				
定める割合を乗じて得た額とする。	定める割合を乗じて得た額とする。				
(1) 局長及び 病院長(中央病院長に限る。)	(1) 病院管理監、病院長(中央病院長に限る。)及び中央病院事				
の職を占める職員 100分の125	務局長の職を占める職員 100分の125				
(2) 省略	(2) 省略				
別表第1 (第3条関係)	別表第1(第3条関係)				
給料表級別職務区分表	給料表級別職務区分表				
職務 の級 級級級級 級級級 級級級 級級級 5 6 7 級級級 9 級 区分	職務 の級 1 2 3 給料表 級 級 級 数 級 級 級 級 級 級 級 級 級 級 級 の の 級 級 級 の				
行政職給料 省 局長	行政職給料省 局長				

 $(1 \sim 9)$

局付(9

中央病院

級)

事務局長

局付(8

級)

					省略	
医療職給料	省					
表()	略					
(1~4)			省略			
省略						

別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、<u>附則第8項</u>関係) 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

	公	職	区分
省略			1 種
省略			
省略			

					省略	
医療職給料	省		病院管			
表()	略		<u>理監</u>			
(1~4)			省略			
省略						

別表第2 (第5条、第6条の2、第7条、<u>附則第7項</u>関係) 管理職手当の支給を受ける者の範囲及び区分

公	職	区分
省略		1 種
病院管理監		
省略		
省略		

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第2号

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年4月1日

愛媛県公営企業管理者 山 口 真 司

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則の一部を改正する訓令

愛媛県公営企業管理局事務決裁規則(昭和63年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

				11-11-					,							
		改 正 後							改 正	前						
別	-	条関係) 管理者の権限に属する	5事₹	务に任	系る	一般共		•	条関係) 管理者の権	限に属する	事務		系る -	一般		
	通決裁事項 ————							通決裁事項								
		事項	決裁区分									決裁区分				
	# 72 o 15 **		管 専決者			皆		→ 20 € 45 × 4	事項		管	専決者				
	事務の種類		理	局課		主		事務の種類			理	局	課	主		
			者	長	長	幹					者	長	長	幹		
	1~4 省略							1~4 省略								
	5 組織及び	1 省略						5 組織及び	1 省略							
	人事管理に	2 局長の出張、						人事管理に	<u></u> 監の出張、	П						
	関する事務	休暇、育児休業等、職務専念義						関する事務	休暇、育児休業等、「	職務専念義						
		務の免除その他服務に関するこ							務の免除その他服務	に関するこ						
		と。							と。							
		3 職員(局長を							3 職員(局長及び病	院管理監を						
		除く。)の海外出張に関するこ							除く。)の海外出張	に関するこ						
		と。							と。							
		4~8 省略							4~8 省略							
	6~10 省略							6~10 省略								
	備考 省略							備考 省略								
別	表第2 (第4	条関係) 管理者の権限に属する	る事剤	务に任	系る	特定法	: ;	別表第2 (第4:	条関係) 管理者の権	限に属する	事務	多に係	まる 4	侍定		
	裁事項							裁事項								
				決裁	区分							決裁	区分			

40								
組織	事務の種類	事	項	管	専決者			
名	2 000 1 1 1 1 1 1			理	局	課	主	
				者	長	長	幹	
総	1~6 省略							
務	7 分限及び	1 分限処分1	こ関すること					
課	懲戒に関す	(地方公務員	法(以下「地					
	る事務	公 法」とに	1 う。)第28					
		条)。						
		(1) 病気休職	ŧ					
		ア省略						
		イ ア <u>及ひ</u>	<u>「ウ</u> 以外のもの					
		ウ 会計年	度任用職員に			_		
		係るもの	<u>)</u>					
		(2) 省略						
		2 省略						

			決裁区分					
組織	事務の種類	事項	管	Ę	亨決 者	大者		
名	子がカックリ主人共	y %	理	局	課	主		
П			者	長	長	幹		
総	1~6 省略							
務	7 分限及び	1 分限処分に関すること						
課	懲戒に関す	(地方公務員法(以下「地						
	る事務	公 法」と い う。)第28						
		条)。						
		(1) 病気休職						
		ア省略						
		イ ア以外のもの						
		(2) 省略						
		2 省略						

	8 服務に関	1 営利企業等の従事許可に				8 服務に	こ関	1 営利企業等の従事許可に			
	する事務	関すること (地公法第38				する事剤	务	関すること (地公法第38			
		条)。						条)。			
		(1) 局長に						(1) 局長及び病院管理監に			
		係るもの						係るもの			
		(2) 省略						(2) 省略			
		2 職員の非常勤の消防団員						2 職員の非常勤の消防団員			
		との兼職の承認に関するこ						との兼職の承認に関するこ			
		と(消防団を中核とした地						と(消防団を中核とした地			
		域防災力の充実強化に関す						域防災力の充実強化に関す			
		る法律第10条第1項)。						る法律第10条第1項)。			
		(1) 局長に						(1) 局長及び病院管理監に			
		係るもの						係るもの			
		(2) 省略						(2) 省略		\prod	
		3 省略						3 省略			
		4 職員の自己啓発等休業又						4 職員の自己啓発等休業又			
		は配偶者同行休業の承認に						は配偶者同行休業の承認に			
		関すること。						関すること。			
		(1) 局長に						(1) 局長及び病院管理監に			
		係るもの						係るもの			
		(2) 省略						(2) 省略			
	9~15 省略					9~15 省	当略				
省					¥						
略					佫						

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日 発行 139